HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	キーウィタースとレース・プーブリカ　－ロックの市民社会について－
Author(s)	遠藤, 博也
Citation	北大法学論集, 41(5-6), 253-359
Issue Date	1991-10-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16801
Type	bulletin (article)
File Information	41(5-6)_p253-359.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

キーウィタースとレース・プーブリカ

——ロックの市民社会について——

遠藤博也

目次

一 はしがき
二 ロックの市民社会論の内容
三 ロックの市民社会論の検討
一 ロックとホッブズ
二 ファーガソンとヘーゲル
三 キーウィタースとレース・プーブリカ
四 ポリスとポリーテイアー
四 あとがき

一　はしがき

石川武教授は、その論稿「いわゆる『市民政府論』（ロック）に関する覚書（一）」[1]において、ジョン・ロックの国政二論第二編[2]の鵜飼信成教授による翻訳（ロック著・鵜飼信成訳『市民政府論』岩波文庫[3]）について、大要、つぎのような誤訳を指摘しておられる。

(1)　まず、何よりも表題の「市民政府」（civil government）は誤訳である。俗にいう「ブルジョア（的）政府」のことをさしているものと推定されるが、この言葉が本文中に登場する三か所中、「絶対君主政」と対置されている部分（九〇節）ではそう解する余地があるもの[4]の、「自然状態」と対置されている部分（一三節）、「社会契約」にもとづく「社会結合行為」と関連する部分（一二六節）では、まったく理解することができない。

(2)　「市民法」（civil society）、「市民的政治制度」（civil policy）などの訳語において「市民」ないし「市民的」と訳されているのは、すべてcivilという形容詞であるが、これに対する名詞である「市民」ないし「ブルジョア」（citizen, bourgeois）は全く登場せず、不法な政府に対する抵抗の主体とされているのも、これらではなく、「人民」（the people＝populus）である。

(3)　「市民法」（と訳されているもの）が「自然法」と対置されていることからわかるように、citizenやbourgeoisの形容詞ではなく、ラテン語のcivitas（国、国家）の形容詞である。したがって、civil lawも、「市民法」ではなく、「国（家）の法」のことである。

(4)　「市民社会」（と訳されているもの＝civil society）は、「自然状態」と対置されるものである。それは、（近代的）「市民社会」すなわち政治社会ないし国家と対立する私的な「経済社会」ないし「ブルジョア社会」ではなく、「政治社

会」ないし「国家」のことである。

(5) 事実、「市民社会」(と訳されているもの)は、コモンウェルス(commonwealth)と同義に用いられ、「政治社会」(politic society, political society)と等置されている。この「政治社会」は、「政治権力」(political power)をもつ点において、「家」ないし「父権」と区別・対置されているが、「政治権力」の内容は「国家権力」である。

(6) the civil magistrate は「国政」ないし「国家権力」を預る為政者のことであって、「為政者」という訳は、偶然に正しい。

(7) 「市民的政治制度」(civil policy)という訳は、歴史的大誤訳[5]であって、正しくは、「教会政治」(ecclesiastical polity)との対比において、世俗の「国家の統治」ないし、「国政」と訳すべきものである。

二

わが国において、右の鵜飼訳にかぎらず、相当広範に、「市民」ないし「市民的」と訳されることが多い、英語の civil、ラテン系のフランス語、イタリア語、スペイン語などの civil, civile の語が多義的であり、右のような邦訳に問題が多いことは、かねて指摘されているところであり、また、日頃、痛感するところである。

(1) 同じ岩波文庫版のモンテスキュー『法の精神』野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳では、最初の凡例において、フランス語の civil について「ラテン語の civilis がフランス語に転化したもの。そして、この civilis は古代の政治共同体つまり国家を意味する civitas(ギリシアなら πόλις)ないしその構成員を意味する civis に由来する。したがって、civil の原義は『国家の』あるいは『国家構成員の』というものであるが、この形容詞は次第に多義的に用いられる」に始まる解説がつけられている。

(2) つとに福田歓一教授[6]は、「フランス革命における人権宣言(中略)は citoyen と区別された bourgeois の私的領域

の確認でもあった。しかも、この領域を指示する形容詞は皮肉にも citoyen と同根の civil であった。ルソーが嘆いたように、そういう使い方は一八世紀の新現象であって、一七世紀までは civil はギリシャ都市国家に由来する politique と大体同義に使われてきた。革命の落し子フランス民法典 code civil が、まさにこの新しい用法を確定し、それを politique の反対概念にしたのである」「このような分裂を定着したのは、それこそ『市民』革命の条件のなかったドイツにほかならない」とし、ヘーゲルの「『欲望の体系』としての bürgerliche Gesellschaft は、決して国家・政治社会を意味する civil society:societe civil ではあり得ず、社会ないしブルジョワ社会」であるとしたうえで、このような「歴史的用法のあるコトバが、多くの場合、歴史的文脈を無視して、無差別に市民、市民的と訳され、それが日本の歴史学ないし社会科学の術語として、それこそ『市民権』を獲得して独り歩きしてきた」としておられた。

(3)　この語が多義的であることは、日頃体験するところであろう。たとえば、ホッブズの『リヴァイアサン』の正式名は、『リヴァイアサン、もしくは、キリスト教会の（ecclesiastical）コモンウェルスと俗世の（civil）コモンウェルスの質料、形相、権力』[7]であって、教会政治と対比的に用いられている。また、マキアヴェリの『君主論』においては、社会生活ないし政治生活（la vita civile）が軍事（militare）と対比的に用いられている[8]。

(4)　ドイツ語の市民社会（bürgerliche Gesellschaft）のもとになったといわれるアダム・ファーガソンの『市民社会の歴史論』[9]における市民社会の語（civil society）にあっては、civil は、文明（civilization）に由来し、原始的ないし伝統的社会（primitive society）と対比的に用いられている。アダム・スミスにおける文明社会（civilized society）に近く[10]、また、ルソーの用法を想起させるものがある。ただ、ファーガソンは、いうところの文明社会の基本的メルクマールとして政治をあげ、さらに、そこにおける腐敗堕落（公益に対する私益の優先）の基本的原因を商業の進展に求めているため、政治社会に重なる面と、経済社会に重なる面との両面がみとめられる。

三

ヨーロッパの伝統的思想において、「市民社会」（とわが国で訳されているもの）と「政治社会」ないし「国家」とが同一であり、一九世紀的な「国家」と対立するものとしてのブルジョア的「市民社会」でないことは、学問上の常識として定着しているように思われる。

(1) わかりやすい例をあげると、ドイツ歴史的基本概念辞典[12]第二巻でこの項目を担当し、とくにヘーゲル法哲学におけるこの概念の意義を論じているマンフレート・リーデルは、邦訳『ヘーゲル哲学。その成立と構造』（清水正徳・山本道雄訳、福村出版一九七六年）[13]の中で、つぎのようにいっている。

「アリストテレスからカントにいたるまでの法哲学的伝統が、人間社会はすでにそれ自体、自由市民（cives）の法的権能や身分的特権という点で政治的に秩序づけられており、さらに家のもつ経済的・実体的位置という点で社会的 sozial に秩序づけられているという理由によって、国家を市民社会として特色づけていたのに対し、ヘーゲルは国家の政治的領域を、その後『市民的 bürgerlich』となっていった社会領域から区別するのである」[14]。

「キヴィタスすなわちソキエタス・キヴィリスすなわち狭義のレス・プブリカという、トマス・アクィナスとアルベルトゥス・マグヌスから、ボーダン、ホッブズ、ロックおよびカントにいたるまでみうけられる、そして前革命的市民社会組織を表現している、政治哲学の伝統的定式を、ヘーゲルはその著作のいかなる個所においても受容していないのである」[15]（傍点、遠藤。以下同じ）。

「国家すなわち市民社会、ヘー・ポリスすなわちヘー・コイノニアすなわちヘー・ポリティケ、キヴィタスすなわちソキエタス・キヴィリスすなわちレス・プブリカ、まさしくこのような等置こそが、国家と社会の近代的分離の彼方で、アリストテレスからアルベルトゥス・マグヌス、トマス・アクィナスおよびメランヒトンにいたるまで、のみならずボーダンからホッブズ、スピノザ、ロックおよびカントにいたるまで変ることなく通用していた、古いヨーロッパ政治哲学

の古典的定式なのである」[16]

「ヘーゲルは『市民的（ヴュルガーリッヒ）』と『社会（ゲゼルシャフト）』を、政治哲学の根本概念として統一したが、しかしこの概念はなるほど外的にみれば、アリストテレスのコイノニア・ポリティケや、ボーダン、メランヒトン、ヴォルフのソキエタス・キヴィリス、そしてカントの『市民社会』の伝統と符合しているものの、しかしその成立からみると、この伝統とのまったき断絶を前提にしているということである。そのかぎり当然次のようにいうことができる。すなわち、このような意味における市民社会概念は、総じてヘーゲル以前には、のみならず一八二〇年以前の彼の著作においてすら、存在していなかった」[17]

(2)　右の引用部分において、ロックは、伝統的学説の中に教えられている。また、リーデルは、ロックの『国政二論』第二編の第七章の標題が「政治社会、すなわち市民社会について」（鵜飼訳）とあるところから、重ねてこれを確認している。[18]

(3)　しかしながら、右のリーデル自身が、スコラ哲学[19]の実践哲学における、①人間を対象とする倫理学、②市民を対象とする政治学、③家の成員を対象とする経済学の三分割の伝統について論ずる部分では、「一七・八世紀の革命における、国家からの近代社会の解放と共に、この伝統は崩壊する。まず最初にイギリスにおいて（ホッブズも反アリストテレス学徒の政治学のうちにあり、ロック、ファーガソン、ヒュームはすでに完全に、新しい『社会（ソサイアティ）』の基礎のうえにたっている）、次にフランスにおいて（中略）。一八世紀においては、イギリスとフランスとちがって、もっぱらドイツにおいてのみ、実践哲学の形而上学的伝統が保たれている。ヴォルフやヴォルフ学派においては、実践哲学はいぜんとして以下の諸点において前革命的社会の構造を反映しているのである。つまり、経済学と政治学が家的社会（societas domestica）と市民社会（societas civilis）という異質の領域へ区分されている点、また、国家と社会が一体をなしている点、そして道徳が実定法へ拘束され、あるいは倫理学が政治学へ拘束されている点、以上の諸点である」[20]としている。これ

によると、ヘーゲルをまたずに、一七・一八世紀のイギリス、フランスでは、すでに国家からの市民社会の解放[21]が行われ、ロックは、この新しい社会の基礎のうえに理論を構成していることになる。

(4) リーデルはまた、「ローマ法の誤った解釈（これは『法哲学』においてようやく訂正される[22]）が外的機縁となり、古代世界末期のブルジョワ像に関するある独特の構想がもたらされた。そしてヘーゲルはこの構想にたつことで、近代（市民）社会の政治的・経済的解放と共に歴史的に発生する、シトワイヤンとしての「市民」がブルジョワとしてのおのれ自身とかわす葛藤を、時代を越えてたかめられたアイスキュロス悲劇をかりて説明[23]することができた」とし、[24]この同一人物におけるシトワイヤンとブルジョワの分裂の現象を若きヘーゲルは「すでにギリシアの都市共和国の崩壊のうちにみていた」としている。[25]これを文字どおりにとると、ブルジョワの登場は、近代市民社会をまたずに、ギリシア、ローマの古典社会においてすでにみられることになる。

四 本稿は、ロックの市民社会論の論理構造を明らかにすることを目的とするとともに、そのために、右に引いたリーデルのいう、「ポリス」すなわち「キーウィタース」すなわち「レース・プーブリカ」であるとするヨーロッパ政治哲学の古典的定式の把え方の妥当性を問題とする。

(1) 本稿は、鵜飼訳の妥当性は問題としない。たしかに、鵜飼訳には、石川教授の指摘されるように、①基本的用語について誤訳があり、②そのほかにも文章上の誤訳が散見されるほか、③学問上基本的な論争点となるべき用語（例、二八節の「召使」と八五節等の「僕」、第六章・第八章における「父親」と「家長」など）について神経の行きとどいた統一的訳語が与えられていないなどの問題点がみとめられるが、④解説において、『国政二論』第二編が、一六八八年の名誉革命を正当化しようとしたものであるとか、[26]ホッブズ的絶対主義理論の批判を前提としているとか、[27]今日の学界では

あまり通用しない見解[28]がのべられていることからうかがわれるように、翻訳の時期が約半世紀前の戦中・戦後であって、その後の学界における成果をとりこむ余地がなかったためであると思われる。

(2)　本稿は、ロックの市民社会論の基本的内容である財産権をめぐる論争、一七世紀イギリスがブルジョワ社会であったか資本主義であったか、イデオロギー的にロックはいかなる立場にコミットしていたか、等々の論争には立ち入らない[29]。

(3)　本稿は、ロックの『国政二論』第二編における政治社会論の論理構造を明らかにすることを目的とし、そこには国家と社会が区別されているとする立場を主張する。

(4)　ロックにおける国家と社会の区別は、しかし、石川教授が反発を感じておられるような、市民社会をブルジョワ社会とみる（いわば一八・九世紀を一七世紀の理論の中に読み込む）ことによってではなく、全く逆方向から、古典的な伝統的理論の中にすでにある区別を反映したものであるとする立場を主張する。すなわち、先に引いたリーデルの「ポリス」すなわち「キーウィタース」すなわち「レース・プーブリカ」であるとする古典的定式は問題であるとする議論を展開することにする。そのため、本稿では、キケロの「キーウィタース」と「レース・プーブリカ」の語の『国家論』(De Re Publica)、『法律論』(De Legibus)、『義務論』(De Officiis) における用語例[30]を検討する。キケロを用いる理由を、つぎのとおりである（なお、正しくはキケローだが、慣例にしたがってキケロとよぶ）。

①アウグスティヌス『神の国』第二巻第二一章と第一九巻第二一章ないし第二四章に引用されているとおり[31]、キケロは、国家について明確な定義を与えた最初の思想家である。また、市民社会概念の元祖ともいわれる。もちろんギリシア思想の多大の影響をうけているが、国家論に関する基本的用語をラテン語化し、後世の共通の財産とした。

②イタリア・ルネッサンスの諸段階において、教皇権と皇帝権のはざまの中で、近代的国家理論の建設が試行された

とき、キケロの国家理念がしばしば指導的役割を演じた。[32] マキアヴェリにも強く影響を与え、その『君主論』では反発を示しているが、[33]『リウィウス論』いわゆる『政略論』では共感を示している。[34]

③一八世紀にいたるまで主要な国家論関係の文献において引用される頻度が高い。たとえば、ロック『国政二論』第二編でしきりに引用されているリチャード・フッカーの『教会統治法論』[35]では、論敵のトーマス・カートライトを別として、アリストテレス、アウグスティヌスについで、キケロの引用頻度が高い。

④ロック自身、学生にキケロの繙読を勧めるほどに愛読し、[36]その蔵書中、友人ボイル、ロック自身の著作についで、キケロのものが多かった。[37] 何よりも、ロックの理論は、自然法論のほか、とくに国家論において、キケロのそれと酷似する部分が少くない。極論すると、ロックの『国政二論』第二編中の基本的な諸命題で、キケロの著作中にそれに相当する類似の文章を見い出すことができないものはほとんどないといってよいくらいに、両者は、よく似ている。[38] なお、ニール・ウードは、ロックの社会的面に精神的な影響を与えたもの四つを数え、キリスト教、ベーコン主義、社会人類学と並んで、キケロをあげている。[39]

二　ロックの市民社会論の内容

一　自然状態と自然法

(1)　自然法の根拠・内容　ロックによれば、自然状態は一つの自然法が支配する世界である。

自然状態において、すべての人は完全に自由かつ平等な状態にある（四節）[40]。「人間はすべて、唯一人の全智全能たる創造主の作品であり、すべて、唯一人の主なる神の僕であって、その命により、またその事業のため、この世に送られたものである」から、「各人は自分自身を維持すべきであり、また自己の持物（Station　地

位）を勝手に放棄すべきではない。同じ理由からして、彼は自分自身の存続が危うくされないかぎりできるだけ他の人間（the rest of Mankind 自己をのぞく人類全体）をも維持すべきであり、そうして、侵害者に報復（do Justice on を処罰）する場合を除いては、他人の生命ないし生命の維持に役立つもの、他人の自由、健康、肢体、もしくは財貸を奪いもしくは傷つけてはならない」（六節。なお、傍点は原典イタリック。鵜飼訳傍点。括弧内の訂正訳は遠藤。以下同じ）。簡単にいえば、すべて人は、自然状態において、自由かつ平等であり、自然法によって、①自己保存の権利および②全人類を維持する権利を有する（二節）。①から、身体に対する自由権（一九〇節）、包括的な自由権（一二九節）、その核心としての所有権（第五章）、賠償を求める権利（一〇節、一一節）、相続権（七二節、一九〇節）を有し、①②から、自然法の執行権である違反者の処罰権（七節ないし一三節）を有する。

なお、神の命令である（一三五節）とともに理性の命令であり、神の声であるとともに理性の声である自然法[41]は、理性のある者にとって明瞭平明に理解できるものとされている[42]（四節、六節、一二節、二五節など）。

(2) 自然法の執行権　ロックの（九節、一三節の最初にロック自身がみとめるように）特異な点は、自然法の執行権を各人が有するとすることである。すなわち、「自然状態においては自然法の執行は各人の手に託されているのであって（中略）、各人は、犯罪者を処罰し、かつ自然法の執行者となる権利を有するのである」（八節）。その理由は、自然法を犯す者は、「全人類および、自然法によって設けられたその平和と安全とに対する侵害である」（八節）ゆえに、「野獣」（一一節、一六節、一七二節など）に等しいから、「各人は自然状態においては、人を殺した者を殺す権力」をもち（一一節）、また、「この法のより軽微な違反をも処罰することができる」（一二節）。なお、暴力を用いる泥棒は、権利なくして暴力によって人の自由を奪う者として、殺してよいとしている（一八節）。この各人（万人）にみとめられる自然法の執行権に加えて、侵害によって損害をこうむった者は、「行為者より賠償を求める特別の権利を有する。そうしてそれ

を正当と認めるものは何人も、損害を受けた者に加担し、被害者が加害者からその蒙った損害に対し満足できるだけのものを回復するようにこれに助力していいのである」（一〇節）。

元来、各個人は包括的自由権の一内容として、不法な侵害に対して自衛（二三三節参照）する権利をもっている（右の泥棒の例はこれにあたる）が、これをこえて、侵害後に、①万人の犯罪者処罰権と②被害者の損害賠償を求める権利ならびに万人のこれへの助力がみとめられるわけである。

(3) 自然法と政治社会　自然法は、政治社会の成立によって使命を終らずにに、存続する。むしろ、自然法の確実かつ公平な執行のためにこそ政治社会は構成される。まず、自然状態においては、各人一人ひとりが裁判官権執行人となるが（八七節）、このような自然法の執行は不確実で不公平なものとなり、所有権（生命、自由、財産の総称。一二三節）の享受が不安定となる欠点がある（一二四節ないし一二六節）。このような欠点をなくし、自然法の確実かつ公平な執行によって所有権を維持することが政治社会と政府の目的である（第九章）。ついで、政治権力は、「各人が自然状態でもっていて、後に放棄して社会の手に与えてしまったもの」で、右の目的のために用いられるという信任（trust 信託）のもとに与えられたものである（一七一節）。したがって、さらに、人は、「自然状態にあっては他人の生命自由または財産に対してなんらの恣意的権力ももたず、ただ自然法が彼自身および、その他の人類の維持のために与えただけを有つのであるから、これだけが彼が国家に、したがってまた立法権に譲り渡し、また譲り渡すことのできるすべてであり、そのために立法府はこれ以上のものをもつことはできないのである。彼らの権力は、その究極の限界としては、社会の公共の福祉に限定されている。それは保存のほかには何の目的をももたない権力であり、それ故、臣民を滅ぼし、隷属させ、または故意に疲弊させるような権利を、決してもつことはできない。自然法上の義務は社会になっても終止せず、かえって多くの場合には一層厳密となり、その遵守を強制するために人定法によって定められた刑罰が附加されるので

ある。このように自然法は、万人に、すなわち立法者にもその他の者と同じように、永遠の規則として存続する。彼らが他人の行為のために作る規則は、彼ら自身の行為や他人の行為がそうでなければならぬと同じように、自然法に適合していなければならない。自然法というのは、すなわちこの法が宣言している神の意志である。そうして自然の根本法(fundamental law of Nature 基本的自然法)は人類の保存にあるから、どんな人定法も、それに背反しては正当でも有効でもあり得ない」(一三五節)。すなわち、国家の最高権である立法権をはじめとして、すべての政治権力は右の自然法の限界内にある(なお、第一四章における大権容認の理由参照)。

いまひとつ、政治社会(国家)の成立は、そもそも自然状態を全面的に消滅させるものではない。それは「自余の人類に対しては依然として自然状態にあるから」であって、「協同体(community 共同体)はその協同体(共同体)以外の他の一切の国家および個人に対して、自然状態にある一体なのである」(一四五節)。すなわち、国家は、①設立時に、設立契約に加わらなかった残余の者(九五節)、②設立後の自国民の子供であって未成年者、成年後国民となることに同意しなかった者(一一六節ないし一二一節)、③自国領内に居住する外国人(一二二節)、④正当な戦争において勝利した場合の被征服国の国民中の非戦闘員(一八二節ないし一九六節。なお、戦闘員に対する関係では戦争状態)、⑤他国(一四五節、一八四節など)などに対する関係で自然状態にある。そればかりではなく、⑥自国民に対する関係においてさえ、政治権力には、右にのべた限界があるため、この限界をこえた不正な力の行使によって、極端な場合には政府が解体して自然状態が回復されることにより、または、不正な権限なき力の行使者に対する関係で自然状態(ないし戦争状態)が回復されることにより、自然法上の包括的自由権の一内容である自衛権(抵抗権)の行使が可能となる(第一八章、第一九章)。

(4)　自然状態と戦争状態　ロックは、ホッブズと異なり、この両者を区別する。ロックの用語例によれば、「人々が

人間相互の間を裁判する権限をもった共通の上級者を地上にもたず、ただ理性に従って共同に生活しているのが、まさに自然状態である。しかし他人の一身に対する暴力、あるいは暴力を用いようという明白な意図は、その救済のために訴えるべき地上の共通の上級者がいないところでは、戦争状態である」。したがって、「権限ある共通の裁判官がないということは、すべての者を自然状態におく。権利がないのに、他人の身体に暴力を加えるということは、権限のある共通の裁判官のあるところでも、ないところでも同じように、戦争状態を生み出すのである」（一九節）。言葉をかえると、ロックの戦争状態は、ホッブズの用語例における戦闘行為の語[43]に近く、しかも、自然法に違反して、権利（権限）なくして、他人の身体に暴力（不正に力）を行使する者は、自らその身を戦争状態に置くとする頻出する用語例の示すように、局面的であり、かつ、パーソナルな主観的な概念[44]であって、自然状態においても、政治社会においても、存在する。すなわち、戦争状態は、①原始的自然状態において自然法に違反して他人に暴力を行使する者の行為により、②政治社会成立後も権利なくして他人に暴力を行使する私人（例、泥棒）の行為により、③政治社会成立後、政治権力の現実の担い手である国王その他の為政者が、信託や法に違反して、権限なくして他人に暴力を行使する行為により、④相互に自然状態にある国家間において、不正な戦争に訴えたとき（一七六節。侵略国と被征服国民の間）、適法な戦争により戦勝したとき（一七七節以下。征服国と被征服国民中の戦闘員との間）などに存在する。

ただし、戦争状態の継続ないしその終了は、自然状態においては、問題処理が被害者の自衛権、損害賠償を求める権利、万人の自然法執行権の行使によることとなるが、これらも程度（一二節）をこせば、たちどころに同様の反撃を受けてしかるべき性質のものであるため、一方が断念（相手方の権利行使の受容。なお、右の④の場合は、征服国の政治支配への被征服国民の同意。二四節、一七二節、一七八節）しないかぎり、戦争が終らないという特色をもつ。これに対して、政治社会においては、訴えるべき法と裁判官が存在するから、現実の暴力行為が終れば、戦争状態も終る。こ

れが政治社会を作る理由である。しかし、この場合にも、現実に法と裁判が公平でなく正義に明らかに背くときには、戦争状態が継続する（二一〇節）。政治権力の担い手の信託違反による独自の戦争状態をもつことはすでにふれたとおりである。ロックは、くり返し、これを自然状態におけるそれよりも悪い状態であるとしている。

二　所有権と契約

ロックは、ここでもホッブズと異なり、自然状態においてすでに所有権の存在と契約の拘束力とをみとめている。主として所有権について論じよう。

(1)　所有権の根拠と限界

ロックによれば、所有権の根拠と限界を与えるものは、いずれも神の命令である同一の自然法である（三一節）。所有権の成立要件事由は神の命令である労働であり（三二節）、その限界はやはり神の命令である自己ならびに自余の人類の生存（自己保存の権利、全人類を維持する権利、一一節。生存の権利、二五節）という目的によって画される（二七節、三一節、三二節ないし三四節、三六節、三八節）。

まず、「神が人類共有のものとして与えた世界の種々の部分に対して、しかもすべての共有者の明示の契約によることなしに、どのようにして人が所有するにいたったか」（二五節）を説明すると、「世界を人間に共有のものとして与えたところの神は、同時にそれを生活の最大の利益と便宜とに資するように利用すべき理性をも彼らに与えた」（二六節）。そこで「たとえ地とすべての被造物が万人の共有のものであっても、しかも（しかし。誤植か＝遠藤）人は誰でも自分自身の一身については所有権をもっている。これには彼以外の何人も、なんらの権利を有しないものである。彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものであるといってよい。そこで彼が自然が備えそこにそれを残しておいたその状態から取り出すものはなんでも、彼が自分の労働を混えたものであり、そうして彼自身のものである何物かをそれに附加えたのであって、このようにしてそれは彼の所有となるのである」（二七節）。

ところで、ロックは、私の労働の中に私の「使用人」(Servant　鵜飼訳は、二八節、二九節では「召使」、八五節、八六節では「僕」となっている)の労働をふくませている(二八節)。ロックは、この「使用人」に自由人と奴隷(第四章、第一六章、なお一七二節)の二種をみとめ、前者について、「一定の期間を定めて労務を引き受け、それ(the Service he undertakes to do 引き受けるべきサービス)をその受取る賃金と引換えに相手方に売ることによって、その僕(servant　使用人)となるのである。もちろんこのために彼は、通常その主人の家族の一員に加えられ、それで普通行われている規律に服するのである。しかも主人が彼に対して有する権力は一時的なものに過ぎず、それは相互に契約で定めた範囲を出ないものである」(八五節)としている。この文章中、契約による賃金労働者としての側面を強調するか、家族の一員となって家長権力の規律に服従する伝統的な家内(オイコス)使用人としての側面を強調するか、周知のとおり、解釈が分かれているが、ここでは立ち入らない。[45] 後者の奴隷は、不正な戦争をした側の者で捕虜となり、(自然法違反の野獣として)殺されても仕方がないものであって、命を助けられた者(ラテン語の servus ∧ servo)[46]のことである。ちなみに、一六世紀イギリスの救貧法制の中には、神の命令に背いて働く能力がありながら労働していない怠惰な浮浪者を絞首刑にする規定があったが、その命を助けて通報者の下で一定期間奴隷として使役できる規定もあった。[47]

ついで、所有権の限界(自然法的制約)としてロックがあげるものは、つぎのとおりである。①「ほかに他人の共有のものとして、十分なだけが、また同じようにようものが、残されているかぎり」(二七節)。②「自分の用に供し得る範囲がその限度である」(三一節)。③「自然は、人間の労働の程度と生活の便宜とによって巧みに所有の限度を定めた」(三六節)。④「もし彼の所有に帰したものが、適当に使用されないで滅失したとすれば、すなわち、彼が使用する前に果実が腐ったり、鹿肉が腐敗したりするならば、彼は万人に共通な自然法に違背したのであり、処罰されねばならないのであった。彼はその隣人の持分を侵したのである。何故なら彼は、自分の使用のために必要とし、彼に生活の利便を

与うべきであったものよりも以上のものに対しては、何らの権利をも有しなかったのだから」（三七節）。

いまひとつ、ロックは財産の権原として（父親ないし祖先の）遺産相続権をあげている（一九〇節、一九二節）。これは、自然法上の子供を保育、保護する義務（五六節、五八節、六四節ないし六六節など）に由来するようにも思われる。しかし、それは、あくまで未成年の子供に限られているから、これをこえて一般的に相続権があるものとすれば、また、妻にも（自己の労働または契約により）相続権があり（一八三節）、さらに、家族の長としての父親に「自分の財産を自分の一番好むものに与える権力」がみとめられる（七二節）ことなどにてらして、経済（政治、宗教、教育等）共同体ないし単位としての家（オイコス）の存在をとうぜんの前提としているように思われる。

(2)　貨幣使用後の所有権　「各人は自分の利用し得るものだけをもつべしという法則」（三六節）、「使用し得るだけについて権利」をもつ（四六節）という所有権の限界は、しかし、貨幣（保存しても腐朽せず、また相互の約束によって、人が実際に生活上有用な、しかし滅失する性質のものと交換に受取るであろう、何か永続性のあるもの。四七節）の使用後、変容する。まず、ロックは、ある物を、それを利用する他人に譲渡し、または、自ら利用する他の物と交換することは、何ら「共同の資源を浪費しなかった」ゆえに、人を害しないとしたうえで、さらに、これを貨幣等と交換し、「これら永続性あるものを、その欲するだけ蓄積して差支えなかった。自らの正当な所有権の限界を越えたかどうかは、その財産の大きさのいかんにあるのではなく、何かが無用にそこで滅失したか否かにあるから」、決して他人の権利を侵したことにならないとしている（四六節）。ここでは、使用、利用の概念が極度に拡張され、「人間生活にとって有用であるかどうかに依存する物の本来の価値」（三七節。いわば使用価値）ではなく、人の同意、合意という約束事にもとづく「想像的価値」（一八四節。いわば交換価値）をもつにすぎない貨幣等の取得・蓄積を目的とする財貨も、滅失しないというもっぱら消極的理由から、所有権の範囲内とされている。積極的な本人にとっての使用価値の基準が消極的な人

類共同の資源の浪費・滅失禁止の基準によって、とって代わられているといってよい。

このようにして生ずるであろう各人間の財産の量の格差を、ロックは、しかし、労働の程度の差異に求めている（四八節）。貨幣の使用とともに生ずるものに土地の専有があるが、ロックは、「自分の労働によって土地を専有するものは、人類の共有財産を減少するのでなくてかえって増加するのである」（三七節）として、これを積極的に肯定する。労働が所有権の根拠ばかりでなく、物の価値の差等の基準とされているからである（四〇節ないし四三節）。

(3) 土地所有権と領土　土地所有権についても、基本的に他の所有権と同様の論理が妥当する。しかし、土地は、領土と関係するために、そのかぎりで特別の扱いをうける。

まず、「ひとが耕し、植え、改良し、開墾し、そうしてその産物を使用し得るだけの土地は、その範囲だけのものは、彼の所有である」（三二節）。当初は、人間の労働の程度と生活の便宜の二つが土地の場合も所有の限度を定めている（三六節）。ところが、貨幣使用後、人は「暗黙かつ自発的の同意により、剰余の品物に対して、金銀（すなわち、何人にも不法を加えないで蓄積され得るもの）を交換に受取ることによって、自分がその生産物を利用し得る以上の土地を正当に所有する途を、発見」し、「土地の不均等な所持」をするようになる（五〇節）。そこにおいても、価値の基準は大部分労働であって、改良を加えられた土地の生産性が荒れ地のそれと比較して、十倍、ときに百倍に及ぶことを、ロックは、くり返し強調する（三六節、三七節、四〇節ないし四三節）。この点で、ロックは、少なくとも農業資本主義の立場を代弁していると思われる。[48]

しかし、土地所有権の確定は、政治社会（ないし類似する社会）の法をまたなければならない。ロックはいう。①「しかしながら家族が増加し、勤労によって資本（Stocks　資産）が増加すると、需要につれてその領地（Possessions　所領）も増加するのであった。しかも（しかし。誤植か＝遠藤）彼らが団体を作り、定着し、そうして都市（Cities　都市

共同体）を建設するまでは、彼らの利用した土地については、普通、確定した所有権は何も生じなかった。こうしてその後になってやっと彼らは、同意によって漸次その区分の明瞭な領地（their distinct Territories　それぞれの領土）の境界を定め、彼らとその隣人（their Neighbours　隣国）との間の限界を協定するようになり、そうして彼らの内部の法（Laws within themselves　各国の国内法）によって、同じ社会に属する人々の所有権を決めた」（三八節）。②「しかし後には、世界のある部分で人口と家畜（Stock　資産）が増加し、貨幣が使用されるようになった結果として、土地が乏しくなり、したがっていくらかの値を生ずるようになった。そこで若干の協同体（Communities　共同体）では自分たちの明確な領土（their distinct Territories　それぞれの領土）の境界を定め、また自分たち自身の内部での法（Laws within themselves　各国の国内法）によってその社会に属する私人の所有権を規律し、このようにして労働と勤労が作り出した所有権を、協約と同意により確定したのである。そうして明示的または黙示的に他の国の所有（Possession　領有）に属する土地に対する一切の権利の主張を抛棄した、いくつかの国々、諸王国の間の連盟が結ばれた。これらの連盟は、相互の同意によって、本来彼らがこれらの国々についてもっていた自然の共有権の主張を棄てた。このようにして、はっきりした合意によって、地球のおのおのの部分について、相互間に所有権を確定した」（四五節）。③土地の不均等な所持という、「不均等な私有財産を作り出す物の配分が、社会の限界の外で、またなんの協約もしないで、実行されるようになったのはただ人間が金と銀とに価値を置き、かつ貨幣の使用に暗黙に同意することによってであった（This partage of things, in an inequality of private possessions, men have made practicable out of the bounds of Societie, and without compact, only by putting a value on gold and silver and tacitly agreeing in the use of Money.　この私人の土地所有の不均等をもたらす物の配分は、政治社会の領土境界が存在すること[49]と、契約ではなく、金銀に価値を置いて貨幣使用に黙示に同意することとによって、現実のものとなった）。何故なら国家において

は、法が所有権を規律するのであり、そうして土地所有権は実定制度によって定められるからである」（五〇節）。④「土地の享有は、常に、その土地が属している国の政府への服従と結びついている」（七三節）。「国はその領土のどの部分でも分割されたり、その協同体（Community　共同体）以外の者が享有したりすることを許さない。そこで、息子はその父がしたと同じ条件の下で、すなわちその社会の一員となることによってのみ、普通は父の財産を享有し得る」（一一七節）。「どの政府の領土のどの部分でも、財産をもち（hath any Possession of　所有し）あるいはそれを享受しているものはすべて、これによって黙示の同意を与えたものであり」（一一九節）、「この国の一部となり、そうしてその政府の下にある土地のどの部分でもその後、相続、売買、許可その他によって享有する者は誰であれ、その土地が負っている条件の下でのみそれを受取らなければならぬ。すなわち、その支配の下にそれが置かれている国の政府に、そのすべての臣民と同じように服する」（一二〇節）。ロックは、正に所有権保護を国家目的とするところから、以上を導いている。

(4)　征服と財産権　　ロックはつぎのようにいう。①「不正な戦争で征服する者は、それによって被征服者の従属と服従を要求する何らの権原を得るものではない」（一七六節）。②適法な戦争における征服者は、「不正な暴力に同調した者」（一七九節）すなわち「自分たちを戦争状態におき、自らその生命を没収される地位に陥った人々の生命に対して、彼は絶対的権力をもっている。けれども彼は、それによって、これらの人々の財産に対して権利も権原ももつわけではない」（一八〇節。なお、一八一節、一八二節）。ロック自身、これが世界の慣行と正反対の一見奇妙な原理であることをみとめる。また、「彼らは正当な戦争で捕えられたものであるから、自然の権利によって、その主人の絶対的支配権恣意的権力に服するのである。これらの人々は、いわば、その生命およびこれと同時にその自由を剝奪され、その上またその財産をも失ったのであり、そしてなにものをも所有することのできない奴隷状態にある」（八五節）とする部分と矛盾する。しかし、③その財産に対する権原は、「彼の父親の財産を相続する権利」（一九〇節）をもつ子孫にある（一九

三節)。④征服者は「自分のうけた損害と戦費とを、彼ら(敵方に参加助勢したすべての者＝先の奴隷たるべき者。遠藤注)の労働と財産によって償ってもらう権利」(一九六節)をこの財産に関してもつにすぎない。しかし、この場合も、右の③の権原と衝突するとき、これによる生存維持のほうが優先する(一八三節)。⑤右の④による戦費と損害賠償の請求権は、被征服国の領土に対して何らの権原を与えない(一八四節)。⑥征服者の政治支配について被征服者が自由な同意によって服するときは、征服者と被征服者とが同一の国民に合体する(一七八節)が、強制された約束によっては、何ら支配の権原は生じない。その約束には拘束力がない(一八六節、一八七節、一八九節、一九一節)。

三　政治社会と政治権力

ロックによれば、政治社会は政治権力をもつ社会であり、政治権力とは、「所有権の規制と維持のために、死刑、したがって当然それ以下のあらゆる刑罰のついた法を作る権利であり(立法権。第一一章)、そうしてこのような法を執行し(執行権。一四四節)、また外敵に対して国を防禦するために協同体(Community　共同体)の力を用いる権利(連合権。一四六節)であり、しかもこれらすべてはただ公共の福祉のためにのみなされるものである」(三節)。

(1)　政治社会の意義と起源

政治社会の基本的意義は、自然状態と対立する状態をさす概念である点にある。すなわち、自然状態において各人(万人)は自然法執行権(とくに処罰権)をもっているが、これを放棄して、一個の共同体の手に委ねるところに政治社会がある。ロックによれば、「結合して一団(one Body　一団体)をつくり、訴うべき一の共通の確立された法と裁判権とをもっていて、それが自分達の間の争いを決定し、また犯人を処罰すべき権威をもっている場合にはこれは、相互に市民的社会をなしている(are in Civil Society　政治社会にある)人々である。けれどもこのような共通の訴えをなすべきところを――もちろん地上にであるが――もたない人々は、他にそれをする人が

ないので、一人一人自分で裁判官兼執行人となるのであって、この場合には彼らは以前として自然状態にある」（八七節ないし八九節）。

ロックは、このような政治社会の特色を明らかにするために、政治社会のもつ政治的権力（Political Power）を父権的権力（Paternal Power 第六章、第七章七七節ないし八六節）並びに専制的権力（Despotical Power 第七章九〇節ないし九四節、第一六章ないし第一九章）と比較する方法をとっている。後者の専制的権力との比較ないし区別がロックの政治理論の核心をなしている。のちに論ずる。前者の父権的権力との比較は、『国政二論』第一編のフィルマー理論批判の継続として、第二編においても相当の分量がついやされているが、その論証に成功しているとはいえない。その理由は三つある。

①家族の主人（オイコスの長）としての家長権のことがほとんど論ぜられないで、もっぱら子供に対する親権のことが論ぜられている（第六章、第七章七七節ないし八四節）。わずかにこれにふれる部分でも、家長支配の内容やそこにおける規律（八九節）について立入った考察がない。なお、父権の一内容である教育権（子供の服従義務）について、「自分の息子を他人の徒弟としたものにとって、その期間中彼自身と母親とに対する息子の服従義務の大部分」を免除する（六九節。この部分の鵜飼訳には脱落と二文の融合があって意味不分明[59]）とあることが示すように、この期間中の服従義務は、他の家の長に向けられ、元来、教育権の主体が親としての父親ではなく、家長としての父親にあることを示唆している。

②ロック自身、国家の歴史の初期の時代、すなわち「貧しいけれども正直な時代（かつて地上に継続するにいたった政府がはじめて作られたほとんどすべての時代がそうである）」（一一〇節）ないし「黄金時代（空虚な野心やamor sceleratus habendi—邪悪な貪慾—が、人の精神を堕落させるようになる以前）」（一一一節）には、統治は一人の手にあ

り、それは家長が政治的君主となったものであることを、くり返しのべている（七四節後段、七五節、七六節、一〇五節ないし一一二節。なお、九四節、一六二節参照）。この時代は、先の所有権論における貨幣使用、土地専有の以前の時代に対応するものである。そこでは、人の欲望は「小さい財産」（一〇七節）にかぎられ、これをめぐる「小さい争い」（七五節）にかぎられており、「大きい財産」（三六節）をめぐる「大きい争い」（七五節）はほとんどなかった。統治の機能は主として外敵に対する防禦にあり、政治支配者は軍隊の将軍であった（一〇七節ないし一〇九節）。君主と臣民の利益は一致していた（一一〇節、一一一節）。これは、アリストテレス『政治学』の用語例によれば、取財術における貨幣使用後・国際取引後の交換的な商人術に対するそれ以前の家政術[21]、共同体分類論における複数の家共同体（オイコス）が複数集まって村共同体（これが複数集まってポリスとなる）を形成している段階[22]に照応する。複数の家長の中から最も有能な者が選挙や話合いによって君主とされるのが自然であった（一〇五節ないし一〇七節）。

③ロックは、さらに貨幣使用後、土地専有後の「大きい財産」をめぐる「大きい争い」がみられる時代についてさえ、正に政治社会の目的が所有権の保護にあることを理由として、政治社会への一身の結合はその者の所有する土地がとうぜん政治支配に服するものとなるものとし（一二〇節）、領土内の土地については、相続によるものであれ（七三節、一一七節）、取引などによるのであれ（一二〇節）、その後の承継者の一身を臣民とするものとしている。逆にいうと、政治社会の正式メンバーを家長たる土地所有者に限定するものと解する余地もあるが[23]、領土国家の立場から政治支配に対する同意のフィクション性を強めている。

(2)　政治社会の目的と成立　人びとが結合して政治社会を形成し、その政治支配（鵜飼訳で政府と訳されることが多いGovernmentは、組織としての政府よりも作用としての政治支配＝統治をさす場合が少なくないが、いちいちは指摘しない）に服する主たる目的は、所有権の維持にある（一二四節）。それは、自然状態にあっては、つぎの三つの欠点

から、所有権の享受が不安定だから、これらの欠点をなくすためである。三つの欠点とは、①「確立され、安定した、公知の法が欠けている」（一二四節）、②「一切の争いを確立した法に従って権威を以って判定すべき、公知の公平な裁判官が欠けている」（一二五節）、③「判決が正しい場合に、これを支持し、それを適当に執行する権力がしばしば欠けている」（一二六節）ことである。これらの欠点をただすために、人は、政治社会を結成し、自然状態において有していた、包括的な自由を政治社会の規制にゆだねる、すなわち、自然的自由（四節、一二二節、一二九節、一三〇節）を社会の法の下における自由（二二節、五七節）に変えるとともに、自然法執行権（とくに処罰権）を放棄して、社会に委ね、法にもとづく社会の執行権の行使に協力する（一三〇節）。そこで、政治社会の政治権力は、「人民に公布公知させられた確立した永続的法によって統治すべきであって、臨機の命令によるべきではない。これらの法によって争いを判定する厳正（indifferent　不偏不党な）無私の裁判官によるべきである。また協同体（Community　共同体）の力を用いるのはこの法を執行する場合だけであり、国外に対しては外敵による加害を予防反撃し、協同体（共同体）を侵略侵害より保障するためでなければならない。そうしてこれら一切は、ただ人民の平和安全および公共の福祉の目的だけに向けられるべきである」（一三一節）。

ついで、このような目的をもった政治社会は、政治社会を結成することに複数人が自由に同意する、すなわち「一政府の下に一個の政治体を作ることに他人と同意する」（九七節）ことによって成立する。政治社会の結成契約は、結成者の全員一致による。しかし、結成後は、事柄の性質上、多数決によって事が進められる（九五節ないし九九節）。

このような自由人の同意によるとする社会契約説に対する代表的な二つの批判に対して、ロックは、つぎのような答えを用意している。

①歴史上、実例がないとする批判に対し、ひとつには、「いかにあったかということから、本来いかにあるべきかを結

論したところで、到底強い力をもち得ない」（一〇三節）とする反論と、いまひとつには「歴史の実例の示すところによれば、平和の中に生まれてきた世界の諸政府はその起源をこの基礎に置いており、それは人民の同意によってできた」（一〇四節）とする反論とをしている。例としてあげられているのは、先にふれた国家の歴史の初期時代のものである（一〇五節ないし一一二節）。

②「すべて人は、いずれかの政府のもとに生れるのであるから、彼らの中の何人でも本来自由であるとか、自由に結合して新しい政府を始めていいとか、またはそもそも合法的政府を建てることができるとか、いうことはあり得ない」（一一三節）とする批判に対して、ロックは、国家の離合集散の事実（一一五節）と、人は「どんな契約によっても、彼の子供あるいは子孫を拘束することはできない」（一一六節）という理論とによって答えている。しかし、後者については、土地の所有権を相続する場合について例外をみとめていることは上記のとおりである。

ロックは、政治社会の結成、ないし、すでにある政治社会の政治権力への服従の根拠となる同意について、「明示の同意」と「黙示の同意」とを区別し（一一九節）、前者の場合は、政府の解体か、公の行為による除籍以外に、政治社会の成員たることをやめて、再び自然状態の自由に復することはできないのに対し、後者の場合は、財産を手放しさえすれば、自由に他のどの国家にでも加入し、または、未占有地に新しい国家をはじめることができるとされている（一二一節）。

なお、正当な戦争による征服国と被征服国民の間にも自由な同意（一七八節、一九二節ないし一九四節）または契約（一二四節、一七二節）によって正当な政治支配が始まるものとされている。しかし、非戦闘員以外の者（戦闘員の子孫をふくむ）である自由人は別として、不正な戦争の戦闘員として奴隷たるべき者について、政治支配の前提となるべき自由人の自由な同意がありうるものか、論理的に疑問なしとしない。

(3) 政治社会における諸権力の序列　政治社会の構造を知るために、ロックが諸権力に与えている序列をみると、つぎのようになっている。

①「共同体」(the Community) それ自体もしくはこれに結合している一体としての「人民」(the People)。元来、政治社会の全権力をもち、政府形態を決定する権力(一三二節)、具体的には、立法権を樹立する権力をもつ(一三四節)。政府の形態は、「人民」のうちの多数者が直接に立法権を行使するとき完全な民主政であり、立法権を少数者(とその相続人・後継人)に委ねたとき寡頭政であり、一人に委ねたとき君主政である(一三二節)。政府が存続する間は立法権が最高権である(一五〇節、一四三節)。しかし、立法権も信託的権力にすぎないから、「共同体」ないし「人民」には「立法権がその与えられた信任に違背して行為したと人民が考えた場合には、立法権を排除または変更し得る最高権」がある。しかし、政府が解体されるまでは、この権力は行使できない(一四九節、一四三節)。

②立法権。立法権は国家の最高権であり、「それ以外の者のどんな布告も、どんな形式で述べられ、どんな力に裏づけられたものにせよ、民衆(the publick 人民＝共同体)が選任した立法権によって承認を得ていないものは、法としての効力拘束力をもつことができない(中略)。最も厳粛な紐帯によって何人をも拘束することのできる服従義務は、終局においてはこの最高権に源し、それが制定する法によって指揮される」(一三四節)。「そうして社会のどの成員ないし部分のであれ、およそ一切の他の権力は、それから由来し、それに従属しなければならぬ」(一五〇節)。

③執行権。執行権は「立法権の補助的従属的権力」(一五三節)である。したがって、「執行権をもっている者が、同時に立法権にも参与しているの(a single Person ただ一人の者)でない限り、彼は立法権の下に立ち、立法権に対して責任を負っていることは明らかで、自由に変えられ、解職され得るものである。それ故これは、何ものにも従属しない最高の執行権ではない。しかし最高の執行権がただ一人の者に与えられ、その者が立法権に参与すると、[54] この上に立っ

て、それに従属し、責任を負わなければならない地位にある、はっきりした、上級の立法者はなく、立法者というのは、執行者自身が参加し、同意を与えるだけの者となる」（一五二節）。

最高の執行権をもつ者に対して、下級の官吏など他の補助的・従属的諸権力が服従し、その委任にもとづく諸権限を行使する。右の立法権に参与するただ一人の最高の執行者の場合であっても、「しかしながら、たとえ忠誠忠義の誓が彼に対してなされるとしても、それは最高立法者としての彼に対してではなくして、彼が他のものと協力して作ったところの法の最高執行者としての彼に対してである。忠誠というのは、法による服従に他ならないのであり、その法を彼が犯せば、彼は服従を要求する権利はないのであり、また法の力を付与された公人として以外には彼は服従を要求することはできない」（一五一節）。「どんな為政者であれ、権限をもっていないところで、委任や命令を与えても、それは普通の人がそういう委任をしたのと同じで、無効であり、意味がない（中略）。行為をする権利を与えるのは、委任ではなくて、権限なのである。そうして法律に反する場合には何の権限もあり得ない」（二〇六節）。

なお、立法権は常設の必要はない（一四三節）が、執行権は常設の必要がある（一四四節）。「立法府を召集解散する権力が執行部におかれた場合、それは執行部を、立法府に対して優越した地位におくのではない」「それは、彼の気の向くままに用いられる恣意的な権力としてでなく、それがつねに公共の福利のために、時宜に応じてもちいられるという信頼（trust 信託）をもって与えられるのである」（一五六節）。

④連合権。「協同体（共同体）全体はその協同体（共同体）以外の他の一切の国家および個人に対して、自然状態にある一体」であるゆえにもつ自然権であって（一四五節）、「その国家の外にある一切の個人及び協同体（共同体）との和戦、締盟および交渉の権を含んでいる」（一四六節）。執行権と連合権は常にほとんど統合されているが、連合権は、「執行権と比べれば、前行的、恒常的、実定的な法によって指図されるには、とうてい適しないもので（中略）、国家の利益

のためには、この権力を委任された人々が、その最善を尽して処理し得るよう大体は彼らの思慮(and Wisdom と知恵)に委されていなければならぬのである」(一四七節)。

⑤大権。「法の規定によらず、時にはそれに反してでも、公共の福祉のために、裁量にしたがって行為する」権力(一六〇節)。立法者が予見できないような事態に対応するために執行権にみとめられる。これは、後述の最高の法規範である「公共の福祉」に制定法が譲歩するものである(一五九節)。たとえば、「立法府の組織法は、社会の本来的かつ最高の定めであり、そこでの一切の実定法に先行」するため、議員定数不均衡の是正は、制定法によっては不可能である(一五七節)が、大権によれば可能である(一五八節)。なお、イギリスの議会召集権は国王の大権である(一六七節)が、この大権が正しく行使されたかどうかの判断権は人民にある(一六八節)。のちに論ずる。

(4) 諸権力の根拠と限界　政治社会における諸権力の根拠と限界は、上記の政治社会の目的と諸権力の序列によって与えられる。

まず、Salus populi suprema lex (公共の福祉は最高の法) という根本規範がある[55](一五八節)。ロックは、さまざまの表現を用いてくり返しこれをのべる。「立法権自身をも支配すべき第一のかつ基礎的な自然法は、社会および(公共の福祉 (public good 公益) と両立し得る限り) その内部の個人の維持にある」(一三四節)。「自然の根本法は人類の保存にあるから、どんな人定法も、それに背反しては正当でも有効でもあり得ない」(一三五節)。「神と自然の法が、すべての国のあらゆる形態の政府の立法権に置いた限界」がある(一四二節)。人民ないし共同体、すなわち政治社会は「自己保存の、神聖不可侵な根本法を侵害する者を排除する権利をもつ」(一四九節)。先の大権の場合、法それ自身が「自然と政治のこの基本法——すなわち社会のすべての成員が保護されなければならぬ——に譲歩する」(一五九節)。大権行使の正当性について人民は「人間の作った一切の実定法に先行し、優越する一つの法によって、次のような終局的決

定権を留保してきたのである。それは、地上に訴えるべきところがない場合、彼らはその訴えを天に向かってする正当な理由があるかどうかを自ら判断するというすべての人類に共通な権利である」（一六八節）。

ロックは、とくに立法権について、章をもうけて（第一一章）、その限界を論じている。ロック自身のまとめるところ（一四二節）によれば、「社会が彼らに与えた信任（the trust that is put in them by the Society　政治社会が立法者に与えた信託）」と上記の「神と自然の法」にもとづく立法権の限界は、①「公布確定された法によって支配すべきである。法は個々の場合に異なってはならない」、②「これらの法は、人民の福祉（the good of the People　公共の福祉）以外の目的を究極の目的としてはならぬ」、③「人民の所有（the Property　所有権）に対しては、彼ら自身またはその代表者によって（the Consent of the People, given by themselves, or their Deputies であれ、人民の）同意が与えられた場合の他、租税を課してはならぬ」、④「立法府は、法を作るその権力を、他の何人にも譲渡したり、または人民によってすでに置かれた立法部以外のどこにおくことも、してはならないし、またすることもできない」の四つである。

国家の最高権である立法権の限界は、同時に、政治社会の諸権力のすべての限界である。

あるべき政治社会の政治権力は、「法を、自らの権力の限界とし、公共の福祉を政府の目的としている」（二〇〇節）。このような限界内にあってはじめて、政治権力の行使はその法的正当性がみとめられる。この「権利（Right　法的正当性）を超越した権力の行使」（一九九節）は、政府形態のいかんをとわず（二〇一節）、専制である。したがって、公共の福祉を目的とせず、政治支配者の「彼自身の個人的で独自の利益」を目的とするものは専制であり（一九九節）、権限は法律の授権によるから「法律に反する場合には何の権限もあり得ない」（二〇六節）。「権威をもっている者が、法によって彼に与えられている権力を踰越して、自分の指揮下にある力を、法を認めないことを臣民に強制するために用いれば、このようにして彼はもはや為政者ではなくなる。そして権限がない行為を行う者は、力で他人の権利を侵害する者なら

誰でもうけるような抵抗をうける」（二〇二節）。

四　社会の解体と政府の解体　ロックは、これまたホッブズと非常に異なる点であるが、社会の解体と政府の解体とを区別している。

(1)　**社会の解体**　ロックは、「政府の解体ということを、いくらかでも明確に論じようとすれば、何よりもまず、社会の解体と政府の解体とを明確に区別しておく必要がある」として、協定にもとづく一個の国家たる政治社会の「結合が解体される普通の、そうしてほとんど唯一の途は、彼らを征服する外敵の侵入である。というのはこういう場合には（自分たちを一つの全体としての独立体として維持保全することができなくて）、その団体の特色である統合が、必然的になくなり、各人は、彼らが前に属していた状態（自然状態。遠藤注）に戻ることになる」（二一一節）とする。

ただし、ロックは、政治社会の結成ないし政治支配への服従に「明示の同意」を与えたものについて、「決して再び自然状態の自由に復することはできない」としつつ、その例外として、公の行為による除籍と並んで、政府の解体をあげ（二一二節）、また、抵抗権と君主の一身神聖性について論じた部分で、「下級官吏や、その委嘱をうけたもの（other commissioned by him　その他君主任用の者）の不法な行為に対しては、人は抵抗することができる。ただしこの官吏（he　君主）が、実際に自分の人民たちとの戦争状態に身をおき、政府を解体し、彼らを戦争状態（the State of Nature　自然状態）にある一人一人のものであるあの防禦にたよらせるという方法に任せることを欲しないかぎりである。というのは、こういうことになれば、その結果がどうなるか、誰にもわからない。近隣のある王国が世界に一つの悪例を示した（ジェームズ二世のこと。遠藤注[16]。この部分の誤訳はちょっとひどい）」とし（二一五節）、さらに、法の不執行による政府の解体により、「人民は秩序も連関もない混乱した群衆となる」（二一九節）とするなど、政府の解体がただち

に自然状態への復帰をもたらすと読める部分があって、首尾一貫しない。しかし、ロックの以下の議論並びに体系の全体はこの区別を前提としていると解されるから、この前提に立って以下の紹介を進める。

(2)　政府の解体　政府の解体は、権力の乱用すなわち専制によってもたらされる。権力喪失の理由は人民の自由の喪失にある（二三九節）。「専制をのがれる権利」と「専制を予防する権利」（二二〇節）に対応して、政府解体の原因には、立法権の変質ないし機能不全と立法権または君主の信託違反行為とがある。

前者は、「社会の本質と統一は、一個の意志をもつところにある」から、「国家に、形体、生命、統一をあたえる魂」としての性質をもつべき立法権がこの性質を喪失する場合である（二一二節）。ロックは、君主（最高の執行権者で他の二つの召集解散権をもつ）、世襲的貴族の集会、「人民によって、臨時に（pro tempore その都度任期付きで）、選ばれた代表者の集会」の三者で立法権が構成された政府形態を想定したうえで（二一三節）、①「君主が、立法府の宣言した、社会の意志である法の代りに、自分自身の勝手な意志を通そうとす」る場合（二一四節）、②「君主が、立法府の、適当な時期に会合するのを妨げ、または立法府が作られた目的にそって自由に活動するのを妨げた場合」（二一五節）、③「君主の恣意的な権力によって、選挙人あるいは選挙方法が、人民の同意なしに、そうして人民の共同の利益（公共の福祉。遠藤注）に反して変えられる」場合（二一六節）、④「君主であれ、立法府であれ、外国の権力の支配に人民を引渡した場合」（二一七節）、⑤「最高の執行権をもっている者が、その責任を怠り、これを放棄し、このようにしてすでに制定された法が、もはや執行され得ない場合」（二一九節）には、政府が解体するものとしている。この場合には、「人民は、自分たちの安全と福利のため一番いいと思うように、立法府の人員や形体や、あるいはその両方を変更することによって、従前のそれとは違った新しい立法府を作り、こうして自分たちのための備えをなすのである」（二二〇節）。

後者は、「立法者が、人民の所有を奪いとり、破壊しようとする場合、あるいは恣意的な権力のもとに、彼らを奴隷に

おとし入れようとする場合」（二二二節、なお二二一節）すなわち「人民の生命、自由および財産に対する絶対権力を、自分の手に握ろうとし、または誰か他の者の手に与えようとする」場合である。この場合には「立法者は、人民に対して戦争状態に身をおくことになり、人民は、かくて、これ以上服従する義務を免れ、神が人間を一切の実力暴力に対して身を守るため与えたあの共通のかくれ場所にのがれてよい（are left to the common Refuge 普遍的救済措置に訴えてよい）ことになる」すなわち「人民は、その本来の自由を回復し、（自分たちの適当と思う）新しい立法府を設置することによって、彼らが社会を作った目的である自分自身の安全と保障の備えをする」ことができる。同様のことが、立法権に参与する最高の執行権者が、①「自分の勝手な意志を、社会の法として定立する」場合、②「国民代表を買収するために、その社会の実力や金銭や官職を使用する」場合、③「選挙民に公然と働きかけて（中略）、いろいろの方法で、自分の計画に合うものを選挙するように売りつける場合」、④これらによって、「あらかじめどういう投票をし、どんな立法をするかを約束している者を選挙させる場合」にもみとめられる（二二二節）。

(3) 抵抗権と革命権　専制を予防し、専制からのがれるための救済手段には、抵抗権と革命権の二つがみとめられる。

抵抗権は、自然状態における包括的自由権の一内容としての人の「自衛の権利」ならびに損害賠償を求める権利ないし「不法な力が彼らから奪いとったものを力で奪い返す権利（二〇八節）」のことをさしている。これら自然状態における不法な暴力に対する自力救済手段は、政治社会に入ることによって、原則として、法と裁判（政治権力）による救済手段にとって代わられている。「被害をうけた当事者が救われ、その損害が法に訴えることによって賠償された場合には、力に訴える口実はなくなるのである。力は、法に訴えることが妨げられた場合にのみ用いられるものだからである」（二〇七節）。しかし、政治社会においても、「訴えという救済手段が残されていない場合」、「法に訴える時間の余裕がない」

場合には自衛権が行使されなければならない（二〇七節、一八節、二〇節）。これが、ロックをして、「自然状態」と「戦争状態」とを区別させた（一九節、二〇節）理由であると推測される。とくに政治権力の担い手である為政者が、法の授権による権限の限界をこえた不法な力を行使する場合には、法による救済が困難な反面、もはや正当な政治権力とはいえないから、不法な暴力により自らを戦争状態におく他の者（泥棒など野獣と同視すべき者）同様に、自衛権行使の対象とされる（二〇節、二〇二節、二〇六節、二〇八節、二三二節など）。

ついで、革命権を、ロックは、その語の本来的意義[57]で用いている。

第一に、革命は、「上から権威をもつ者」が行うのであって、「下から権威のない者」が行うものではない。ロックは、先に示した政治諸権力間の序列において、「共同体」の別語である「人民」に最高権をみとめ、これに立法権を樹立する権力とともに、「立法権がその与えられた信任（信託）に違背して行為したと人民が考えた場合には、立法権を排除または変更し得る最高権」をみとめている（一四九節、二四三節）。革命とは、このように政治諸権力を与える権力をもち、その担当者を任命する権力をもつ最高権者が、信託違反があるときに、これらを「没収」（二二二節）し、「罷免」（二四〇節）する権力を行使して行うものである。これに対して、「下から権威がない者」が行う暴力行為にあっては、自然法であれ政治社会の法であれ、法に違反して暴力を行使するものは、自らをふたたび戦争状態におく者（rebellare）であるがゆえに、まさしく叛逆者（rebels）にほかならない（二二六節、二二七節）。それは、下級の官吏であると、君主であるとをとわない（二三一節ないし二三九節）。

第二に、革命は、「旧来の秩序を回復」するために行われるのであって、「旧来の秩序を破壊」するために行われるのではない。最高権者である人民の手によって新しい立法権が作られる場合でも、それは、法と信託に違反し権威を破壊した叛逆者を取り除いて、本来あるべきもともとの姿を正しい権威にもとづいて回復するために行われている（一五五

節、二二〇節、二二二節、二二三節)。文字通り、流れをもとに戻すもの(revoltus< re-volvō)である。

このような抵抗権、革命権の承認が、無政府状態ないし内乱の混乱をもたらすのではないかとする批判に対して、ロックは、①政府を解体し戦争状態をもたらした叛逆者にその責任があるとし(二二七節ないし二三〇節)、②専制(戦争状態)よりも自然状態のほうがなおよいとする(九〇節ないし九四節、一三七節、二二八節)一般論のほかに、③抵抗権、革命権の行使の条件を限定することによって答えている。それは「人民の大部分が、それに関心をもたない限り不可能である」(二〇八節)ゆえに、「不都合がはなはだしく大きくなり、多数者がそれを感じ、それにうんざりし、それを訂正することが必要だと思うようになる」(一六八節)場合であり、不法な行為が、「人民の過半数」にも及びまたは「少数の者にしか及ばないけれども、先例として、また結果からいって、全部の者を脅かすような」場合で、「彼らの法や、それと共にまたその財産、自由、生命が危険にさらされ、多分またかれらの宗教も危ないということを、良心に照して思い知らされた」(二〇九節)場合、大臣・官僚の選任、専制をとり入れるのに容易なような宗教の優遇など、「長きにわたって行われた一連の行為によって君主の顧問たちが、すべてこの方向を見指していることがわかる」(二一〇節)場合、「乱用やいい逃れやたくらみが長く続き、みんな同じ方向を目指していて、その意図が人民に解ってしまう」(二二五節)場合、「害悪がひろがり、支配者たちの悪い意図が目に見えるようになり、あるいはその攻撃意図が大部分のものに感ぜられるようになる」(二三〇節)場合である。これらの要件は、権利行使の要件を示したものであるのか、権利行使の事態にいたる蓋然性をしめしたものであるのか、必ずしも判然としない。また、これらの要件を厳格に解すると、極端に例外的な場合にしかみとめられないことになるおそれがある。

(4) 人民とは何か　ロックの用語例において、人民(the People)の語は多義的である。しかし、その中心的な用例は明確である。

①政治社会成立後においては、人民は、おおむね、政治社会である統一的な共同体（the Community）そのものをさしている。たとえば、「立法権がその与えられた信任（the trust　信託）に違背して行為したと人民が考えた場合には、立法権を排除または変更し得る最高権が依然としてなお人民の手に残されている（中略）。このように協同体（the community　共同体）は、何人でも、彼らの立法者さえもが、愚劣邪悪にもその臣民の自由と所有とを害するような企てを定め実行する場合には、このような計画企図から自分を救出すべき最高権を常に保有している」（一四九節）とし、「各個人が社会を取り結んだ時、これに与えた権力は、社会が存続するかぎり決して個々人に復帰することなく、いつまでも協同体（共同体）の手に残るであろう（中略）。そうして社会が立法権を、どんなものであれ人間の集会に与え、彼らと彼らの後継者が引続いてそれをもち、また後継者を定めることについての指示とそうして権限とが与えられている場合、立法権は決して、この政府の存続する間は、人民に復帰することはない（中略）。けれどももし彼らが、この立法府の存続期間に限度を設け、個人もしくは会議体のもっているこの最高権を一時的に過ぎないものとしたとすれば、もしくは、権威の地位にあるものの失敗でそれが没収された場合には、その没収なり、定められた期限の到来によって、それは社会の手に戻り、人民は最高のものとして行為する権利をも」つとする（二四三節）ところに明らかであろう。

②上記の革命権の主体も、右にいう最高権の担い手である共同体に結合している一体としての人民である。この趣旨を明示するものがある。「もし君主と人民の中にある人々（some of the People）との間に、法の規定はなく、あるいはあいまいであり、また重要な事柄について争いが起こったとすれば、このような場合の適当な審判は、人民全体（the Body of the People）であるべきだと思う（中略）。人民全体（the Body of the People）（最初、君主に信任を与えた者）以外に、この信任はどこまで及ぶつもりであったかを審判する適当なものがあるだろうか」（二四二節）とするのがそれである。しかし、さきの革命権、抵抗権行使の要件の中には「多数者」という言葉が屢々登場する。また、政治社

会の意志は多数決によって決せられ(九六節ないし九九節)、政治社会の全政治権力は結成時には多数者がもつとする文章もある(一三二節)。さらに、「たった一人」(一六八節)、「各人」(二四一節)、「侵害された方の当事者」(二四二節)などにも、戦争状態において「天に訴える」自由、すなわち、自らが審判者となって右の権利を行使することがみとめられているとする文章が散見される。

③人民の中の一部にすぎない一人、各人、被害者などにも、人民としての権力ないし権利がみとめられるものとすると、統一的な共同体としての人民概念とは乖離することになる。このような混乱の原因は、ひとつには、自然法にもとづき各人に帰属すべき自衛権に由来する抵抗権と、政治社会結成後にその根本規範(公共の福祉)にもとづき統一体たる人民に帰属すべき最高権に由来する革命権とが、屢々ごっちゃに論じられているからである。

④いまひとつは、人民そのものと、人民を代弁し、人民の名において行動すべきものとが明確に区別されず、後者について論ぜられていないことである。議会、君主、教皇など、伝統的諸学説において、人民を体現するものとされたものが数々あるが[58]、ロックは、何らこれにふれていない、革命権、抵抗権の主体が具体的に特定されているとはいいがたい。

三　ロックの市民社会論の検討

一　ロックとホッブズ　わが国ではかつてロックとホッブズを対極的(自由主義と絶対主義)にとらえる俗説が流布したことがあるが、ロックは、その生存中親しい者もみとめるとおり[59]、基本的にホッブズ主義者であり、とくに国家(政治社会)論においては、ホッブズの基本的枠組みを踏襲している。ただし、その軌跡がズレている。正確にいうと、

文字どおりに踏襲している部分とズレている部分の二重構造になっている。このズレないし焦点のブレのため、多くの論者がみとめるように、ロックの理論は、わかりづらい、首尾一貫しない、混乱したもの、といった評価をうけるものとなっている。

(1) 自然状態と自然法　政治社会に先立つ自然状態を想定し、そこに自己保存の権利などの自然権の保護を中心とする自然法が支配しているものとする点において、ロックは、基本的にホッブズ主義者である。たしかに、ロックの自然状態は、ホッブズと異なり、戦争状態ではない。むしろ平和な状態として描かれている（ただし、二一二節と二二七節では、ロック自身、市民社会を平和状態、自然状態を戦争状態としている）。ロックは、自然状態と戦争状態とを明確に区別する。しかしながら、①ロックの戦争状態の語は、自然法違反の暴力行為に限定されているため、ホッブズのそれとは異なる主観的個別的局面をさしている。[60] ②ロックの戦争状態は、自然状態ばかりでなく、市民社会においても生ずる。しかし、戦争状態の継続・終了は、自然状態において長引くのに対し、市民社会では短く早い。③ロックの自然状態が平和であるのは、初期の素朴な「黄金時代」ないし「正直な時代」、すなわち、「小さい財産」をめぐる「小さい争い」しかなかった時代の話である。その後の「大きい財産」をめぐる「大きい争い」が生じた時代には平和とはいいがたい。ここにもロックの理論の二重構造がみられる。④ロックは、自然状態において、各人に、自然権のみならず、自然法執行権（とくに処罰権）をみとめる点において、ホッブズとは著しく異なる。ホッブズによれば、私的理性にもとづく私の剣の行使こそは戦争状態の原因である。ロックも、自然法執行権の行使が不確実であり不公平であることを政治社会結成（公的理性にもとづく公の剣の行使）の主たる理由に数えている。

(2) 所有権と契約　ロックは、自然状態においてすでに、所有権の存在をみとめ、契約の拘束力をみとめている（一四節）。これに対し、ホッブズは、その第三の自然法を論ずる部分[61]で「正義の本質は、有効な信約を守ることに存するが、

信約の有効性は、人びとにそれを守らせるのに十分な、社会的権力の設立によってのみはじまり、それと同時に所有権もまた、はじまる」としているため、両者は異なるようにみえる。しかしながら、①ホッブズは、この部分で、信約の拘束力の存在ではなく、強制力にもとづく有効性を問題としている。まさしく第三の自然法こそは信約の拘束力を内容とするものであり、政治社会の主権にもとづく強制力の根拠さえもがここに求められることは、別稿で論じたとおりである。②ロック自身も、所有権の成立と確定とは明確に区別していると解される。すなわち、ここでもロックの理論の二重構造がみられるわけであって、前者は、自然状態においてもひろくみられるものであるのに対し、後者は、「ある種の事実上の」(その意義については後に論ずる)政治社会とその実定法の存在を前提としてはじめてみとめられる。これは、土地所有権に関連して引用した部分でロックが明言しているとおりである。これはまた、貨幣使用による「黄金時代」の前後の時代区分に対応する。たしかに、ロックは、貨幣使用に対する暗黙の同意については、政治社会の存在と関連づけていない。しかし、所有権の確定にあっては、そうではないと筆者は考える。③ホッブズは、所有権の実質的根拠を労働に求める点[62]において労働価値説の元祖の一人であり、それに加えて、「人間の労働もまた、他のすべてのものと同じく、利益をえるために交換できる財貨だ[63]」と明言し地域間の価値移動による富の蓄積を論じているために、ロック以上に進んだ(より後代に符合する)経済理論を展開したものとみられることがある[64]のは周知のとおりである。④ロックの所有権には自然法的制約がともなっていることが顕著な特色となっている。貨幣使用後、(ある種の事実上の政治社会の法にもとづく)土地専有後の自然状態の第二段階においては、不均衡な土地所有がみとめられるため、自然法的制約の内容は変容をまぬがれないものの、なお存続する。ホッブズは、この点は強調してはいない。しかし、その自然法の第九ないし第一四において平等と衡平を論ずる部分[65]には、配分の平等をも内容とし、類似の考えがみられる。

(3) 政治社会と政治権力　ロックを自由主義政治理論としホッブズを絶対主義政治理論とする俗説が流布したこと

があるが、両者は、直接これにかかわる部分で、どのように違ったことをいっているのであろうか。

①政治社会の目的は、ロックにおいては、「平和安全および公共の福祉」（一三一節）であり、その成員の「生命自由および資産」すなわち総括的に「所有権」とよぶものの相互的維持である（一三二節）。ホッブズにおいては、「人びとを、外敵やかれら相互間の侵害から守り、またそれによって、人びとがみずからの労働と土地からの収穫物でその生命を支え、快適な生活を送ることができるように保護[66]」することであり、生存と快適な生活の維持のための平和と防衛[67]である。このような目的のため結合した政治社会のことを、ホッブズは、コモンウェルス（common wealth）とよび、ラテン語でキーウィタース（civitas）とよばれるとしているが[68]、ロックも、これをそのまま採用している（一三三節）。

②政治社会の成立は、成員となる者、すなわち、自然状態において自由かつ平等である者の同意にもとづく。この点について、両者は基本的に一致している[69]。ホッブズは、設立によるコモンウェルスと並んで獲得によるコモンウェルスをみとめている[70]。後者は父権的支配と専制的支配（征服や戦勝によって獲得された支配権）であり、成員相互の恐怖からではなく支配者に対する恐怖からという動機において異なるものの、支配の権利の根拠が被支配者の同意にもとづき、支配の権利の内容が設立による主権の場合と同一であるため、前者との区別はない[71]。ロックは、後者の場合を正面からはとりあげていない。しかし、国家の歴史の初期の時代について家長による父権的支配をみとめ（七四節後段ないし七六節、一〇五節ないし一一一節。二重構造の一例といってよい）、これを子供の同意、「暗黙のほとんど避け難い同意」（七五節）にもとづかせている。また、専制的権力については、正当な戦争により勝利した側に、不法な戦争により敗北した側の戦闘員たる捕虜を奴隷として、その生命を絶対的、恣意的に支配する権力をみとめるとともに、このような戦争状態の継続が政治支配への服従の同意という契約によって終了することがみとめられている（二四節、一七二節、一九二節）。この点でも、ホッブズと基本的に一致する。ただし、ホッブズは、奴隷取引に投資していたロック[72]と異なり、奴

隷の存在をみとめていない。ホッブズは、自然法の第九原則をのべる部分で、自然状態において、「すべての人が平等なのである。現在ある不平等は、市民法によって、導入されたのである」とし、アリストテレス『政治学』第一巻が「人びとは生れながらにして、ある者は、支配するほうがふさわしく(中略)、他の者は奉仕するにふさわしい」とするのは、「理性に反するのみならず、経験にも反する」としている。[73] 加えて、ホッブズは、私的理性の主体にすぎない当事者の間の戦争について、一方を自然法執行者(正当な戦争)他方を自然法違反者(不法な戦争)として、一方に正義の体現者(公的理性)を僭称せしめて、他方を奴隷とできるような考えはとっていない。この点のロックの考えは、自然法上の処罰権の行使も限度をこせば自然法違反となるロック自身の説にてらしても、単純にすぎる考えというべきであろう。

なお、両者ともに、領土国家の立場から、政治支配への同意がきわめてフィクション性の高いものとなっていることは、別稿でふれたとおりである。[74]

③政治社会の政治権力の基礎(性格・限界)づけとして、ホッブズは授権(authorization)理論、ロックは信託(trust)理論をとっている。まず、ホッブズによれば、コモンウェルスの設立には、①構成員全員一致による結合契約(各人の各人に対する信約)、②多数決による代表者(主権者)の選任、③代表者(主権者)への代表権の授権(主権者の行為と判断を各人本人のものとする)の三つの側面があるが、②③は①の内容とされているため、これらの全体をふくんだものが一個の結合契約となり、これによって、いわば一気に代表者(主権者)をもったコモンウェルスが設立される。[75] これに対して、ロックの場合は、コモンウェルス設立契約の内容は、右の①だけであって(九五節)、②の多数決による決定は事理の当然として説明され(九六節ないし九九節)、③は、コモンウェルス設立後に、立法権を樹立する(最高権をもつ政治社会が立法権を作り、その行使を信託する)ことによって行われる(一三四節)。この立法権は、政府存続中は最高権をもつ(一五〇節など)から、ホッブズの主権者に近いが、これと並んで、立法に参与する最高の執行権(一五

二節）、大権をもつ執行権（第一四章）がみとめられ、かつ、立法権そのものが、最高の執行権をもつ君主、世襲貴族集会、選挙代表集会の三つから構成されたものが念頭におかれている（二一三節）ため、唯一不可分の近代的主権概念はロックにはみられないように思われる。[76] もちろん、人民主権論とみることはできるが、ロックの人民は政治社会そのものをさすから、国家主権論にひとしく、その担い手は不明確である。ついで、ホッブズの場合、政治社会結成にあたって、各人の権利放棄は、代表者（主権者）への授権と対応しているが、しかし譲渡ではなく、[77] 主権者の行使すべき公権力の内容となる諸権限は政治社会設立の目的にてらして独自に構成されている。[78] これに対して、ロックの場合、立法者の行使すべき政治権力は、自然状態において各人がもっていた自然法執行権（とくに処罰権）が、政治社会の結成によって政治社会に譲渡され、立法権の樹立によってこれがさらに立法権に譲渡され、その行使が信託されているものであるにすぎない。立法権の主要な任務は、自然法執行権の確実かつ平等な行使にあるから、「公布された恒常的な法と、公知の授権された裁判官によらなければならない」（一三六節）基本のほか、政治権力は法と公共の福祉による限界をもつ。しかし、公権力の内容の独自の構成はみられない。私的権力と質的に区別された公権力をもつ近代国家の概念はそこにはまだ乏しいといってよい。

④ホッブズとロックが顕著に異なる点は、信託違反があった場合である。ホッブズは、主権者が信約の当事者でないことから論理的に「主権者の側からする信約破棄は起こりえない」としたうえ、信約違犯をめぐる「論争を決定する裁定者は存在しない。したがって、そのさいにはふたたび戦争状態となり、各人は、その［主権］設立の意図に反して、みずからの力によって自分を保護する権利を回復するのである。だから、あらかじめ［臣民と］信約を結んで主権を授けるというのは無意味である」[79]としている。これに対して、ロックの場合は、立法権（最高の執行権も）はこれまた政治社会設立契約の当事者でないものの、設立後の政治社会によって樹立されるものであるがゆえに、立法権を樹立する最

高権をもつ政治社会は、同時に、信託違反があったとき、「立法権を排除または変更し得る最高権」（一四九節）をもつ。これによって、ホッブズが不可能としている統治形態の変更[60]も可能である。この点に関するかぎり、両者は対立する両極に位置するようにみえる。しかし、右の最高権（革命権）は、政府存続中は行使できず、政府の解体によってはじめて社会に復帰する。その要件がきわめて限定されたいわば極限状況にかかわるものであり、かつ、その具体的主体が不明確であることはすでにふれたとおりである。したがって、このような極限状況をのぞいて、すなわち、政府存続中は、立法権が最高権をもつ。そして、ロックによれば自由とは、「サー・ロバート・フィルマーが言うような（『アリストートル政治学考』五五頁）『各人が、その欲することを為し、その好むままに生活し、如何なる法によっても拘束せられない自由』ではない。政府の下にある人間の自由とは、その社会の誰にも共通な、そうしてその中に立てられた立法権によって作られた、恒常的な規定に従って生きることにある」[61]（二二節、同旨五七節）。もちろん、この立法権には、すでにふれたように、神と自然の法による限界があるが、これはホッブズも同様である[62]。

(4) 社会の解体と政府の解体　この両者を区別する点が、ロックの特色の最たるものの一つ、あるいは、代表的なものといってもよい点である。

①ホッブズの場合、コモンウェルス設立契約の中に、代表者（主権者）の選任とこれへの授権（すなわち政府の樹立）が内容として入っているから、政府の解体は、政治社会の解体をもたらす。ロックの場合は、コモンウェルスの設立契約は、構成員相互の結合契約だけを内容とし、設立後の政治社会が立法権（をはじめとする政府）を樹立することとしているから、政府が解体しても、社会は解体しない。

②いまひとつ重要な相違点は、ホッブズにおいては、コモンウェルスからの離脱や他のコモンウェルスへの帰属がもっぱら各人本人の利害打算にもとづく主観的判断にゆだねられているのに対し[63]、ロックにおいては、このような自己打算

的なコモンウェルス離脱・選択の自由はみとめられていない。政治社会結成や政治支配に「明示の同意」を与えたものは、いわば永久会員として政治社会にとどまることが要求され、「黙示の同意」を与えたものも、生存の基盤である領土内の土地所有権などの財産権を放棄しないかぎり、離脱が許されない。

③そこで、ホッブズの理論によれば、主権者の保護能力の喪失という政府の解体（政治機能の不全）は、新しいコモンウェルスの設立ないし他のコモンウェルスへの帰属によって処理されるのに対し、ロックの理論においては、立法権の排除・変更という社会を存続させたうえでのその革命権の行使によって処理されることになる。ホッブズは、政府と一緒に社会も新しくするのに対し、ロックは、社会はもとのままで政府だけ新しくする。実体において全く変わらない現象についても、両者の理論構造の差異に応じて、異なる説明がされる。世間一般の理解によれば、ホッブズは、コモンウェルスの維持に関心があるのに対し、ロックは、その解体に関心があるというのであったが、実は、逆なのである。ロックが関心をもつのは、政治社会の解体ではなく、政府の解体である。ロックとホッブズの違いをもっともよくあらわすのは、つぎの文章であろう。ロックは、「十万人の個人の恣意的権力にさらされたものよりも、十万人のものに命令権をもつただ一人の恣意的な権力にさらされたものの方が、はるかに悪い状態にある。何人も、このような命令権をもっている者の意志が他の者の意志より善いということは、保証できない。しかも彼の力の方が十万倍も強いことは確かなのである」（一三七節）とする。ホッブズは、これに対して、「内乱のさいの悲惨で恐るべき災厄と、あの支配者のいない人びとの無法状態――法にたいする服従もなく、人びとの手が強奪や復讐にむかわないようにする強制権力もない――とくらべると、ある統治形態において、一般人民に起りうる最大の不便さえも大したことはない[24]」とし、主権の絶対性について、「人びとは、そのような無制限な権力から多くの望ましくない結果が生ずると考えるかもしれないが、しかし、それがないことから生じる結果、すなわち、各人の隣人にたいするたえまのない戦争のほうが、それよりもずっ

と悪いのである[85]」とする。

④ロックが関心をもつのは、しかし、政府を解体して無政府状態をつくりだすことにあるのではない。ロックも、自然状態において「人々は自分の利益から偏見をもち、また自然法の研究をしていないため無智であって、自然法を、彼ら自身の事件にも適用すべき拘束力ある法としては認めない傾きがある」（一二四節）こと、「各人が自然法の裁判官であり、かつ執行官でもあるので、人は自分自身に対しては偏頗であるから、自分自身の事件については、感情や復讐心のため余りにやりすぎをし、しかも余り熱をいれてしがちなものであるが、また他人の事件に関しては怠慢無関心で余りにも不注意（remiss　不熱心）になりがち」（一二五節）であることを十分に承知していた。「自然状態は不便であり、人々は社会を愛し、これを欲するので、彼らの幾人かが一緒に集まるや否や、もし共同生活を続けたいと思うなら必ず結合して団体をなしたのである」（一〇一節）。ロックも、政治社会の建設をめざしている点において、ホッブズと異ならない。ただ、しかし、決定的に異なる点は、政治社会一般をめざしているのではなくて、特定の政治社会をめざしていることである。ここで特定の政治社会とは、「公共の福祉」を目的とするものであり、アリストテレス『政治学』の用語例[86]によれば、「共通な利益」ないし「公共の利益」を目標とした「正しい国制」のことである。そこでいう「逸脱した国制」は排除される。まさに「正しい国制」を樹立するために、「逸脱した国制」を排除するのに要請されるのが、ロックの革命権の行使である（ホッブズは、後者は前者に不満をもつ者の呼称にすぎないとして両者の区別を否定する[87]）。

ロックは、その理論の核心的部分に、いわばゾレン（sollen）をもちこんでいる。これが、ロックの理論をとく鍵であると筆者は考える[88]。第一に「逸脱した国制」（ザイン）を排除して「正しい国制」（ゾレン）を樹立するためには、「政府の解体」の概念をみとめる必要がある一方で、是正措置をとる（革命権を行使する）べき主体としての社会を残存させる必要があるために、これと「社会の解体」とは区別しなければならない。第二に、その前提として、社会と政府とを

区別し、政治社会の結成契約の内容から政府の樹立をとりのぞき、これを結成後の政治社会の最高権にゆだねる必要がある。第三に、政治社会が存続しつつ、革命権を行使するためには、「自然状態」とは区別された「戦争状態」の概念をみとめなければならない。第四に、戦争状態において正当な側が行使する権利を「自然法執行権」に求め、その存在を自然状態においてもみとめざるをえなかった。第五に、自然状態において自然法執行権をみとめるものとすれば、自然法の存在と、その主要な内容である所有権の存在と契約の拘束力を自然状態においてもみとめなければならない。以上がロックの理論の骨子である。

また、ロックの理論の随所において指摘された二重構造もこれに由来する。すなわち、所有権論における貨幣使用、土地専有（所有の不均衡）の前後、政治社会論における「正直な時代」ないし「黄金時代」とそれ以降の時代区分は、「理想的な自然状態」（小さい財産をめぐる小さい争い）の時代と「腐敗堕落した自然状態」（大きい財産をめぐる大きい争い）の時代との区別に対応するが、後者の自然状態においては、上記のとおり、すでに「ある種の事実上の」（ザインとしての）政治社会が存在する。しかし、これらは、必ずしもロックのあるべき（ゾレンとしての）政治社会の価値基準をみたすものばかりとはかぎられなかった。ロックは、国家の起源を論ずる部分で、「いかにあったかということから、本来いかにあるべきかを結論したところで、到底強い力をもち得ない」（一〇三節）とし、歴史の実例を論ずるにあたっても、注意深く、「平和の中に生れて来た世界の諸政府」は人民の同意に基礎をおいている（一〇四節）とする限定をもうけている。（なお、本引用部分の傍点は筆者）。ロックも、初期の時代には、「一種の自然的権威」に対する「暗黙の同意」という「不注意で先見の明のない無邪気さからはじまったのに、やがて時が権威と神聖さを与え」た政治権力をいただく政治社会が事実として存在することを否定していない（九四節）。しかし、それは、あるべき政治社会ではない。とくに、「腐敗堕落した自然状態」の時代にふさわしい政治社会ではない。

さらに、ロック理論のもつ、あいまいさ、首尾一貫性や体系性の欠如といった混乱の原因は、ここに求められる。この点についての従来の評価は、つぎのようであった。①ロックは、プラトン、アリストテレス、ホッブズなどと並ぶ一級の政治哲学者ではなくて、時局的政論家にすぎない[89]。②かりに政治哲学者だとしても、ロックは、右の点について無神経な欠点をもっている[90]。③右の点は、ロックが承知のうえで、わざと自己の説をあいまいなものとし、ホッブズ主義者であることをかくしたり、政治的非難や宗教上の攻撃をさけるためにしたカムフラージュである。正統的な権威であるリチャード・フッカーを引用したのと同一目的に出ている[91]。④ロックの『人間悟性論』における（自然科学的）知識についての確実性（certainty）と（人文社会科学的世界の）信念についての蓋然性（probability）の区別に応じて、政治社会論は、後者の世界を取扱ったもので、それなりに、また、ロックの思想全体の中での一貫性を肯定することができる[92]。以上が、筆者がこれまでに出会ったロック評価の代表的なものであるが、筆者は、これらにつけ加えて、⑤ザインとゾレンの混同をあげることができるように思われる。すなわち、あるべき政治社会を中心として、ゾレンを論ずるかぎり、すなわち、理性にもとづく推論として論じられる（probability ではなく、rationality）かぎりにおいて、ロックの理論には首尾一貫性がある。しかし、ゾレンに合わせて、ザインを変えようとするとき（革命権の要件・具体的主体がその例）など、ゾレンとザインが交錯する局面になると、にわかにあいまいになる。ゾレンを論じているのか、ザインを論じているのか、はたまた理性的推論であるのか蓋然性の議論であるのか、わからなくなる。基本的な骨組みにおいて、ホッブズにしたがいつつ、換骨奪胎の仕方ないし肉づけの仕方が、たとえていえば、ホッブズが男性的であるのに対し、ロックが女性的であるくらいの違いがある。ホッブズが幾何学的論理を追うのに対し、ロックには、文学的で熱き血潮が通っている。しかし、自然法執行権のように私的理性による公的理性の代行は、悪くすると、昨今もみられる血に飢えた正義という狂気（ヒステリー）に途を開く恐れがあるように思われてならない[93]。

二　ファーガソンとヘーゲル

ロックの政治社会は、ロック自身の理論に即していえば、「正しい国制」を樹立し、「逸脱した国制」を排除するための、立法権の樹立・排除・変更を主内容とする最高権を行使することを任務とする存在である。それは、国家社会において、制度的側面を除いた、または、制度の基盤となるべき共同体的側面をさしている。その機能は、右の最高の政治権力の行使にあり、かつ、それにかぎられている。したがって、経済史的にみて、一七世紀イギリスの社会を、伝統的社会とみるか、少なくとも農業資本主義とみるか、さらに進んで商工業資本主義とみるか、はたまた、これへの過渡期とみるかのいかんによって、ロックの市民社会をブルジョア社会とみるかどうかといった議論は、ロックの理論とはずれている。このような議論は、ロックの理論に即していえば、その市民（政治）社会論ではなく、その自然状態論（とくに第二の自然状態）についてこそ妥当する。なぜなら、ロックによれば、所有権も契約も、理論的には、市民社会（政治社会＝国家）をまたずに、自然状態においてすでに、その存在がみとめられるものだからである。このように、政府と社会の区別がされてはいても、その社会はあくまで国家社会であり、われわれが、今日、国家と社会の区別という言葉によって想定するものとは、ちがったものである。ちがったところに線が引かれているといわなければならない。このことを、なお「市民社会」概念の元祖とみられることが多いファーガソンとヘーゲルについて、簡単にみておく。

(1)　ファーガソンの市民社会論

アダム・ファーガソンの一七六七年の『市民社会の歴史に関する研究』（An Essay on the History of Civil Society）[94]は、その翌年ドイツ語に訳され、ヘーゲルなどが用いたドイツ語の市民社会（bürgerliche Gesellschaft）のもととなったといわれているが[95]、その骨子を簡単にいうと、つぎのとおりである。

①ファーガソンは、「市民社会」における civil の語を広く文明化（civilization）としてとらえ、市民社会を「原始的ないし野蛮な社会」（rude or savage Society）と対比させる[96]。ただし、文明化の基準としては、政治的なるもの、す

なわち、法と政府による自由の確保があげられているから、ファーガソンにおいても、市民社会とは政治社会をいみする。しかし、ファーガソンは、人は、本性上、その生存と能力発揮について平等であるとしつつ[97]、同時に、生れながらにして、共同体の一員であるとしているから[98]、自然状態説とここから政治社会への飛躍に要する社会契約説をとっていない。人間社会はこのような単純で人為的な計画によって作られるものではなく[99]、複雑で漸進的な進化によるものとする。右の著書の全体は、人間社会の自然史的考察でみたされている。その際、進化の契機をなしているものは、内外の競争と戦争である。たとえば、対外防衛の必要が、内部の結束、政治機能の多様化、知的能力の発揮などを生む[100]。これは、ファーガソンの人間観、社会観の基本にかかわるものであって、彼によれば、幸福とは、安息状態や目的達成にあるのではなくて、目的追求の過程にある[101]。この点、ホッブズに似ている。しかし、ホッブズと異なり、共同体の一員としての人の幸福は、苦痛、快楽、恐怖、嫉妬といった個人的事柄への気づかいをすてて、社会的寄与を自己の仕事のはげみとして共通善のために情熱を燃やすところにある[102]。ファーガソンは、「公共善が個人にとって基本目標であるならば、同様に、個人の幸福が市民社会の偉大な目的であることも真実である」とし、「最も幸福な国家とは、その国民によって最も愛されている国家のことであり、最も幸福な人間とは、その心情が共同体に傾けられ、そこに、義侠心と熱情のすべての対象、すべての美徳の行為の発揮の場を見出す人間のことである」としている[103]。その著書に最も頻出する用語は、国家精神[104]、国家愛着の共通の絆[105]、社会の結合[106]、公共への愛[107]などであり、これらをこわす対立用語としての「腐敗堕落」(corruption)である。ファーガソンによれば、国家の力は、国民の数や富によるよりも、その風習・習俗ないし気風(manners)による[108]。「国家の富、隆盛、力は、通例、美徳(virtue)の産物であり、これらの喪失は、屢々、悪徳(vice)の結果である。人の美徳は、目的達成後ではなくて、目標達成をめざして苦闘している間に最もよくあらわれる。美徳によって獲得された目標自体が、屢々、腐敗堕落と悪徳の原因となる[109]」とするところに、彼の考えの真髄がみられる。

②右の基本的テーゼを経済の側面でみると、つぎのようになる。まず、「所有権は進歩の一因(a matter)である」[10]。「商業の進歩は、機械的技術の断えざる分化」にあり、「技術と職業の分離によって、富の源泉がおかれた」[11]。しかし、「職業の分化は、極まるところ、結果として、かなりの程度に、社会の絆を破り、才能を様式に代え、人びとから熱情と心情のたけを満足感をもって注ぐことができる天職の日常感覚(the common sense of occupation)を奪うことになる」[12]。さらには、「高度に商業技術がいたった国々は、個人的な向上や美徳にもとづかない富に差別の多大の根拠をみとめ、尊重と名誉にいたる途として利益に関心を向けることによって、腐敗堕落にさらされている」[13]。「財産が活気あふれる精神の道具としてではなく、ケチであれ、気前よさであれ、はたまた、大胆であれ、小心であれ、これらの心の偶像となるとき、自由のよって立つ基盤が専制を支えるものになりかわるおそれがある」のである[14]。

③つぎに、右の基本的テーゼを政治の側面でみると、つぎのようになる。まず、「なんらかの恒常的な政府を確立し紛争を審理する司法裁判所をもつまでは文明化されている(civilized)とはいえない」[15]。「人びとは、対外戦争や内乱をさけて社会の平和を維持する目的をもつ公的諸制度をもうけ、また、紛争を騒乱なく裁断して、法の権威によって、各市民が個人的権利の享受を確実なものとすることを学んだ」[16]。文明社会(政治社会)において、法と政府が自由を守る。ところが、皮肉なことに、「自由の維持をもくろんだ国家の諸制度が、市民が自己自らのために行動して、自己の権利を要求することをさせないで、自分の側での個人的注意・努力を求めることなく、安全を与えるものとすれば、このような政府(政治支配)の外見上の完成は、社会の絆を弱めるおそれがある」[17]。また、政府の事務の分割は、「各役所の公務員をして、国事(the affaires of state)に優れていないのに、他人の経験にもとづいて確立された様式を遵守していれば成功することを可能にし、それ自体何の調和もなしに、一つの目的に合わせて働くエンジンの部品のようなものにしている」[18]。われわれは、「政治家(国士)と戦士の代りに、書記と会計係をやとうにいたっている」[19]。ファーガソンによれば、

兵士と市民の分離も不幸なことであって[120]、「軍隊の規律は改善されたにせよ、国家の活力が失われてしまった」のであり、「市民と政治家を形成する技術と、政策と戦争の技術とを分離することは、人間性をバラバラにすることであり、まさに改善すべきだとした当の技術を破壊する試みである[121]」。

それでは、自由は何によって確保されるか。「自由は法の支配（the government of laws）によってもたらされる。われわれは、法令を、人びとの権利が記録された書き物ではなく、自由たらんと決断した人びとの決意と格律として考え、さらに、人びとを守ために作られた権力であり、人の恣意が犯すことのできない障害として考えるべきであろう」。「かりに手続の様式や書かれた法令、その他の法の諸要素が、それらがよって立つ精神によって運用されることをやめるならば、権力の不公正を制約することなく、それを隠すだけに役立つのである[122]」。「文字面上の最も公正な法が、運用上の最悪の専制と両立する」。「人身の安全と財産の保有が、法令の文言上いかによく定義されていても、その確保のためには、自由な人びとの活力と嫉妬、国家の全秩序で払う尊重の程度によるのである[123]」。「自由は、構成員間の争いと対立によって維持されるのであって、公正な政府への一致した熱情によってではない[124]」。「自由の確保のために構成された基本構造（constitutions）は多くの部分からならなければならない。そして、上院、民選議会、司法裁判所、その他各種の公務員は、執行権を行使、停止、牽制しながら、お互いにバランスをとって協働しなければならない」。「したがって、全員一致を賞讃すること自体が自由にとって危険だと考えるべきである[125]」。「あらゆる国家において、構成員の自由は、内部の部分のバランスと調整による[126]」。そこで、行き過ぎた規制が、「気風を腐敗堕落させて、国家の精神を失わせる傾向をもつ」ことや「市民社会で喧伝される改善が、政治的精神を休止させ、人びとの休みない無秩序よりも、積極的な美徳に鎖をつけるものとなる[127]」ことに警告するとともに、他方でバランスが大きく崩れて、「同等の牽制する権力がないとき、専制におちいる[128]」ことや、「権力が確立されている場合において、強者が制約を嫌がり、弱者が保護を求めることが

できないとき、法の欠陥は完全な腐敗堕落のしるしとなる」[129]ことを強調する。

④以上によれば、自由を確保するものは、制度ではなくて、制度を支える政治的徳としての共同体の精神である。富の偏重・偏在と制度の完成は、この精神を腐敗堕落させる傾きがある。その精神を活性化させるものは、構成員ないし構成部分の相互間の争いと対立である。制度もまた、このような力のバランスを保つ工夫をしなければならない。これが、ファーガソンの骨子である。これは、あるべき制度の確立をめざすロック理論の射程範囲をこえている。ロックによれば、「法が終るところ、専制がはじまる」（二〇二節）のであったが、ファーガソンにおいては、むしろ、法制度の完成が人びとの腐敗堕落を生み専制をまねく。また、専制は政治支配者の恣意にはじまるものでもない。人びとの腐敗堕落にもとづく。ファーガソンは、プラトンの『国家』[130]におけると同様に、極端なデモクラシーが専制に転化することを知っていた[131]。機械的平等によって、人びとをバラバラのアトムと化してはならず、相互に相争い、社会に生き生きとした活気を与えるだけの活力をもった諸党派が存在しなければならない。さらに、しかしながら、ロックと異なり、富の不均衡が手ばなしで容認はされず、力のバランスを破るほどに、財産が自己目的化し偏重されて偏在してはならない。ロックにとって、市民社会は所有権を保護するための組織機構であるのに対し、ファーガソンにとっては、自由な精神が競い合いつつ躍動する場である。ファーガソンはいう。自由のもたらす恩恵は、「一人の人間の胸の中で働く徳や善の産物ではなくて、多くの者への徳自体のコミュニケーションと、構成員それぞれにふさわしい行動と天職をそれぞれに与えるような市民社会の中における富の配分である[132]」。

(2)　ヘーゲルの市民社会論　経済社会としての市民社会と政治社会としての国家との区別が、一八二一年のヘーゲルの『法哲学』[133]にはじまることは、先に引いたリーデルなどの[134]いうとおり、ほぼ定説となっている。ヘーゲルによる市民社会と国家の区別の意義は、彼の『法哲学』の体系全体の理解にかかわることであって、本小稿の範囲をこえている。

その全面的議論は別の機会にゆずりたい。ここでは、もっぱら、ごく大ざっぱに、概念史的な粗筋からみて、ヘーゲルの市民社会は、何をさしているのか、だけを問題とする。

①まず、ヘーゲルの『法哲学』は、第一部「抽象的法」、第二部「道徳性」、第三部「ジットリッヒカイト」[135]に分かれ、この第三部は、第一章「家族」、第二章「市民社会」、第三章「国家」に分けられている。ここにおいて、すでに市民社会と国家とは区別されている。また、右の「市民社会」は、A「欲求の体系」、B「司法」、C「ポリツァイとコルポラチオン」に分けられている。この「市民社会」の最初の部分には、自己目的追及が全面的な相互依存の体系にあること（一八三節）、特殊性である限りない欲求充足が偶然と恣意によるとともに、普遍的な力によって制約をうけるという「対立と錯綜の中にあって市民社会は、満ち足りて余りある者、足らざる者、さらに両者に共通の身心の腐敗堕落の見せ場となっている」こと（一八五節）、また、右の「欲求の体系」の部分において、市民社会にあっては、人が「市民（ブルジョアとしての）」der Bürger (als bourgeois) としてあらわれること（一九〇節、一八七節）、欲求充足の目的・手段などが複雑な相互依存関係を通じて無限定なものとなること（一九三節ないし一九九節）、不平等と身分を生むこと（二〇〇節、二〇一節）、さらに、右の「ポリツァイ」の部分において、貧困の問題がとりあげられていること（二四一節ないし二四五節）などにてらして、ヘーゲルの「市民社会」が経済的な「ブルジョア社会」であることはまちがいないようにみえる。[136]

②他方で、ヘーゲルの「市民社会」がある種の国家であることをしめす部分がある。まず、ヘーゲル自身、先の全面的な相互依存の体系のことを「外面的な国家、必要的・悟性的国家」(äußeren Staat, —— Not- und Verstandesstaat) とみることができるとする（一八三節。なお、一五七節参照）。また右の「国家」を論じた最初の部分にも、「国家が市民社会と混同されて、その目的とするところが所有権と人身の自由の保護にあるとされる場合には、個人の利益自体が

国家結成の究極目的とされ、その結果、国家の構成員となることが自由選択となる」（二五八節）とする。このような混同や結論は、ヘーゲルの立場からすると、許されない。しかし、ホッブズやロックをはじめとして、このような考えをとる者が事実として存在することは周知のとおりである。当時のドイツの憲法学者もそうであった[137]。したがって、先に、ロックの第二の自然状態について、他の者の説によれば政治社会であるうるものが、ロックによれば、政治社会でないといったのと同様の関係がみられることになる。ここでは、ロックによれば国家であるものが、ヘーゲルによれば国家ではない。ヘーゲルは、外面的国家である市民社会と区別された国家のことを、「本来的な政治国家とその国制」（eigentlich politische Staat und seine Verfassung）と呼んでいる（二六七節）[138]。

ついで、ヘーゲルの「市民社会」には、「第二の家族」（二五二節）としての「コルポラチオン」のほかに、「司法」と「ポリツァイ」という公権力が登場する。しかも、これらは、「国家」を論ずる部分で、再び「執行権」の内容となって登場する（二八七節以下）。まさしく国家公権力といってよい。加えて、市民社会における三つの身分（Stände）、すなわち、(a)実体的・直接的身分（農業）、(b)反省的・形式的身分（商工業）、(c)普遍的身分（公務員）（二〇一節、二〇二節）は、国家において、その重要な構成部分となる。(a)(b)は立法権を構成し、(c)は執行権の担い手となる（三〇三節）。(a)は、世襲身分（土地貴族。大家族ないし地方の代表）として上院を構成し（三〇七節）、(b)は、コルポラチオンなどを通じて商工身分団体代表として、下院を構成する（三〇八節）。これらの諸身分の立法権参加には特別の意義がみとめられる。これらの諸身分には、他の国家諸制度とともに、公共の福祉と理性的自由の保障があることであって、「これらの諸身分には、普遍的自由における主観的要素、すなわち、本書において市民社会とよぶ側面における固有の分別と固有の意志とを、国家との関係で現在させている」ところに本来の意義がみとめられる（三〇一節）[139]。

③ヘーゲルによる市民社会と国家の区別は、これらが相互に入り組んでいるために、その境界が明確ではない。その

原因は、ヘーゲルがこの両者を区別する理由に求められる。ひとことでいって、ヘーゲルは、この両者を区別して分離し、それぞれを別個独立の無関係のものとするためではなくて、まさに両者を入り組ませて相互に密接に関連づけるためにこそ、この両者を区別しているからである。そして、その目的は、原子論的国家観の排斥にあった。ヘーゲルは、つぎのようにいう。「これは、立法は、私人の立場にある者が国事に参加するものだから、代表者を選んでやらせるにせよ、自らが投票するにせよ、個人の形式においてあらわれなければならないとする他の流布している見解と対立する。このような原子論的・抽象的見解は、すでに、個人が普遍の一員（Mitglied eines Allgemeinen）としてあらわれる家族においても、市民社会においても、消え失せている。国家は、バラバラのものではなく、それ自体まとまったものによって構成される。個人としての多数者は、いくら国民とよぼうとも、集積にすぎない集合であって、形のない大衆は、バラバラで、理性なく、野蛮で、恐るべきものであろう。憲法との関連で、この組織されない全体を国民とよぶ話は、最初から空理空論にきまっている。この見解は、すでに、政治、すなわち、最高度に具体的な普遍性の境地にいたっている共同体を再び個人の集合に解体し、市民生活と政治生活を分断し、政治生活の基礎を、恣意と意見という抽象的個別性、すなわち、それ自体確固とした正統的な根拠を欠いた偶然性に求めるがゆえに、政治生活を空中楼閣に描くにいたっている。――いかに、いわゆる理論の中で、市民社会一般における諸身分と政治的意味における諸身分とが、相互に遠く乖離されても、このドイツ語（Stände）は少くとも昔からあった統一性を保持しているのである」（三〇三節）[10]。

ヘーゲルは、家族が拡大・連合して、そのまま国家となることがありうることを否定しない（一八一節）し、市民社会が、時間的には、国家よりも後であることもみとめている[11]。市民社会は近代の産物だからである。この市民社会を家族と国家の間に介在せしめるのは、経済社会としての市民社会の自立的発展の結果という側面はあるものの、政治と経済の相互の解放と分離独立のためではない。むしろ、その結果として生じている原子論的風潮が、市民生活と政治生活

を分断することによって、国家を解体することを恐れたからである。あるべき国制の樹立のための確固たる基礎を、共同体的基盤に求めて、市民社会を発掘したといってもよい。世上いわれる国家と社会の分立が、相互の解放と分離独立にとどまるものであるならば、これこそは、ヘーゲルが戦うべき原子論的見解であった。ヘーゲルは、原子論的見解による市民生活と政治生活の分断を克服し、両者の統一を、市民社会にあるべき差異を活用して国家の中に統合することによって達成しようとしたのである。

④ヘーゲルの『法哲学』は、別名『自然法と国家学』という表題をもっている。ヘーゲルは、すでにふれたところからもわかるとおり、自然状態から政治社会への飛躍を人為的な合意に求める社会契約説はとっていない。しかし、「自然状態」の語は散見される（九三節、一六八節、二〇〇節、三三三節）。これらからみると、「市民社会」は自然状態とは異なるものとして描かれている。第三部第三章「国家」の終りの部分に登場する国家相互間の自然状態（三三三節）を別として、第一部の「抽象的法」は、孤立した個人について論じられている点、その内容として、第一章「所有権」、第二章「契約」、第三章「違法行為」がとりあつかわれている点などからして、ホッブズやロックの自然状態と照応するものがある。第二部の道徳性が、空虚な形式主義であるカントの道徳主義との対決に主眼があり、それが第三部の「ジットリッヒカイト」登場の契機となっていることは、一般にいわれるとおりである。しかし、まことに乱暴ながら、「主観的自由の権利が、古代と近代を分かつ転回的ないし分岐点をなす」とする言葉（一二四節）や国家実定法にもとづく適法性と区別された道徳性をとりあつかい、それが現実性ではなく、要請としてとらえられていることなどからすると、具体的な内容は別として、この部分は、ホッブズなどの自然法に照応する。第一部と第二部とが自然状態と自然法を論ずるものであるのに対して、第三部は、政治社会をとりあつかうものとみることが可能である。[142] その家族、市民社会、国家からなる三部構成のスタイルは、アリストテレス『政治学』第一巻[143]の家共同体（オイキア・コイノーニア）、村共同体

（コーモーン・コイノーニア）、国共同体（ポリティケー・コイノーニア）の三部構成と形式的には符合している。もちろん、ヘーゲルにおいては、家族はすでに、ロックにおいてみられた家父長的支配にもとづく政治権力も、その存否が問題とされたオイコスの経済権力も有していない。大家族や家族連合ではなく、基本的に、かつての大家族（オイコス）は解体して、感情的つながりの小家族となり、人は家の子ではなく、市民社会の子となり（二三八節）、かつての家の機能の多くは、市民社会の中の「第二の家族」としての「コルポラチオン」（二五二節）や「ポリツァイ」という公権力（二四一節）が代行するにいたっている。いわば「普遍的家族」としての市民社会（二三九節）が、かつての家族になり代わっている。このように、地殻の変動は深刻であって、スタイルの同一性を強調することは許されない。しかしながら、アリストテレスにおいて、(イ)国共同体は、家共同体、村共同体それぞれの独自の存在を許容しつつ、これらを包摂したうえで、これらによって構成されている点、(ロ)国共同体の目的は、他の共同体のそれよりも高次のものであって、「国は場所を共同にする団体でもなく、また互いに不正をしないことや物品交換のための共同体でもない（中略）。完全で自足的な生活のために家族や氏族が善き生活において共同するとき、始めて国が存する」[14]とされる点、(ハ)国共同体（ポリス）の構造に応じて国制（ポリーテイアー）のあり方が論じられている点、以上の最も基本的な三点において、ヘーゲルは、アリストテレスと一致する。そしてヘーゲルの国家もまた、右の(イ)と全く同様に、歴史的起源や他の者の説によれば国家でありうる家族（一八一節、二〇三節）や市民社会（二七〇節、三〇三節など）をその中に包摂するとともに、これらを基礎とする家族、コルポラチオン、諸身分に、国家公権力の主要部分である立法権の構成部分、執行権の担い手（普遍的身分）とこれを批判する役割（コルポラチオン。二九五節、二九七節）などをみとめることをはじめとして、国家の基盤そのものを求めている（二五五節、二五七節、三〇二節など）。したがって、ここには、基盤としての国家と、基盤国家の諸制度を活用しつつ固有の政治制度をもつ国家と、この両者を包含した国家の三種がみとめられる。ヘーゲルは、第

一の国家を外面的な「必要的・悟性的国家」（一八三節）とよび、第二の国家を「固有の政治的国家とその国制」（二六七節）とよび、第三の国家をただ「国家」（二五七節、二六〇節）とよんでいる。この第三の包括的な国家概念の存在は、ノックス[15]とペルチンスキー[16]の見解にしたがったもので、なお確信は乏しいが、この見解を前提とするときは、ヘーゲル『法哲学』の第一部と第二部は、自然状態をとりあつかい、その第三部は、国家をとりあつかうものという点において、ホッブズ、ロック以来の伝統とつながり、しかも、市民社会と国家の区別もまた、国家における基盤社会（共同体）と政治制度（国制）の区別に対応する点において、古典時代以来の伝統にもつながるということができるのである。

三　キーウィタースとレース・プーブリカ

ロックによる市民社会と政府の区別も、ヘーゲルによる市民社会と国家の区別も、基本的には、政治社会の基盤となるべき共同体とその上に樹立されるべき政治制度としての国制の区別に対応するものとするならば、そのような用語例の検討（大げさにいうと概念史的探究）を古典社会に求める必要がある。本稿は、これを、リーデル[17]によれば、アリストテレスとともに「市民社会」概念の元祖といわれるキケロについて行うこととする。なお、本稿では、紙幅と時間の制約から、とりあえず、キケロの『国家論』に登場する約一八〇のレース・プーブリカ（res publica）の語と約九〇のキーウィタース（civitas）の語を検討の対象とし、手持ちの仏訳、独訳、英訳を参照しつつ、その意義の差異を検証する。ここで登場回数に「約」をつけている理由の第一は、キケロの『国家論』が、『法律論』とともに、『義務論』などとは異なって、残欠の度がひどく、アウグスティヌス『神の国』をはじめとする後世の諸著によって補われている部分が多く、キケロ自身の用語例とは断定できない場合があるほか、版により補充の範囲に差異があり文章にも不完全な部分があることであり、第二は、この本が、プラトン『国家』にならって、複数の登場人物の問答形式で進められているため、キケロ自身の考えや用語法かどうかに疑問が残されている部分があるこ

とであり（アウグスティヌスによって引用されている有名なレース・プーブリカの定義もスキピオの言葉として語られている）、第三には、レース・プーブリカの同義語としてのレース・ポプリ（res populi）が約一〇回ほど登場するが、これを原義にしたがってレース・プーブリカの中に算入するか否かによって、レース・プーブリカの登場回数が異なることであり、最後に、レース・プーブリカと異なり、必ずしも明確に定義づけが与えられていないキーウィタースについても、それと同義のとりあつかいをうけているらしくみえる市民社会類似の諸概念（civilis societatis, societas civium, juris societas）が存在するほか、ポプルス（populus）[18]が同義語と読める個所もあって、その登場回数を画しがたいことである。したがって、以下の検討は、以上の諸制約の下でおおまかな傾向を検出することに重点をおいたものであって、細部にわたって厳密なものではないことをあらかじめ断っておきたい。

(1) 基本的用語例　まず、レース・プーブリカとキーウィタースの最も基本的な用語例をみると、つぎのとおりである。

①「レース・プーブリカ（res publica＝la chose publique, das Gemeinwesen, a commonwealth）とは、レース・ポプリ（res populi＝la chose du peuple, die Sache des Volkes, the property of the people）のことである。ここでポプルス（populus＝peuple, Volk, a people）とは、いかなる種類態様による人びとの結合体のすべて（omnis cœtus quoquo modo congregatus）をさすものではなく、同一の法の支配に同意した多数者の結合体（cœtus multitudinis juris consensu）であり、かつ、共通の利益をめざして結合したもの（utilitatis communione sociatus）をさす。その第一原因は、個人の弱さではなく、自然が人の中に植えつけた社会的本性である。なんとなれば、人は孤独で反社会的な性格なものではなく、繁栄の状態においても（残欠）。ひとことでいって、散在する多数者は、相互調和によって（concordia）キーウィタースを形成したのである」（一巻二五節）。

「したがって、すべてのホルプスは、上記のような性質をもった多数者の結合体（cœtus multitudinis）であり、すべてのキーウィタースは、ポプルスの構成するもの（constitutio populi）であり、すべてのレース・プーブリカは、上述のとおり、ポプルスの所有するもの（populi res）であって、その永続のためには、何らかの統治のための組織機能（consilio quodam regenda）を必要とするものである」（第一巻二六節）。

②「法律は市民社会（civilis societatis）の絆であり、法律によって平等な法が実現されるがゆえに、市民間が不平等であるとき、いかなる法によって市民社会（societas civium）が維持できるであろうか？　かりに人の富を平等にし、人の能力を平等にすることができないとしても、同一のレース・プーブリカに属する市民相互は平等にしなければならない。法にもとづく社会（juris societas）でなくして、キーウィータースは、一体、何であろうか？」（一巻三二節）。ここでいう「法にもとづく社会（juris societas）」が、先の①でいう「同一の法の支配に同意した多数者の結合体（cœtus multitudinis juris consensu）」と同一だとすれば、キーウィータースとポプルスとは同一ということになる。事実、第三巻の正義を論ずる部分において、「事情は個人における場合とポプルスにおける場合とで同一であって、いかなるキーウィタースも、不正を主とし、正義を従とするような、おろかではない」（三巻一八節）とする文章がある。なお、最後の第六巻には、「全世界を支配する最高の神にとって、この地上で、キーウィタースとよばれる、人びとの結合体であって法にもとづくもの（concilia cœtusque hominum jure sociati）ほど、喜ばれるものはない」（六巻一三節）としている。

このようにして、キケロのキーウィタースはキケロ自身の定義において、「ポプルスの構成するもの（constitutio populi）」であり、「法にもとづく結合体（juris societas）」であるとともに、その用語例からみて、「ポプルス（populus）」自体ないし「市民社会（civilis societatis, societas civium）」をさすものと解することができる。すなわち、法によって相互に平等な市民からなる結合体をさすものであって、国家社会の人的結合の側面をあらわしているものとみること

ができる。

③「したがって、すべてが野蛮な一人の圧制の下にあって同一の法による絆（unum vinculum juris）も同意にもとづく一致（consensus）も結合体（societas coetus）もないところ、すなわちポプルス（populus）のないところでは、ポプルスの所有物（rem populi）、すなわち、レース・プーブリカ（rem publicam）ということができるであろうか？（中略）そこでは、ポプルスが所有する物は何もなくて、かえって、ポプルス自身が一人の所有する物となっている。したがって、専制（tyrannus）が支配するところでは、昨日私（スキピオ＝遠藤注）がいったように、レース・プーブリカの悪い種類が存在するというべきではなく、論理的にいって、そもそもレース・プーブリカではないというべきである」（三巻三一節）。専制は、そもそもレース・プーブリカ、英語でいえば、コモン・ウェルス（common wealth）ではないとする考えは、わがロックのとる考えであった。

また、「専制者（tyrannus）は人にとっても神にとっても、それ以上に悪しく、恐ろしく、忌むべき存在は考えられないものであって、人の姿はとっているものの、その極悪非道の性は野獣のうち最も醜悪なものをこえるものである。一体、同じ市民とともに、ひいては他の人類とともに、法共同体（juris communionem）や人間社会（humanitatis societatem）を望まない者が、人間の名に値するであろうか？」（二巻二六節）とし、専制者を野獣と同視する点も、ロックと同じである。ローマ共和制（Res Publica Romani）の父とよばれ共和制に殉じることとなるキケロにとって、カエサル（シーザー）はその敵であり、『義務論』の中でも、くり返し、野獣たる専制者を人間社会から抹殺すべきだと説いている[19]が、『国家論』の中でも、ブルートゥス（ブルータス）なる者が[20]、私人ながら市民の自由が問題となるとき、何人も私人にとどまりえない先例をひらき、全国事（totam rempublicam＝la chose publique toute entière, die ganze Lasten der Staatsführung, the burden of government）を担って、キーウィタースを蜂起せしめて、国王を追放した

例がのべられている（二巻二五節）。

④キケロのレース・プーブリカ＝レース・ポプリ、すなわち、ポプルスの所有物という定義は、しかしながら、多数者の支配といういみでのデモクラシーを支持するものではない。ポプルスとは、あくまで「法にもとづく一致（consensu juris）」であって、これを欠くとき、多数者の専制は一人の専制よりもさらに悪く、レース・プーブリカの名に値しないのである。ポプルスの名を僭称する多数者ほど恐ろしい野獣はない（三巻三三節）。キケロにおいても、極度の自由が隷従をもたらし、専制にいたるとするプラトン『国家』の定式[13]が採用されている（一巻四四節）。キケロによれば、市民間の争論（dissensione civili）において、徳が数よりも優先すべきであるがゆえに、市民の頭数が数えられるべきではなくて、その軽重が衡量されなければならない（六巻一節）。権利の平等はむしろ不公平となることがある（一巻三四節）。キケロは、ローマの歴史を論ずる部分において、多数の大衆が過半数をしめないような階級投票制や、今日のプロレタリアの語源であるプロレタリオス（proletarios＜proles）、すなわち、子供を国に出す人と、アシデュオス（assiduos＜asse dando）、すなわち、お金を国に出す人という市民の身分の区分を肯定的に紹介している（二巻二二節）。キケロにとって重要なことは、キーウィタースにおける上層、中層、下層間の調和（concordia）であり（二巻四二節）、このために、各人に各人のものを配分するとともに全体に公平に配慮すべき正義（三巻七節、同一五節）が必要とされた。公務担当者、有力者、大衆の間における権利自由、義務、職務の間のバランス（二巻三三節）を保つ、いわゆる混合政体が随所において最善のものとされている。

(2) レース・プーブリカの用語例　頻出度数の多いレース・プーブリカからとりあげると、つぎのようになっている（なお、邦訳は目安のためにつけた仮の訳にすぎない）。

まず、仏訳によると、第一位は、ただ国家（l'État）とするのが五六か所、第二位は、共和国（république）とするの

が三九か所ある。しかし、第三位に、公共事務（la chose publique）[13]とするのが二三か所あるほか、第四位に、類似の国家公共事務（affaires publiques-7, affaires de l'État-1, affaires de la cité-1, fonction publique-1, service de l'État-1, la tache de gouverner l'État-1）とするのが一一か所、第六位に、制度（régimes）とするのが七か所、第七位に、政府（gouvernement）とするのが六か所、他に政治制度（régimes politiques）二、政治（politiques）二、シテ（cité）三、地域共同体（ville）一、政治生活（la vie politique）一、政治社会（société politique）一などがある。

つぎに、独訳によると、第一位は、公共団体（Gemeinwesen）とするのが六〇か所、第二位に、国家（Staat-44, Volksstaat-1）とするのが四五か所ある。第三位に、国家の形態ないし構成（Staatsformen-12, Staatsverfassung-5, Verfassung-4, Verfasung des Gemeinwesen-1, Form eines Gemeinwesen-1）とするのが二三か所、第四位に、国家事務ならびにその担い手（Staatsführung-4, Staatsmann-3, staatliche Geschehens-2, Staatsgeschäft-1, Staatsdienst-1, Staatslenkung-1, Staatslenker-1, Staatshaushalt-1, politische Leben-4, politische Betätigung-2, seinem dem Volk zn widmenden Regierungsgeschäften-1, öffentlichen Angelegenheiten-1）とするのが二二か所、第五位に、国家制度ないし社会（staatliche Einrichtungen-2, Staatswesen-5, staatliche Gemeinschaft-1, staatliche Stellung-2, staatlich Fragen-1, staatlich-1）とするのが一一か所、第六位に政治ないし政治的（Politik-2, politische-1, staatspolitische-1）とするのが四か所ある。

最後に、英訳によると、第一位に、ただ国家（State）とするのが六二か所、第二位に、コモンウェルス（commonwealth）とするのが四三か所ある。第三位に、政府の形態ないし種類（forms of government-10, governmental forms-1, forms-1, form of this State-2, kind of government-1）とするのが一五か所、第四位に、政府（government）とするの

が一一か所、第五位に、公共事務ないし政府事務（public affaires-2, public service-1, affaires of government-1, affaires of State-1, actual government of republic-1, government of a State-1, performance of public act-1, burden of government-1, the people's business-1）とするのが一〇か所、他に、共和制（republic）三、政治、政治的、政治家（politics-1, political-1, Stateman-1）三、都市（city）一などがある。

(3) キーウィタースの用語例　ついで、キーウィタースの用語例をみると、つぎのようになっている。

まず、仏訳によると、第一位に、シテ（cité）とするのが圧倒的多数の五六か所をしめている。これと関連するものとして、市民、市民権（citoyen-2, droit de cité-1）三がある。これに対して、第二位に国家（l'État）とするものは一〇か所にすぎない。また、これと関連するものとし、第三位に、政府の形態ないし構成（forme de gouvernement-2, form-1, constitution-2, régimes-1）とするのが六か所、第四位に、政府（gouvernement）とするのが三か所、他に、共和国（la republique）一、地域共同体（villes）一、国家事務（affaires de l'État）一などがある。

つぎに、独訳によると、第一位に、ただ国家（Staat）とするのが三八か所ある。しかし、第二位に、市民団ないし市民（Bürgergrschaft-18, Bürger-1）とするのが一九か所、第三位に、市民共同団体ないし公共団体（Bürgergemeinde-4, Verband der Bürgergemeinde-1, Gemeinde-1, Stadtgemeinde-4, Gemeinwesen-3, staatliche Gemeinschaft-2, bürgerliche Gemeinschaft-1）とするのが一三か所、第四位に、国家の形態、構成等（Staatsform-2, Verfassung-3, Vesfassungsarten-1, Verfassung eines Staatswesen-1, Staatsgebäude-1）とするのが八か所、第五位に、国家機構（Staatswesen）とするのが六か所ある。

最後に、英訳によると、第一位に、ただの国家（State）とするのが四九か所にも及ぶ。第二位に、市民、市民権、市民の団体など（citizens-1, citizenship-1, a body of citizens-2, city-3, the people-2, countryman-1）をあら

わすものが一〇か所、同じく第二位に、逆に、政府、政府の形態、機構（forms of government-4, constitutions-3, type of State-2, government-1）とするのが一〇か所あり、第四位に、コモンウェルス（commonwealth）五、他に、共和制（republic）二、国（nation）一、郷土（country）一などがある。[15]

(4) 両者の比較検討　以上の概観は、文字どおりに、ごくごく大ざっぱな概観にとどまる。前後の文脈、とくに、ラテン語、フランス語、ドイツ語、英語、それぞれにおける前後の単語や文章構造を抜きにした比較には問題がある。国家（l'État, Staat, State）という一般的な用語の利用率の高さだけをもって、翻訳の水準を論ずることも、早計であろう（ただし、他の諸点も考慮に入れると、ほぼ符合する）。しかし、大まかな傾向として、つぎのようにいうことができる。

①レース・プーブリカとキーウィタースとは、共通の訳語が与えられている場合が少くないとはいうものの、その大半において、訳語上にも明らかに区別されている。仏訳、独訳、英訳の順序で、その顕著さの程度に差異はあるが、両者の傾向的相異はすべてについて看取できる。

②レース・プーブリカは、一般的な用語例のほかは、国家公共事務、国家（政府）の諸形態、種類などの諸制度、政治的なものをさすことが多い。

③キーウィタースは、仏訳にあっては一般的用語例においてすでに国家（l'État）と区別されたシテ（cité）が用いられているほか、市民の共同体などの人的結合の側面をあらわしている場合が多い。たしかに、政府の形態、種類などの訳語が与えられている場合も少くないが、その場合はおおむね前後にその種の単語（forma, genus, status）がついていることが少くない。

④以上の結論は、レース・プーブリカは国家の諸制度の側面を、キーウィタースは人的結合たる共同体の側面をさす

のではないかとする筆者の予断と偏見にあわせていささか強引にまとめられているきらいがある。そこで、これを別の角度から補強しておきたい。

キケロの『国家論』は、問答体形式がとられ、残欠部分が多いことも加わって、体系的整理がしづらいもので、理論的部分にも歴史的事例がふんだんに引照されている。このため、理論的意義と歴史的意義とがいくぶん混在したものであるが、レース・プーブリカを完成体ないし目標、キーウィタースを形成過程にあるもの、または、目標達成いかんをとわないものとして、両者を対比的に用いている場合がある（二巻一八節、二巻三〇節、三巻四節、同二四節、同三二節、四巻一節）。

代表的なもののひとつは（残欠部分をアウグスティヌス『神の国』一九巻二一章から補った部分で問題はあるが）、国家は不正義なくして地方を支配できないとしてもとする文章中の国家にあたる部分が、「勢力あるキーウィタース、その大なるものがレース・プーブリカである」と訳する余地があるもの（imperiosa Civitas, cujus est magna res publica）であることである。残念ながら、仏訳（une cité dominatrice formant un grand Etat）、独訳（ein machtausübende Staat, der ein großes Gemeinwesen darstellt）ともに、この場合のキーウィタースとレース・プーブリカを区別する趣旨は明確でなく、両者を同視しているかにみえる。アウグスティヌス『神の国』の英訳（Loeb:W.C.Greene）[15]では、逆にキーウィタースがレース・プーブリカよりも大きなものとされている（an imperial city, embracing a mighty state）。上記の日本語訳は、教文館『アウグスティヌス著作集15』の松田禎二訳にしたがったものである。かりに、この訳が正しいものとすれば、キーウィタースは小さなもので、レース・プーブリカはそれよりも大きなものということになる。[15] 事実、このような用語例は他にもみられる。カエサル（シーザー）『ガリア戦記』の岩波文庫版（カエサル著『ガリア戦記』近山金次訳）の第一巻第二節の注には、キーウィタースの訳語を「大きな国家組織と混同しないようにここ

では便宜上、これを部族（もしくは単に族）と訳する」[156]としている。石川武教授の『序説・中世初期の自由と国家』第三章第一節「序論――諸部族の形成」の最初の部分にも、「タキトゥスによって『キヴィタース』、ドイツの学者によって『フェルケルシャフト』と称ばれる比較的小さな部族的まとまりは、民族大移動を経て、今や（中略）比較的大きな部族（＝シュタム）となって、再び歴史の脚光を浴びる」[157]とする文章がみられる（この部分の傍点は筆者）。

もちろん、これらはゲルマン人の国家・社会を論じたもので、ローマ人のそれを論じたものではない。しかし、いずれもローマ人のうち代表的なラテン語使用者の用語例といってよい。いまひとつ、キケロの代表的な例をあげよう。全てが一部の者の手にあるときレース・プーブリカがあるとはいえない、ペロポネソス戦争後の三十人専制下においてアテネ人の所有物としての国家（Atheniensium res）は存在しなかったとする部分に続けて、「古き栄光あるキーウィタース、その輝くばかりの街並み、劇場、ギムナジウム、円柱群（中略）のごときは、レース・プーブリカをなすものといえるであろうか？」としている（三巻三二節）。ここでは、明らかに、過去に現存したキーウィタースが、国家の理念像としてのレース・プーブリカにはあたらないとされているのである。キケロは、さらに、ローマ国家（rem Romanam）を支えてきた古き風習・習俗（antiquis moribus＝des mœurs anciennes, den alten Sitten, the ancient customs）の喪失をなげき、レース・プーブリカが名ばかり（verbo）で実体（re ipsa）がなくなっている原因は偶然（不運）にあるのではなく不徳にあるとしている（五巻一節）。徳（virtus）もとづく古き風習・習俗の回復によるレース・プーブリカの確立こそはキケロの目標であり、マキアヴェリのヴィルトゥー、ヘーゲルのジットリッヒカイトもまた同じ志向に根ざしている。

以上の検討の結果をとりまとめると、つぎのようになるものと思われる。

第一に、キーウィタースは、法にもとづいて平等な市民からなる共通の利益をめざした結合体であるポプルスの人的

結合体としての側面をあらわしている。権力、財産、権利自由等の著しい不均衡、偏在がその構成部分間にみられるときには、ポプルスそのものが解体してしまう。専制の場合がその例である（三巻三一節）。第二に、レース・プーブリカは、キーウィタースが真にポプルス全体のものとなっているかどうか、すなわち、レース・ポプリ（res populi）かどうかの理念型ないし価値基準となるとともに、この目標達成の手段となるべき国家諸制度をもさしている。[158] ローマ社会はすでにプロレタリオスとアシドゥオスという身分的差異を生み、「小さな財産」をめぐる「小さな争い」の時代ではない。このような社会において、国家諸制度を適当に構成することによって、諸部分のバランスをとり、全体としての統合されたポプルスの共通の利益につかえるものとし、安定した基盤の上にたった国家であるレース・プーブリカの永続を目指さなければならなかった。キケロにおいても、ファーガソン同様に、「善きレース・プーブリカに住むことほど善き生活はなく、善く構成されたキーウィタースほどに幸福を与えるものはない」（五巻五節）のであって、政治支配者の任務は、市民の幸福にある（五巻六節）。

ごく単純化すると、キーウィタースにも、それを構成する市民（civis）が自由平等なものかどうかという基準がある。第二に、レース・プーブリカには、さらに、国家諸制度の形態、構成、運用等々の結果、それがポプルス全体のものとなっているかどうかというより上級の基準が付け加えられている。このようなキケロのレース・プーブリカの定義ないし理論構成を前提としつつ、アウグスティヌス『神の国』は、このような地上の「人の国」よりも、さらに天上の「神の国」がその上にあるものとする。そして、その神の「国」をレース・プーブリカではなく、キーウィタース（De civitate Dei）とよぶ。なぜか。[159] それは、第一に、ポプルスの所有するものではなくて、人をふくめて万物は神のものだからであり、第二に、国家諸制度の介在などの媒介なくして、単純かつ直接に、神の被造物である人は相互に平等なるものとして、唯一の社会の一員となっているからである。逆にいうと、この世の人間社会には、政治社会たる国家が必要であり、

その理想と手段を提供すべきレース・プーブリカなる概念が必要であった。ロックの市民社会論における第一の自然状態である黄金時代は人類堕落以前の楽園時代の俤を残して、右の「神の国」をしのばせるものがある。第二の自然状態、すなわち、「大きい財産」をめぐる「大きい争い」の時代には、事実としての国家であるキーウィタースがすでに登場している。第三の市民社会においては、あるべきキーウィタースである自由平等な市民の結合体、すなわち、ポプルスが形成され、このポプルスがレース・プーブリカたるべき国家をめざして、政府を樹立し改廃する。[16] レース・プーブリカを英語に直訳すれば、ポプルスの所有物（res publica＝the property of the people）であるが、同時に、コモン・ウェルス（common wealth）でもある。プラトンの『国家』やトーマス・モアの『ユートピア』[15]のように、私有財産を否定することによって、コモン・ウェルスを実現することではなく、私有財産を承認しつつ、自然法的制約をともなった所有権保護を目的とするコモン・ウェルスの建設をロックは目的とした。しかし、私有財産承認による貧富の格差、不平等の下でいかにしてコモン・ウェルスが可能であるかの探究に腐心したのが、ファーガソンであり、ヘーゲルであるが、キケロも、さらに、キケロが基本的に依拠しているプラトン、アリストテレスにも同じ事情がみとめられる。ロックは、他と比較して、この点の関心が乏しく、理論も単純である（あるいは勤勉なる者の労働の成果である財産権を怠惰なる者の侵害から守ることに重点をおいたとも解することができる）。

四　ポリスとポリーテイアー　キケロの『国家論』は、その最後の部分に、唯一者の神が支配する宇宙や魂の不死が論じられる「スキピオの夢」の物語があることや、それに続けて『法律論』がやはり問答体で展開されていることなど、外面的形式において、プラトンの模倣が顕著であるが、その原理的な内容の点においても、理性の支配をとき、「真の法は理性の法であり、自然と合致する」とし、全民族、全時代をこえた唯一不変の法、すなわち、神の法があるとす

る（三巻二二節）など、プラトンと酷似する点が多い。[102] また、政府の形態、構成を論ずる部分では、やはりアリストテレスの影響が顕著である。さらに、キケロにおけるキーウィタースとレース・プーブリカの区別は、相当程度にギリシア語のポリスとポリーテイアーの区別に符合するところがある。最後にごく簡単に、これをみておきたい。

(1) プラトンの『国家』は、原名「ポリーテイアー（πολιτεία）」である。この「ポリーテイアー」は、藤沢令夫教授[103]によれば、「ポリス（都市国家、市民国家）のあり方・組織・制度・政体」といった意味であり、「具体的には君主制や民主制や寡頭制といったさまざまの形態に区別されるような、国家統治のあり方のこと」であって、プラトンの用語例は、英語では、civil polity, constitution of a state, form of government の意味に限られ、日本語では「国制」という訳語がふさわしいとされている。[104] プラトン『国家』は、第一巻での序章、第二巻ないし第四巻で基礎理論としての個人と国家における正義論、第五巻ないし第七巻で理想国家を論じたあと、第八巻、第九巻で国制の変遷を論じている。あるべき国家の形成を論じたあとで、その解体ないし変遷を論ずるプラトンのスタイルは、後世のアリストテレス、キケロ、ホッブズ、ロック、ファーガソンなど多数の踏襲するところとなっている。プラトンの国制変遷論の内容は、①哲学者の支配する最善の国制である優秀者支配制（アリストクラティアー）から、②クレタ、スパルタ型の名誉支配制（ティーモクラティアー）、③金持が支配する寡頭制（オリガルキア）、④貧しい多数者が支配する民主制（デーモクラティアー）、⑤僭主独裁制（トゥランニス）への順次の変遷である。これらの国制は、プラトンの魂の構造の三区分に照応するものであって、①は理性的部分の支配、②は気概的部分の支配、③④⑤はいずれも欲望的部分の支配であるが、③はそのうち必要な欲望の支配、④は不必要な欲望の支配、⑤は不法な欲望の支配である。したがって、プラトンの国制変遷論の特色の第一は、最善の国制から段々と悪い国制に転落していく（イデア論における洞窟のたとえ話とは逆のコースをとる）ことである。第二は、変遷の順序が固定されていることである。第三は、変遷の原因が、①から②への変遷が人知をこえた神秘的な数の産物とされるなど、全体としては自動的にとらえられていることである。第四

に、しかし、それぞれの国制に対応したポリスの代表的人間像が描かれ、この主流となるべき人間像の変遷と、それがもたらす、支配層内と全社会層における紛争に個別の変遷の原因が求められていることである。しかしながら、全体としてのプラトンの理論は、個人において魂の右の三つの部分がそれぞれの分をおかさないのが正義であり、理性的部分の支配に他の部分が同意をし調和がとれているのが節制であるとしたうえで、これを国家における三つの魂の部分に対応する三つの種族相互間の関係に推及し(説明の順序は一部逆に国家から個人に論理が推及されている)、国家における正義、節制を論じ、この正義と節制のある理想国家と右のような国制変遷を論ずるものであって、体系的に首尾一貫している反面、現実ばなれした理想論としての色彩が濃いものである。ただし、個人において、魂の理性的部分が欲望的部分を支配するのが真の自由であって、これが国家における理性を体現した法によって現実化されるとする思想は、キケロ、ロック、ルソー、ファーガソン、ヘーゲルなどにもみられる西欧の法思想、国家思想の核心を形成するものであることはいうまでもないであろう。

(2) アリストテレス『政治学』は、ポリスとポリーテイアーに明確な定義を与えている。

まず、ポリス(πολις)は複数の家共同体(κοινωνία οἰκιῶν)からなる村共同体(κοινωνία κωμῶν)が複数集って形成される国的(ポリス)すなわち政治的共同体(κοινωνία πολιτική)である。生成の順序からいえば、個々人、家、村、ポリスの順序となるが、終極目的としての自然(φύσις)すなわち本性上は、ポリスが終極の最善のもの、他を部分として全体としての自己の中に包摂するものとして、他に先立つ(一巻二章[165])。

その目的からすると、「国は場所を共同にする団体でもなく、また互いに不正をしないことや物品交換のための共同体でもない(中略)。完全で自足的な生活のために家族や氏族が善き生活において共同する時、初めて国が存するのである(中略)。国とは氏族(グノス)や村落(コーメー)の完全で自足的な生活における共同である、そしてかかる生活は、われわれの主張するよう

に、幸福にそして立派に生きることである。従って国的共同体は、共に生きることの為ではなく、立派な行為（καλῶν πράξεων）のためにあるとしなければならない」（三巻九章[105]）。アリストテレスにおいても、ヘーゲル同様に、外面的な秩序維持国家は真の国家ではないとされている。

これに対して、ポリーテイアー（πολιτεία）、すなわち、「国制は国のいろいろな役に関する組織であって、それがどんな仕方で配分されるか、国の主権はどこにあるか、またそれぞれの共同体の目的は何であるかを規定するものである」。「国制に応じて法律は制定しなければならない」のであって、その逆であってはならない（四巻一章[107]）から、いわば、今日の憲法に相当する面がある（英訳はconstitution[108]）。

ごく大まかに、ポリスが先のキーウィタースに相当するのに対して、ポリーテイアーがレース・プーブリカに相当するといってよい[109]。

ところで、アリストテレスにおいて、国を構成する国民は、元来は能動的な「裁判と役とに与かること」を要件とするが、国制によっては、「民会員も裁判官も無期限の役人ではなくて、役に応じてその任期に制限のある役人」であるため、「審議の役か、もしくは裁判の役かに与かる権利を有する者がすなわちその国の国民であるといい、国とは大ざっぱにいって、このような人々が、生活の自足を確立するに充分な数だけ集ったものである」とされている（三巻一章[110]）。したがって、国制に応じて、国民の範囲が異なってくる。その反面、「たくさんの国制があることの原因は、どの国にも多数の部分があることである。すなわち、第一にどの国も多数の家族から構成されているのをわれわれは見る。次にまたこの多数のうち或るものは必ずや富裕であり、或るものは貧乏であり、或るものはこの両者の中間である（中略）。国制というのはもろもろの役の組織であるが、それらの役は凡ての人々が、国民権に与かる人々の勢力に応じて、或いは彼らに何か共通な等しさに応じて、互いの間に分配するものだからである。ここに私が彼らというのは、例えば貧乏な人々、

或は富裕な人々のことであり、共通な等しさというのはこの両者に共通な等しさのことである。従って国制はちょうど部分の優劣なり相違なりを基準とした組織の数だけあることになる」（四巻三章[171]）。

(3) 国制の種類は、アリストテレスによれば、まず、「正しい国制」と「逸脱した国制」とに区別される。前者は、公共の利益を目標とするものであって、支配者（主権者）が一人であるものを「王制（βασιλεία）」、少数であるものを「優秀者支配制」（ἀριστοκρατία）」、多数であるものを「立憲制（πολιτεία）」とよばれる。後者は、公共の利益を目標としないために、前者より逸脱したものであって、「僭主制（τυραννίς）」が王制のそれであり、寡頭制（ὀλιγαρχία）が優秀者支配制のそれであり、民主制（δημοκρατία）が立憲制のそれである。というのは僭主制は独裁者の利益を目標とする独裁制であり、寡頭制は富裕者の利益を目標とするものであり、民主制は貧困者の利益を目標とするものであって、それらのうち、何れとして、公共の利益を目標とするものではないからである」（三巻七章[172]）。

この国制分類の特色の第一は、何よりも、「正しい国制」と「逸脱した国制」の区別であり、その区別の基準が公共の利益を目的としているか否かにおかれていることである。ここでいう「正しい国制」とは、まさしく、キケロのいうレース・プーブリカ、すなわち、レース・ポプリのことであり、ロックのいうあるべきコモン・ウェルスである。ロックによれば、公共の福祉を目的としないものは、専制であり、それは政府形態のいかん（一人＝専制君主か、多数か）をとわないのであった（二〇一節）から、「逸脱した国制」は、この専制にあたる。キケロも、ロックも、このゾレンとしての「正しい国制」を論じているといってよい[173]。

特色の第二は、プラトンの国制分類のように魂の部分の三区分から出発するといった純理論的な構成をとっていない。ゾレンとしての「正しい国制」のほかに、ザインとしての「逸脱した国制」があげられ、しかも、そこでは、富裕者の利益や貧困者の利益というポリスにおける社会的・経済的利益がとりあげられている。これは、アリストテレスの方法

論によるところが大きい。アリストテレスは、国制の研究について、「(A)最善のものはどれであるか、そして外的条件には何一つ妨げになるものがない場合、どのような性質のものであれば最も理想に適ったものであるか、また(B)どの国制がどの人民に適合するかを研究すること(中略)、さらにまた(C)第三には或る前提にもとづく国制を研究すること(中略)、(D)凡ての国々に最もよく適合する国制を認識しなければならない。それは国制について自分の意見を述べている大多数の人々がたとえ他のことでは立派なことをいっているにしても、実際に有用なものという点では全く過ちを犯しているからである。何故なら最善の国制だけでなく、現状からみて可能な国制をも、また同様に凡ての国によって比較的容易に到達し得る比較的共通な国制をも研究しなければならない」(四巻一章[174])としている。ここには、ゾレンを論じつつ、ザインの混入をまぬかれることができなかったキケロやロックと異なり、方法的にも、明確にザインとしての国制とゾレンとしての国制とが区別され、さらに、いかなる制約条件の下でのザインであり、ゾレンであるのかが十分に意識されている。アリストテレスは、四巻四章ないし一〇章において国制のそれぞれをさらに詳細に細分類したうえで、同一一章以下ないし六巻において「最善の国制は何であるか、また国々や人々の最大多数のものにとって最善な生活は何であるか――といっても、ここに最善というのは、普通人の力の及ばない徳を基準にしたり、素質や幸運の贈物たる外的条件を必要とする教育を基準にしたり、理想通りの国制を基準にしたりしないで、最大多数の人々の与り得る生活や最大多数の国々が与かり得る国制を基準にして判断する場合」(四巻一一章の最初の部分[175])が論じられ、これとは区別して、第七巻には、プラトンの『法律(ノモイ)』におけると同様に、人口規模、国土の大きさや位置をはじめとする理想国家における国制が論じられている。

(4)　右のような実際的見地からする最善の国制として、アリストテレスはつぎのようにいう。「どの国々についても、国は三つの部分、すなわち非常に富裕な人々と非常に貧乏な人々と第三にこれら両方の中間の人々とがある。従って、適

度なものと中間的なものとが最善であるということが一般に認められているのであるから、幸運の賜物にしてもその中間的な所有が何ものにもまして最善であるということは明らかである。何故ならその程度の所有は理性に最もたやすく従うが、過度の美しさとか、過度の強さとか過度の善き生れとか過度の富とか、或はそれらと反対に、過度の貧しさとか過度の弱さとか非常な賤しい地位とかもつ者は、なかなか理性についていきにくいからである(中略)。国は出来る限り等しく同様である人々から成立つことをめざす。しかしこのことは中間的な人々において最も多く存するのである、従って必然にそのような中間的な人々から組織された国に最も善き政治が行われるということになる。というのはわれわれは国の組織は本性上そのような人々から成立つと主張するのだから。そして国々においてこれらの人々は国民のうちでまた最も安定している(中略)。というのは或る人々が非常に多くのものを所有しているのに、他の或る人々は何一つ所有していないところでは、極端な民主制か生粋の寡頭制か或はこの両方の極端なものを通じて僭主制かが生じてくるからである」(四巻一一章[176])。

アリストテレスは、第五巻の国制の崩壊と保全を論ずる部分で、プラトン流の画一的な単線的な国制変遷論ではなく、複雑で交錯した変遷の多様な姿を描き、たとえば、僭主制の保全について後世のマキアヴェリ顔負けの議論を展開するなどしている。その第一章の総論的部分で、内乱原因に国家構成各部分の不平等感、すなわち、平等への欲求があるとし、そこでいう平等には、「二種類ある、すなわち一つは数におけるそれであり、他の一つは値打ちに応じたそれである[177]」としている。アリストテレスは、プラトンと異なり、大衆である多数者をかなり高く評価している点に特色がある。「多数は、その一人一人としてみれば大した人間ではないが、それでも一しょに寄り集まれば、一人一人としてではなく、寄り集まったものとしては、少数者よりも優れた者でありうるのだ」(三巻一一章[178])とし、「大衆が一そう重大なことの主権者であるのは正当なことである。何故なら民会も評議会も裁判所も多数の者からできている上に、それら多数の者凡て

の財産評価は重い役に一人で或は少数の者でついている人々よりも多いからである」（三巻一一章[128]）とし、「多数者は一しょにして少数者と比べられると、より強い力であり、より富裕であり、より善くある」（三巻一三章[130]）とし、「国は多数のものからできていて、皆が持寄った宴会がただ一人の単純な食卓よりは立派である程度に個々の人より優れているのである。このゆえにまた大衆の場合どのような一人よりも善く判断するのである。そのうえ、多数は一そう腐敗し難いものである」（三巻一五章[131]）とするのがその例である。他方で、しかし、理想国家を論ずる第七巻の第九章においては、士農工商的な身分観に立って、士のうちの年長者に国政の中心の審議的役割、その年少者に戦士的役割を付与している。ここでは、プラトン流のエリート支配がみられる（なお、ソクラテス自身がそうであったように、ギリシア社会では優秀な戦士であることと哲学者であることは両立したばかりか、実例も多かった[132]）。

そこで、アリストテレスは、一方において、多数者の求める数の平等の論理と、他方において、少数者の求める価値の平等の論理とを調整するために、制度上実にこみ入った、公務の配分、公務担当への経済的恩恵と負担、担当者選出におけるくじ引き（民主制的手段）と選挙（優秀者＝貴族制的手段）、任期・重任等々の組み合わせによる諸制度を提示している。ギリシア世界の一五八にもおよぶポリスの比較憲法研究の産物とはいえ、政治社会であるポリスの経済的・社会的（同時に政治的、宗教的）構造と、国家諸制度からなる国制ポリーテイアーのあり方の適合性の探究のもつ現実的迫力は、後世のものをはるかにこえているといって過言でないように思われる。それだけ、ギリシア（とくにアテネ）における社会内の政治的対立の深刻さと政情ただならぬ国制の激変が背景にある。人民大衆の中に天命をみる孟子[133]と異なり、アリストテレスは、中間的な中産階級の支配する社会と、これに適合的な中間的な国制を実際的見地から最善のものとし、中産階級に普遍的な理性の担い手を求めた。これは普遍的身分たる公務員を中産階級が占めるべきものとするヘーゲルの考え（『法哲学』二九七節など）などにつらなっているといえよう。

四　あとがき

一　複数のコモンウェルス　ホッブズに関する別稿で多数のコモンウェルスが離合集散を重ねつつ統合していく過程において、複数のコモンウェルスが一つのコモンウェルスとなることがのべられた。いずれの地域においても統治体は長い歴史の中で減少を重ねてきたものとすれば、通常の姿といえよう。今日の民族問題の多くの原因がここに求められる。このような統合の過程において統治団体としての目的・機能の純化が進められたのではないかと推測される。たとえば、ロックは、国家の歴史の初期段階における自然の父の父権的支配は、複数の家族が連合した場合には、とうぜん自然の父たる者が複数だから、そのうち戦争の指揮者として優秀な者がみんなによって選ばれたであろうとしている。キケロ、ロック、ヘーゲルなどにみられるゾレンとしての真の国家とは区別されたザインとしての国家が、同時代における国家の堕落形態ないし未完成状態であるばかりでなく、しばしば、歴史的に前の時代には国家とみなされたものであることも、歴史的過程における統合が、現実の国家をして、価値評価基準としての国家の完成体に近づける契機となっていること（逆にいうと、同時代におけるあるべき国家の不在をなげくキケロ、マキアヴェリ、ヘーゲルなどにとっては、完成体の歴史的将来における回復、実現の夢を描くことになる）をしめしているように思われる。たとえていえば、暴力団も系列化が進展すると、最上部組織は、暴力的機能を失ない、管理的機能に純化するようなものである。このたとえ話は適切さを欠くようであるが、キケロ『国家論』（三巻一四節）やアウグスティヌス『神の国』（四巻四章）に登場するアレキサンダー大王と海賊との対話、十字軍、アフリカ・北米・中南米大陸、植民地支配等の歴史などからして、必ずしも不適切とはいえないであろう。[51] 今日においても一〇人単位で人を殺せば人殺しとして処刑されるが、一〇万人

単位で人を殺せば英雄あつかいをうけることにかわりはない。それだけに、国家を社会と制度の両側面からいかに構成し、一部の利益ではなく、全体の利益（公共の福祉）につかえるものとするかは、永遠の課題であるといわなければならない。

二　異質のコモンウェルス　国家の目的・機能を純化する過程において、とくにヨーロッパ世界においては、異質のコモンウェルスの存在とこれとの角逐が大きな役割をはたしているように思われる。異質のコモンウェルスとは、とくにキリスト教のコモンウェルス（ホッブズ『リヴァイアサン』第三部参照）である。キリスト教会は、さきにふれたアウグスティヌス『神の国』の名称キーウィタースからもうかがわれるように、元来、魂の内面の世界のみを支配するはずであったが、歴史の現実においては、土地、領土、社会を支配し、最もすさまじい物欲を体現するとともに、武器をとって血を流すことをいとわない、ときとして血に飢えた正義の狂気を体現するものとしてあらわれた。教皇権と皇帝権、俗世の王権、イタリアの都市国家、オリエント諸国家などの間の確執は、塩野七生氏の『海の都の物語――ヴェネツィア共和国の一千年』、『わが友マキアヴェッリ』、『神の代理人』などの歴史小説に活写されている。[165] 本稿でとりあげたキーウィタースと同義語であるとされることの多いポプルス（populus）の意義についても、たとえば、パドヴァのマルシリウム[166]の用語例などについても、このような歴史を抜きには論ずることはできない。これは現在の自分の能力と準備の時間をはるかにこえることであるため、将来の課題とするほかない。

三　わが国はコモンウェルスか　わが国の現状はどうか。プラトンの基準によると、わが国は幸いにして、軍人や軍需産業といった気概的部分すなわち軍事的エリートが支配している大国ではなさそうである。しかし、どうやら、欲

望的部分である経済的エリートの支配している国のようである。ヘーゲルの期待する普遍的身分として理性を体現する役割を公務員がはたしているかどうかはあやしい。ロックのいう神の命令たる財産権の自然法的制約は無視され、人類共同の資産である自然は破壊するにまかされている。ロックの基準からすると、今日の財産権の行使はその正当性の限界をはるかにこえている。ロックの政治社会（国家）の存在理由は自然法執行権の確実かつ公平な行使のためにこそある。ところが、わが国で、業・省・族（関係業界、関係省庁、関係族議員一体となった省庁タテ割りセクショナリズム）体質がいわれている。かりに、これが事実とするならば、立法府、行政府ともに、一部の利益につかえているのであって、全体の利益（公共の福祉）につかえていないことになる。そのような国家は、レース・プーブリカ（レース・ポプリ）とはいえないし、コモン・ウェルスともいうことはできない。国家社会ならぬ顚倒した会社家国、会社をはじめとする各種法人、各省庁などが、それぞれ大家族的な「一家」を形成し、それが群れ集まった村落共同体を形成し、経済的充足のみを求めて狂奔する状態にある。精神的世界もまた、会社広告費の支えるマスコミに支配され、習俗ならぬ気ままにゆれ動く都会の風俗が文化の名を僭称して徘徊している。キケロにせよ、ロックにせよ、ヘーゲルにせよ、これを国家とよぶことはしないであろう。

四　学問のコモンウェルス　このような現状の原因は学問の世界にある。かりに、学問がプラトンの言う理性的部分を育てるものであるならば。石川教授が反発を感じておられるようにみうけられる、ロックの市民社会を国家と区別されたブルジョア市民社会と解する戦後派の有力な潮流の評価を別としても、そもそも、われわれは、西欧世界や近代社会さらに国家などを分析検討するに十分な道具概念や理論体系を手にしているのかどうかが疑問である。たとえば、近代や国家というコトバによって、われわれは何を知り、何を理解することができているのであろうか。(15)

学界自体が、家共同体か、よくて、その連合体たる村共同体の状態にあるのではないか。自由・平等な市民からなるキーウィタースが、全体の財産となるべき業績をあげているのであろうか。かえりみて、不安は大きい。

筆者が北大法学部に奉職して得た最大の学問的刺激の一つは、国際的な学問のレース・プーブリカで活躍される石川教授を通じて、同教授をふくむ内外の第一級の法制史研究者を直接・間接に相知る機会を得たことである。石川教授がポプラ（poplar＜ populus）[18]並木をシンボルとするわが学園を去られるに際し、つたない小稿によって、深甚の謝意を表わしたい。

（1）北大法学論集三六巻一・二合併号（富田教授追悼記念特集）四三五頁以下。

（2）John Locke, Two Treatises of Government, edited with an Introduction and Notes by Peter Laslett, Cambridge University Press, 1988（洋書刊行年度は筆者所蔵本の刊行年度。以下同じ。ただし、マクファーソンのは学部所蔵本）。

（3）以下、本稿において、邦訳としてこれを用いる。ただし、誤訳ないし不適説な訳と思われるところについては、括弧内に筆者の試訳をしめしておいた。

（4）のちにしめすように、むしろ、ロックがアリストテレス以来の伝統にしたがっているためだと解すべきであろうと思われる。

（5）前掲四四八頁、四五八頁注（48）参照。

（6）福田歓一『近代政治原理成立史序説』（一九七一年、岩波書店）四三八頁以下。

（7）Thomas Hobbes, Leviathan, or the Matter, Form, and Power of a Commonwealth, ecclesiastical and civil. 本稿において、ホッブズの引用は、拙稿「戦争と平和の法――ホッブズの自然状態について――」北大法学論集四〇巻五・六合併号上巻一頁以下（以下「別稿」と略称）同様に、英語全集版（English Works）により、邦訳は、水田洋・田中浩訳の河出書房新社版による。

（8）Niccolò Machiavelli, IL PRINCIPE, Introduzione e note di Federico Chabod, A cura di Luigi Firpo, Einaudi 1961,

XXI, p.110.;Machiavelli, The Prince, edited by Quentin Skinner and Russel Price, Cambridge University Press 1988, p. 77 note(h). このラッセル・プライス訳では social or political life. Machiavelli, The Chief Works and Others, translated by Allan Gilbert, Duke University Press, 1989, vol. I, p. 82 におけるアラン・ギルバート訳では internal affaires. わが国にも「外収汗馬 内収心牛」の言葉があった。キケロによれば gloria belli domique となる。

(9) Hegel's Philosophy of Right, translated with notes by T. M. Knox, Oxford University Press 1978, Translator's Forword X;Norberto Bobbio, Which Socialism ?, translated by Rogen Griffin, edited and introduced by Richard Bellamy, Polity Press 1988, p. 146.

(10) Adam Ferguson, An Essay on the History of Civil Society 1767, edited, with an introduction, by Duncan Forbes, Edinburg University Press 1966.

(11) Bobbio, op. cit., p. 146. なお ロックの『国政二編』第二編第三〇節にも civilized parts of mankind という言葉が登場する。また クリスチャン・マイヤーによれば プロタゴラスは 政治を techne または arete として 文明化の産物としている。Christian Meier, The Greek Discovery of Politics, translated by David McLintock, Harvard University Press 1990, p. 198.

(12) Geschichtliche Grundbegriffe. Historische Lexikon zur politische-sozialen Sprache in Deutschland, herausgegeben von Otto Brunner, Werner Conze, Reinhart Koselleck. 筆者所蔵は現在までに刊行された第六巻までであるが 本稿に密接に関連するものとして つぎの諸項目を対象とする諸論稿がおさめられている（特に関係深いものに二重丸をつけた）。

○ Ader, Aristokratie (Christian Meier, Werner Conze), Bd. 1, 1-48.

○ Anarchie, Anarchismus, Anarchist (Peter Christian Ludz, Christian Meier), Bd. 1, 49-109.

○ Autorität (Horst Rabe), Bd. 1, 382-406

◎ Bürger, Staatsbürger, Bürgertum (Manfred Riedel), Bd. 1, 672-725.

○ Demokratie (Christian Meier, Hans Leo Reimann, Hans Maier, Reinhart Kosellek, Werner Conze), Bd. 1, 821-899.

○ Diktatur (Ernst Nolte), Bd. 1, 900-924

○ Eigentum (Dieter Schwab), Bd. 2, 65-115.

○ Freiheit (Werner Conze, Christian Meier, Gerhard May, Jochen Bleicken, Christof Dipper, Horst Günther, Diethelm Klippel), Bd. 2, 425-542.

◎ Gesellschaft, bürgerliche (Manfred Riedel*), Bd. 2, 719-800.

○ Gesellschaht, Gemeinschaft (Manfred Riedel*), Bd. 2, 801-862.

○ Gesetz (Rolf Grawert), Bd. 2, 863-922.

○ Herrschaft (Reinhart Koselleck, Peter Moraw, Hornst Günther, Dietrich Hilger, Karl-Heinz Ilting), Bd. 3, 1-102.

○ Legitimität, Legalität (Thomas Würtenberger), Bd. 3, 677-740.

○ Macht, Gewalt (Karl Georg Faber, Christian Meier, Karl-Heintz Ilting), Bd. 3, 817-935.

○ Monarchie (Jochen Martin, Hans K. Schulze, Werner Conze, Hans Boldt), Bd. 4, 133-214.

◎ Naturrecht (Karl-Heinz Ilting), Bd. 4, 245-313.

○ Organ, Organismus, Organisation, politischer Körper (Gerhard Dorhard Dohrn-Van Rossum, Ernst-Wolfgang Böckenförde), Bd. 4, 519-622.

◎ Politik (Volker Sellin), Bd. 4, 789-874.

○ Polizei (Franz-Ludwig Knemeyer), Bd. 4, 875-897.

○ Recht, Gerechtigkeit (Fritz Loos), Bd. 5, 231-311.

○ Regierung, Regime, Obrigkeit (Volker Sellin), Bd. 5, 361-421.

◎ Republik (Wolfgang Mager), Bd. 5, 549-651.

○ Sitte, Sittlichkeit, Moral (Karl-Heinz Ilting), Bd. 5, 863-921.

◎ Staat und Souveränität (Werner Conze, Reinhart Koselleck, Diethelm Klippel, Görg Haverkate), Bd. 6, 1-154.

○ Stand, Klasse (Otto Gerhard Oexle*, Werner Conze, Rudolf Walther), Bd. 6, 155-284.

○ System, Struktur (Manfred Riedel*), Bd. 6, 285-322.

○ Tyrannis, Despotie (Hella Mandt), Bd. 6, 651-706.
◎ Verfassung (I.), Konstitution, Status, Lex fundamentalis (Heinz Mohnhaupt), Bd. 6, 831-862.

以上のうち、マンフレート・リーデル単独執筆にかかる四項目[*]については、その準備的草稿ないし公開原稿が、マンフレート・リーデル『市民社会の概念史』河上倫逸・常俊宗三郎編訳（一九九〇年、以文社）の形で邦訳されている。

(13) このほか、リーデルのヘーゲル『法哲学』解釈を知るのに便利な邦訳として、リーデル著『ヘーゲルにおける市民社会と国家』池田貞夫・平野英一訳（一九八五年、未来社）がある。

(14) 前掲書一二八頁。

(15) 前掲書一二九頁。

(16) 前掲書一五二頁。

(17) 前掲書一六七頁。

(18) 前掲書一五三頁。

(19) 前掲書一一八頁などで、学校哲学と訳されている。また、前注(13)の邦訳では講壇哲学の訳語がみられる（九、一一、二一、二三頁など）。Schulphilosophie が近世ドイツの Universitätsphilosophie をさすときは、この訳語が適切であろうが、しかし、前掲書一四一頁が「中世の学校哲学」(die mittelalterliche Schulphilosophie) としているのは疑問である。

(20) 前掲書一一九―一二〇頁。

(21) 前掲書一一一頁にも、「一六・一七世紀において、マキアヴェリ、ボーダン、ホッブズ以来国家学は、政治的に組織されているソキエタス・キヴィリスからの近代国家の解放と揆を一にして、おのれを古い政治学から解放して、その結果一八世紀における自然法と国家学の対立がもたらされうることとなった」とされている。

(22) G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, herausgegeben von Johannes Hoffmeister, §2. なお、ヘーゲルのローマ法の理解について、Michel Villey, Le Droit Romain dans la „Philosophy des Rechts"de Hegel, Hegel-Studien Beiheft 11, S. 321ff.＝Michel Villey, Das Römische Recht in Hegels Rechtsphilosophie, in Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie, herausgegeben von Manfred Riedel (Suhrkamp 1975), Bd. 2, S. 131ff.

(23) 『ヘーゲル・自然法学――其の方法と体系――』平野秩夫訳（一九六三年、勁草書房）一七七頁参照。

(24) 前掲書九一頁。
(25) 前掲書一六一頁。
(26) 鵜飼訳・前掲書二四六頁。
(27) 同上二四八頁。
(28) cf. p. ex., Mauris Cranston, John Locke:ABiography, Oxford University Press 1985, p. 208. 学説については、①名誉革命との関係について、Peter Laslett, Introduction to Two Treatises of Government, pp. 45-66. ②ホッブズとの関係について、Peter Lasltt, op. cit., pp. 66-92. 参照。ただし、①の点について、Richard Ashcraft, Revolutionary Politics & Locke's Two Treatises of Government, Princeton University Press 1986; Locke's Two Treatises of Government, Unwin Hyman 1987, pp. 286-297. このアシュクラフトの批判に対して、ラスレットはさらに反論している。Peter Laslett, op. cit., pp, 123-126.
(29) cf. p. ex., Leo Strauss, Natural Right and History, University of Chicago Press 1974 (1953), p. 248; Studies in Platonic Political Philosophy, University of Chicago Press 1983, pp. 144-145, 212; C. B. Macpherson, The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke, Oxford University Press 1962, pp. 194-262; James Tully, A Discourse on Property: John Locke and his Adversaries, Cambridge University Press 1980, pp. 63.79, 98-99, 109-114, 122, 124, 129, 130, 161, 168.; Neal Wood, The Politics of Locke's Philosophy: A Social Study of An Essay Concernng Human Understanding, University of California Press 1983, pp. 7-23, 34-40; Alan Ryan, Property and Political Theory, Basil Blackwell 1986, pp. 42-47.; Richard Ashcaft, Revolutionary Politics & Locke's Two Treatises of Government, Princeton University Press 1986; 高木正道『ヨーロッパ初期近代の諸相――経済史と心性史のあいだ――』一九八九年、梓出版社。
(30) 本稿でキケロはつぎの版を参照した。Cicéron, De la République, Des Lois, traduction nouvelle avec notices et notes par Charles Appuhn, Classiques Garnier 1954 (以下、「仏訳」と略称).; Cicero, Über den Staat, übersetzt von Walther Sontheimer, Reclam 1966 (以下「独訳」と略称).; Cicero, De Re Publica, De Legibus, translated by C.W. Keyes, Loeb 1988; Cicero, De Officiis, translated by Walter Miller, Loeb 1990 (以下、「英訳」と略称). 本稿で用語

例の検討は、仏訳、独訳、英訳を有する『国家論』を中心とし、仏訳、英訳を有する『法律論』と英訳のみを有する『義務論』は参考にとどめた。なお、他の著作については、時間と紙幅の制約から、別の機会の検討にゆだねたい。

(31) Augustine, City of God I, translated by G. E. McCracken, Loeb 1981, pp. 216-226.; Augustine, City of God VI, translated by W. C. Greene, Loeb 1969, pp.206-212. 『アウグスティヌス著作集』(教文館) 一一巻三九頁以下、一五巻七七頁以下。なお、茂泉昭男『アウグスティヌス研究――徳・人間・教育――』(一九八七年、教文館) 一九八頁以下、金子晴勇『アウグスティヌスの人間学』(一九八二年、創文社) 三五一頁以下、高橋亘『アウグスティヌスと第十三世紀の思想』(一九八〇年、創文社) 一三三頁以下、W・フォン・レーヴェニヒ著『アウグスティヌス、生涯と業績』(宮谷宣史・森泰男訳、一九八四年、日本基督教団出版会) 二四二頁以下、出隆『プロティノスとアウグスティヌの哲学講義』(一九八七年、新地書房) 二九八頁以下、Herbert A. Deane, The Political and Social Ideas of St. Augustine, Columbia University Press 1963, pp. 116-153.

(32) Quentin Skinner, The Foundation of Modern Political Thought, vol. I, The Renaissance, Cambridge University Press 1978, pp. 2-22, 35-40, 47, 54-55, 84-87, 93, 109, 115, 195-196, 203, 223.

(33) Quentin Skinner, Introduction to The Prince, XV-XXII. なお、クェンティン・スキナー著『マキアヴェッリー自由の哲学者』塚田富治訳(一九九一年、未来社) 一六、一八、五一、五二、六〇、六九、七〇、七六、八三、八五、八七、八九、一〇〇、一〇一、一一八頁参照。

(34) Machiavelli, Discourses on the First Decade of Titus Livius (The Chief Works and Others, Vol. I, pp. 175-529), 1.10 (p. 221), 1.16 (p. 237), 1.29 (p. 258), 1.33 (p. 266), 1.58 (p. 316), 2.2 (pp. 329, 332); cf. Machiavelli and Republicanism edited by Giesela Bock, Quentin Skinner and Maurizio Viroli, Cambridge University Press 1990. especially Quentin Skinner, Machiavelli's Discorsi and the pre-humanist origins of republican ideas, pp.121-141.; Maurio Viroli, Machiavelli and the republican idea of politics, pp.143-171. なお、ルソー『社会契約論』の第三部第二章はマキアヴェリの君主論は共和主義の本だといっている。Rousseau, Œuvres politiques, edition de J. Roussel, Classiques Garnier 1989, p. 304. 塩野七生『わが友マキアヴェッリ』(一九八七年、中央公論社) 三一三頁以下参照。

(35) Richard Hooker, Of the Laws of Ecclesiastical Polity, edited by Arthur Stephen McGrade, Cambridge Universty

Press 1989.

(36) John Locke, Essays on the Law of Nature, edited by W. von Leyden, Oxford University Press 1988, introduction pp. 20, 35 note 4 なお、Thomas L. Pangle, The Spirit of Modern Republicanism, The University of Chicago Press 1988, p. 228.

(37) Neal Wood, The Politics of Locke's Philosophy, University of California Press 1983, p. 70. ロックの三千余タイトルの蔵書中のベスト・フォーは、①ボイル62、②ロック45、③キケロ29、④ベイコン17。ただし、一八二〇年の発見前ゆえ、キケロの『国家論』はロックはごく一部間接的にしか読んでいない。

(38) くわしくは別の機会に論ずるとして、とくに目につく代表的なものだけあげると、つぎのようなものがある。

①人間は神の被造物であり、共通の理性をもっている。De Legibus, I, 7 (22).

②公共の福祉が最高の法である (Salus populi suprema lex esto)。De Legibus, III, 3(8).

③政治は信託であり、受託者の利益ではなく、信託者の利益のために行われなければならない。De Officiis, I, 25 (85), 34 (124).

④人類共通の絆として神の命令である自然法があり、他人を害する者は自然法に違反し、人間社会の絆を破るものである。De Officiis, I, 41 (149), 44 (157). III, 5 (22), 6 (26).

⑤価値は労働にもとづく。De Officiis, II, 3 (12, 13, 14). なお、De Officiis, I, 7 (21).

⑥国家の主目的は財産権の保護にあり、公務員の任務は法と裁判による財産権の保護にある。De Officiis, II, 21 (73), 24 (85). この見地から、キケロは、社会的公平のためにする土地改革立法や債務免除立法に強硬に反対した。De Officiis, II, 22 (78, 79), 23(80, 81).

⑦専制支配者は最悪の犯罪者であり、野獣にすぎないから、人間社会から抹殺すべきである。De Officiis, II, 22 (76), III, 4 (19), 6 (32), 21 (82, 83). キケロは、ブルートゥスにカエサル暗殺をあおっている。カエサル暗殺の黒幕といわれる。

なお、キケロについては、プルタークの英雄伝以来数かずの文献があるが、近年、つぎの諸著が、モムンゼン以来のカエサル寄りではなく、キケロ寄りの立場で書かれていて、内容も面白い。Neal Wood, Cicero's Social and Political Thought, University of California Press 1988.; Christion Habit, Cicero: The Politician, The Johns Hopkins University Press

1990; Thomas N. Mitchell, Cicero: The Senior Statesman, Yale University Press 1991.また、木庭顕「"in Verrem" と "de re publica"」国家学会雑誌九五巻三・四号、九六巻三・四号、九六巻九・一〇号、九七巻一・二号、一〇巻七・八号参照。

(39) Neal Wood, The Politics of Locke's Philosophy, p.48.ちなみに、マックス・ウェーバーも少年時代キケロを熟読した。Max Weber and his Contemporaries, edited by Wolfgang J.Mommsen and Jürgen Osterhammel, Unwin Hyman 1989, pp. 519, 526 note 23.

(40) ロック『国政二論』第二編の節のみを以下で表記し、参照した原典ならびに邦訳（鵜飼訳により、必要部分のみ訂正訳を括弧内に並記する）の引用頁数のいちいちの注記を紙面節約のため省略する。

(41) 小川晃一「ロックの自然法論」北大法学論集一四巻三・四合併号六五頁以下。cf. p. ex. Richard Tuck, Natural Right Theories: Their Origin and Development, Cambrige University Press 1981; Lloyed L. Weinreb, Natural Law and Justice, Harvard University Press 1987, pp. 76-83. ワインレブが、オッカムに由来する主意主義（voluntarism）とアクィナスに由来する主理主義（rationalism）の対立の基本的構図の中で、Hobbes: Law as Will (p.68) ; Locke: Law as Reason (p.76) ; Rousseau: Law as Will and Reason (p. 83) ; Kant: Freedom as Law (p. 90) としているのは、わかりやすい。ジェイムズ・タリー「ロック」Z・A・ペルチンスキー、J・グレイ編『自由の系譜。政治哲学における自由の観念』訳者代表飯島昇蔵・千葉真（一九八七年、行人社）七七頁以下もほぼ同旨。このような理解に対して、ロック『自然法論』＝前注（36）の編集者・注釈者であるライデンの序論では、自然法第六論文から、ロックを基本的に主意主義者とし、それが主理主義的方向に修正されているものとしている（Introduction, pp. 51, 56）. Geraint Parry, John Locke, Gerge Allen & Unwin 1978, p. 28〈Locke is a nominalist or a voluntarist〉また、Ralph C. Hancock, Carvin and the Foundations of Modern Politics, Cornell University Press 1989. は、human activity as the will of God in history (p. 118) とみるカルヴァン的立場から、ホッブズとロックの間に右のような基本的差異をみとめていない。なお、Richard Ashcraft, Locke's Two Treatises of Govenment, p. 40 はこの点、ロックは、あいまいだとする。また、James Tully, A Discourse on Property: John Locke and his Adversaries, Cambridge University Press 1980, p. 41 はロックは、voluntalist と rationalist の妥協だとしている。

(42) ロックは、自然法第七論文で、有名な三角形のたとえ話を用いて、その三角の総和が二直角に等しいように、理性的存在

である人が人である以上、自然法が必然的で自明のものであるとしている（Locke, op. cit., p. 198）。この説明が、右のライデンをして、ロックの主理主義的修正をいわせる一理由をなしている。しかし、ロックは、他方で、自然法第一論文で、「自然法が理性によって知られうるということから、必ずしもとうぜんには、万人に知られているということにはならない」とし（Locke, op. cit., pp. 112-114）、『国政二論』第二編第一二四節にも、「自然法はすべての理性ある被造物にとって、明白でありまた理解し得るものであるが、しかも人々は自分の利益から偏見をもち、また自然法の研究をしていないため無智であって、自然法を、彼ら自身にも適用すべき拘束力ある法としては認めない傾向がある」としている。

(43) Hobbes, Leviathan, p. 113. 邦訳第一部第一三章八五頁。

(44) ライデンは、一般的な戦争状態（the state of war）と局面的な戦争状態（a state of war）とを区別することによって、ホッブズとロックにおける政府解体論の差異を比較している。W. von. Leyden, Hobbes and Locke: The Politics of Freedom and Obligation, The MacMillan Press 1987, pp. 175, 183, 184.

(45) C. B. Macpherson, op. cit., pp. 107, 214-220, 282-286.; James Tully, op. cit., pp. 135-141.; Peter Laslett, Notes in Two Treatises of Government, § 69 6 (p. 313), § 85 8-16 (p. 322) ; Neal Wood, The Politics of Locke's Philosophy, pp. 19-23, 116-120, 141-142; ジョン・ダン著『ジョン・ロック――信仰・哲学・政治』加藤節訳（一九八七年、岩波書店）七四頁。高木正道・前掲書三九―七六頁。

なお、タリーによれば、一七世紀とくにピューリタンの文献で「労働」とは「行為」（action）をさし（cf., A. Rapaczynski, Nature and Politics, Cornell University Press 1989, p. 120.中村元・後掲書二〇七頁参照）、ロックの財産権そのものが、神への義務のために「神の財産」を享受することであり、その単位は「家族の財産」であり、これが「相続」の理由とされている（Tully, op. cit., pp. 109-134）。

(46) アウグスティヌス『神の国』一九巻一五章のとる当時の通説（servus ＜ servare）。しかし、この説に異論があることは、つぎのホッブズの言葉からうかがわれる。なお、W.C. Greene, City of God VI (Loeb), p.186 note 3 : servus ＜ serō = join. cf.Hobbes, Leviathan, p. 189. 邦訳第二部第二〇章一三五頁。「召使という語は、（それが servire すなわち、仕えるという語に由来するものか、servare すなわち、救うという語に由来するものであるかについては、わたくしは、文法学者たちの議論にゆだねる）」。ちなみに、D・H・ローレンスとの関係でも知られるウィクリーの『ことばのロマンス。英語

の語源』（寺澤芳雄・出淵博訳、岩波文庫）三〇二頁の説は、フランス語の servir 説。

(47) 常行敏夫『市民革命前夜のイギリス社会――ピューリタニズムの社会経済史――』（一九九〇年、岩波書店）一二〇頁。なお、キース・ライトソン『イギリス社会史一五八〇―一六八〇』中野忠訳（一九九一年、リブロポート）二五三頁以下、二五九頁以下参照。

(48) Neal Wood, The Politics of Locke's Philosophy, p. 36.

(49) この部分の邦訳は、out of the bounds of Societie について、鵜飼訳にかぎらず、「社会の限界（わく）の外で」と訳すのが一般的である。中央公論社版・世界の名著27大槻春彦編集『ロック・ヒューム』（宮川透訳二二三頁）、C・Bマクファーソン『所有的個人主義の政治理論』藤野渉・将積茂・瀬沼長一郎訳（一九八〇年、合同出版）二三七、二五八、二六〇頁がその例。たしかに、一般的に、out of the bounds といえば、「限界の外」であり、拘束からの解放という印象を与える。しかし、この場合の the bounds of Societie は、少し前の第四五節の文章（the several Communities settled the Bounds of their distinct Territories）が明示するように、「国家領土」のことであり、out of は、その原義（from within）にしたがって、「国家領土の外側」ではなく、逆に、正に、「国家領土が存在することそれ自体にもとづいて」というふうに、根拠ないし原因をさす用法のものと解釈すべきではないかと考える。そう解さないと、つぎに続く二つの文章（とくに土地所有が実定諸制度によって定められるとする文章）、第四五節をはじめ、本文に引いた他の部分と平仄が合わないように思われる。ただし、マクファーソンは、この部分の同意を自然状態のものとしている（C. B. Macpherson, op. cit., p. 210 〈This consent is given 'out of the bounds of society, and without compact'; it leaves men still in the state of nature,〉 and pp. 231, 234.）。これと同じ解釈をとるものに、Robert A. Goldwin, John Locke, in History of Political Philosophy, edited by Leo Strauss and Joseph Cropsey, University of Chicago Press 1981, p. 467; Eldon J. Eisenach, Two World of Liberalism: Religion and Politics in Hobbes, Locke, and Mill, University of Chicago Press 1981, pp.98, 240; ジョン・ダン『ジョン・ロック――信仰・哲学・政治』加藤節訳（一九八七年岩波書店）六七―六八頁。なお、タリーによれば、この部分の初期の版の文章はつぎのようであった。'it is plain, that the consent of Men have agreed to disproportionate and unequal Possession of the Earth, I mean out of Society and Compact; for in Government the Laws regulate it.' (James Tully, op. cit., p. 151) なお、cf. Peter Laslett, Introduction, pp. 11-12, Editorial Note, pp. 127-130, Note,

p. 302 § 50, 4-16. in Two Treatises of Government. especially, p. 130 〈A correction to II § 50 seems impossible to recover from the Christ's copy.〉; Robert A. Goldwin, op. cit., pp. 485-486, Note 1. したがって、この部分については、原文そのものに問題があるようであるが、筆者自身、上記の解釈についてあまり自信がない。識者のご教示を切に乞いたい。なお、ちなみに、Willmore Kendall, John Locke and the Doctrine of Majority Rule, University of Illinois Press 1965, p. 84 〈the consent of men [=consensus=omnes(pl)] have(pl)〉

(50) 鵜飼訳では、「服従義務の大部分を(免除する。しかし、残りの部分を)占める両親に対する尊敬の義務の一切は依然としてそのまま存続する」となるべきところ、右の括弧内が脱落することによって、二文が融合している。

(51) Aristotelis, Politica (ΠΟΛΙΤΙΚΩΝ), edited with notes by W. D. Ross, Oxford University Press 1986, 1256 b40-1258 b9; Aristotle, Politics, translated by H. Rackham, Loeb 1977, pp. 38-50, アリストテレス『政治学』山本光雄訳(岩波文庫、以下「邦訳」と略称。ただし、文章を一部読みやすく変えたところがある)第一巻第九章・第十章一一五七頁。Richard Ashcraft, op. cit., p. 141.

(52) Aristotelis, Politica, 1252b16-28.; Aristotle, Politics, pp. 6-8.; 邦訳第一巻第二章三三一三四頁。

(53) J・W・ガフ『ジョン・ロックの政治哲学』宮下輝雄訳(一九七六年、人間の科学社)九四頁。Geraint Parry, op. cit., pp. 103-107 (p. 74: the people=heads of households).; C. B. Macpherson, op. cit., pp. 229-238 (これに対する批判、R. Ashcraft, Locke's Two Treatises of Government, pp. 166-182.).

(54) 一一三節参照。

(55) キケロについて、前注(38)②参照。なお、モンテスキュー『法の精神』五部二六編二四章・前掲邦訳(下)一一六頁参照。

(56) Peter Laslett, Two Treatises of Government, II, § 205, note 6-11. (p. 402).

(57) Neal Wood, Cicero's Social & Political Thoght, p. 192.; Geraint Parry, op. cit., p. 141.; vgl. Revolution (Reinhart Koselleck, Christian Meier, Jörg Tisch, Neithart Bulst), Geschichtliche Grundbegriffe Bd. 5, 653-788.; Felix Gilbert, Revolution, in Dictionary of the History of Ideas, Vol. IV., pp. 152-167. 中国の天命革命思想については、宇野哲人『中国思想』(講談社文庫)三一頁以下、七二頁以下、七六頁以下、一〇六、一五五頁以下、二〇九頁以下、二三〇、二七四頁、白川静『孔子伝』(中公文庫)九二頁以下、一九二頁以下、宇野精一『儒教思想』(講談社文庫)一四四頁以下など参照。そ

の具体的展開は孟子にみられる。『孟子』（小林勝人訳注、岩波文庫）(上)七六、一三九、(下)一九、二九―三〇、一四四―一四五、一五一、三六五、三八五、三九八頁参照。そこには、仁政と暴政とを区別し、暴君征伐の思想がみられる。同上書(上)八七、九一、九七、(下)二七、三五九、三八五、三八九頁参照。また、天は、人民の目を通して見、人民の耳を通して聴く(下)一四五頁)とされるなど、天命が人民全体の言動にあらわれるとの思想が随所にみられる。ただし、吉田松陰『講孟劄記』(近藤哲吾全訳注・講談社文庫)(上)九〇、三五六、四五一、(下)五五、七九、四九一頁参照。

(58) Julian H. Franklin, John Locke and the Theory of Sovereignty: Mixed Monarchy and the Rights of Resistance in the Political Thought of English Revolution, Cambridge University Press 1978, pp. 1-50. ジュリアン・H・フランクリン『ジョン・ロックと主権理論――イギリス革命政治思想における混合王政と抵抗権』今中比呂志・渡辺有二訳（一九八〇年、御茶の水書房＝以下「邦訳」と略称）一―六五頁。Julian H. Franklin, Jean Bodin and the Rise of Absolutist Theory, Cambridge University Press 1973, pp. 43-47, 94. また、K・F・ベルトラム『抵抗権と革命――その法理』栗域寿夫監修・西浦公訳（一九八〇年、御茶の水書房）五―一九頁参照。

(59) Thomas Pangle, The Spirit of Modern Republicanism: The Moral Vision of the American Founders and Philosophy of Locke, The University of Chicago Press 1988, p. 305 note 11.; G. A. J. Rogers, Introdution (p. 10), Hobbe's Hidden Influence (pp. 192-194, 202-204). in Perspectives on Thomas Hobbes, edited by G. A. J. Rogers and Alan Rayan, Clarendon, Oxford University Press 1988.; Leo Strauss, Natural Right and History, pp.202-51. 〈Locke was a crypto-Hobbesian.〉 ;John Dunn, The Political Thought of John Locke, An Historical Account of the Argument of the 'Two Treatises of Government', Cambridge University Press 1969, p. 100; G. Parry, op. cit., p.34

(60) ＝前注（44）

(61) Hobbes, Leviathan, p. 131. 邦訳第一部第一五章九七頁。

(62) Hobbes, Leviathan, p. 232. 邦訳第二部第二四章一六三頁。

(63) Hobbes, Leviathan, p. 233. 邦訳第二部第二四章一六四頁。ただし、労働価値説はキケロにもみられる＝前注（38）の⑤。賃金取りが自分の労働力を売買しているくらいのことは、プラトンの『国家』にもみられる。Platonis, Opera, edited with notes by Ioannes Burnet, Oxford University Press 1986, Tomvs IV, Res Publica (ΠΟΛΙΤΕΙΑΣ) 371E; Plato,

Republic I, translated by Paul Shorey, Loeb 1982, p. 156. プラトン著『国家』（藤沢令夫訳、岩波文庫＝以下「邦訳」と略称）(上)一三八頁。また、前五・四世紀のアテネは、一八世紀以降のイギリス、一九世紀以降のドイツと同様の資本主義のきざしの下にあったとする少数説がある。S. Meikle, Aristotle and Exchange Value, in A Companion to Aristotle's Politics, edited by David Keyt and Fred D. Miller, Jr., Blackwell 1991, pp. 156-181, p. 171 に孫引きされている Eduard Meyer の説。さらに、ローマについて、弓削達・後掲書五六頁に引用のロストフツェク説参照。なお、タリーは、ロックの第八五節で使用人が売るのが労働ではなく、サービスであることを指摘し、一八世紀後半まで、イギリスの雇用労働者は、労働を売ったのではなく、その産物であるサービスを売ったとしている。Tully, op. cit., pp. 137, 140.

(64) C. B. Macpherson, op. cit., pp. 219-220. 田中正司『増補ジョン・ロック研究』（一九七七年、ミネルヴァ書房）二七六頁。ちなみに、タリー（Tully, op. cit.）は、ロックの財産権がイギリスのコモンをモデルとしたものであり（pp. 124, 129, 130）、個人の財産権は神の財産、家族の財産の享受にすぎず（pp. 114, 133-134）、その論敵フィルマーのそれが無制約の私的財産権であったのに対し、グロティウスやプーフェンドルフにくらべても制約の大きなものだったとしている（p. 168）。

(65) Hobbes, Leviathan, pp. 140-142. 邦訳第一部第一五章一〇三―一〇四頁。

(66) Hobbes, Leviathan, p. 157. 邦訳第一部第一七章一一五頁。

(67) Hobbes, Leviathan, p. 164. 邦訳第一部第一八章一一九頁。

(68) Hobbes, Leviathan, p. 158. 邦訳第一部第一七章一一五頁。

(69) ただし、前注（53）参照。

(70) Hobbes, Leviathan, p. 185 et s. 邦訳第二部第二〇章一三二頁以下。

(71) Hobbes, Leviathan, p. 190. 邦訳第二部第二〇章一三六頁。

(72) Geraint Parry, op. cit., p. 69.

(73) Hobbes, Leviathan, pp. 140-141. 邦訳第一部第一五章一〇三頁。ただし、ホッブズも奴隷制が歴史上に事実として存在してきたことはみとめている。pp. 647-648. 邦訳第四巻第四五章四四一頁。

(74) 別稿六二頁注(80)。なお、ロックの明示の同意と黙示の同意の区別について、前者は土地所有者、後者は土地なき者に妥当するのか、あるいは土地所有者についてのみ両者が問題となるのかなど、議論があるが、ここでは立入らない。cf. p. ex.,

G. Parry, op. cit., pp. 106-107; R. Ashcraft, Locke's Two Treatises of Government, p. 181.

(75) Hobbes, Leviathan, pp. 157-159. 邦訳第二部第一七章一一五頁、同第一八章一一六頁。なお、ホッブズによれば、「群衆が、一人の人間または人格によって代表されるときに、もしそれが、その群衆のうちの各人の同意によって行われるならば、その群衆は一つの人格にされる」(Hobbes, Leviathan, p. 151. 邦訳第一部第一六章一一〇頁)。

(76) 今日の主権概念はロックには存在しない (W. Kendall, op. cit., p. 90) 理由の一つは、本文でのべたように混合政体論をとっている (cf. J. H. Franklin, op. cit., pp. 93, 123) ためであるが、いま一つは、個人の所有権と政府の政治権力とが明確に区別されずに混乱しているためである (ガフ・前掲書一〇二—一〇三頁)。また、一七世紀中葉には主権国家自体が新しい現象であり (G. Parry, op. cit., p. 74) ロックの主権者たる人民は共同体をさした (R. Polin, J. Locke's Conception of Freedom, p. 14, in John Locke: Problems & Perspectives, edited by J. W. Yolton, Combridge University Press 1969)。

(77) Hobbes, Leviathan, p. 298. 邦訳第二部二八章二〇四頁。

(78) Hobbes, Leviathan, pp. 163-167. 邦訳第二部第一八章一一九—一二一頁。

(79) Hobbes, Leviathan, pp. 161-162. 邦訳第二部第一八章一一七頁。

(80) Hobbes, Leviathan, p. 160. 邦訳第二部第一八章一一六頁。

(81) ロックの権利自由と法との関係については、まず、自然法との関係で、自然権が先 (Leo Strauss, op. cit., p. 248.) か、自然法が先 (J. Tully, op. cit., p. 63) かの議論があり、つぎに自然法の制約の程度の議論＝前注 (64) があり、さらに、実定法との関係で、コモンウェルスが存続するかぎり、実定法が絶対で、絶対的に服従せざるを得ないとする (W. Kendall, op. cit., pp. 66, 69, 76, 104-106, 113) か、それほど、極端ではないとみる (G. Parry, op. cit., p. 129; ガフ・前掲書二二七、四八、五〇、一三〇頁) かの議論があり、これらの諸議論が相互に錯綜している。

(82) Hobbes, Leviathan, pp. 275, 343. 邦訳第二部第二六章一九〇頁、同第三一章二三三頁。

(83) 別稿二三、三五—三六頁参照。

(84) Hobbes, Leviathan, pp. 169-170. 邦訳第二部第一八章一二三頁。

(85) Hobbes, Leviathan, pp. 194-195. 邦訳第二部第二〇章一三九頁。

(86) Aristotelis, Politica, 1279a23-b7.; Aristotele, Politics (Loeb), pp. 204-206.

(87) Hobbes, Leviathan, pp. 171-172. 邦訳第二部第一九章一二四頁。なお、ロックの社会論、政府論を基本的にアリストテリアニズムとするものは少くない。cf. p. ex, Gordon J. Schrochet, The Family and Origins of the State, in John Locke: Problems & Perspectives edited by John W. Yolton, Cambridge University Press 1969, p. 89.; Geraint Parry, op. cit., p. 67. 友岡敏明『ジョン・ロックの政治思想――伝統と革新の一断面――』(一九八六年、名古屋大学出版会) 二四七頁以下参照。なお、ロックがよく引用しているフッカーは当時の代表的アリストテレス主義者だった。

(88) アシュクラフト (Richard Ashcraft, Locke's Two Treatises of Government) も、事実上の政府 (de facto government) と規範上の政府 (de jure government) とを区別して、父権的君主制や絶対君主制はロックの理論では前者にあたるとし (p. 156) また、名誉革命直後のイギリスで事実上の政府を規範上の政府に転換するには何が必要であるかがホットなイシューだったとしている (p. 161)。また、ロックに先立つシェイクスピアの時代の後進国イギリスで、レース・プーブリカ論議が盛んであったことについては、塚田富治『カメレオン精神の誕生――徳の政治からマキァヴェリズムへ――』(一九九一年、平凡社) が豊富な資料にもとづいて興味深く描いている。なお、後述のキケロの国家 (Res Publica) の定義も規範的な価値判断の色彩の濃いものであって、現実性の乏しいことが、アウグスティヌスの批判のまとなっている。cf Herbert A. Dean, The Political and Social Ideas of St. Augustine, pp. 118-128.

(89) ロックの理論の基本的部分について、その独創性を否定 (伝統的思考との継続性を肯定) する見解が少くない。とくに初期思想についてよく指摘がみられる (例、友岡敏明「初期ロックの思想形成」田中正司・平野耿責任編集『ジョン・ロック研究』(一九八〇年、御茶の水書房) 一二〇頁、吉浜精一郎「ロックにおける自然法の問題」同上書一六一頁) が、その全体についても、各人の自然法執行権はグロティウスの主張であり (Tuck, op. cit., pp. 62-63, 79)、信託の概念は一七世紀に一般的で中世の政治思想の常套語だったとし (ガフ・前掲書一六五―一六六、一七三、二〇五頁)、ロックは、伝統に対して何も新しいものがなく、ただ、伝統をうまく要約したとし、(G, Parry, op. cit., pp. 141, 153)、ロックはジョージ・ローソンの主権理論と同一だとする (H. Franklin, op. cit., p. 89) ＝後注(158)、などがあり、政治哲学者たるホッブズに対してロックを時局政論家 (controversialist) とする (Frank M. Coleman, Hobbes and America: Exploring the Constitutional Foundation, University of Toronto Press 1979, p. 69) ものがある。

(90) W. Kendall, op. cit., p. 127. ガフ・前掲書一〇二―一〇三頁。そのほか、cf. R. Ashcraft, Locke's Two Treatises of

Government, p. 3.

(91) ロックは、ホッブズ同様に、外国に政治亡命をした経験をもっているが、ロックはホッブズ以上に危険であった(G. Parry, op. cit., p. 11 なお、くわしくは、cf. R. Ashcraft, Revolutionary Politics & Locke's Two Treatises of Government)。何よりもロックが終生、国政二論の著者であることを隠し続けた時代背景が注目される。David Wootton, Divine Right and Democracy, Penguin Classics 1986, p. 59. なお、前注 (59) 参照

(92) Neal Wood, The Politics of Locke's Philosophy: A Social Study of An Essay Concerning Human Understanding, p. 181.; John Locke, An Essay concerning Human Understanding, edited by P. H. Nidditch, Oxford University Press 1990, pp. 654-657. なお、キケロにも蓋然性の議論がある。cf. p. ex., Cicero, De Officiis, II, 2(7,8), De Natura Deorum, I, 5(12), Academica II, 10(32-), 32(104-).

(93) ホッブズの慧眼は理想的正義論が戦争を生み、最悪の自然状態を生むことを見抜いていた。Gary B. Herbert, Thomas Hobbes: The Unity of Scientific & Moral Wisdom, University of British Columbia Press 1989, p. 11.

(94) =前注 (10)

(95) =前注 (9)

(96) Adam Ferguson, An Essay on the History of Civil Society, p. 79.

(97) Ibid., p. 63.

(98) Ibid., p. 57.

(99) Ibid., pp. 123, 132.

(100) Ibid., p. 24.

(101) Ibid., p. 49.

(102) Ibid., p. 54.

(103) Ibid., p. 58.

(104) Ibid., pp. 30, 221.

(105) Ibid., pp. 66, 219.

(106) Ibid., pp. 99, 191, 218.
(107) Ibid., p. 258.
(108) Ibid., p. 237.なお、頼山陽『通議』安藤哲男編・頼山陽選集5（一九八二年、近藤出版社）八六頁。
(109) Ibid., p. 206.なお、マキァヴェリの virtù の用語例については、Russel Price, Appendix B to The Prince, pp. 103-104. キケロによる virtus の定義については、Cicero, De Officiis, II, 5(17), virtus=virorum praestantium=in men of superior ability.これらキケロのヴィルトゥスやマキァベリのヴィルトゥーが、イギリスでは public virtue ないし public spiritedness と訳されたことについては、Quentin Skinner, The Republican Ideal of Political Liberty: in Machiavelli and Republicanism, p. 303. また、目的達成がかえって逆の効果を生む原因となるとするファーガソンの説は、頼山陽の「勢」の説を想起させる。頼山陽・前掲書四六頁。これは、ヴィルトゥー（virtù）と並んで、マキァヴェリの著作の基調となっているフォルトゥーナ（fortuna）を思わせる面もあるが、マキァヴェリは、周知のとおり、フォルトゥーナはわれわれの半分しか支配せず、「フォルトゥーナは女だから、コントロールしたけりゃ手荒にとりあつかう必要がある」（The Prince, Chapter XXV, pp. 85, 87）とし、強者はフォルトゥーナを支配し（Discourses 2.30, pp. 411-412）、勇気と準備がフォルトゥーナを支配する（Discourses 3.32, p. 502）とするなど、運命に果敢に挑戦する人間像が描かれている（同旨、佐々木毅『マキァヴェッリの政治思想』一九七〇年、岩波書店六〇―六一頁。なお、W・ケーギ『世界年代記。中世以来の歴史記述の基本形態』坂井直芳訳（一九九〇年、みすず書房）三三―六二頁参照）。これに対して、頼山陽の「勢」は、基本的には逆らえないもので、大勢をよく見極めて、あやまりなく対処することが要求されている。なお、塩野七生・前掲書三五二頁は、ヴィルトゥー、フォルトゥーナと並んで、ネチェシタ（necessità）をあげて、この時代の要請こそが『君主論』執筆の動機とされている。
(110) Ibid., p. 82. ただし、Duncan Forbes, Introduction, XXV.
(111) Ibid., p. 181.
(112) Ibid., p. 218.
(113) Ibid., p. 257. 同旨 p. 251.
(114) Ibid., p. 262.

(115) Ibid., p. 195.
(116) Ibid., p. 188.
(117) Ibid., p. 191.
(118) Ibid., pp. 181, 223.
(119) Ibid., p. 225.
(120) Ibid., p. 232.
(121) Ibid., p. 230.マキァヴェリも、『君主論』一二章、一三章で、傭兵制を批判し、市民兵の考えをもっていた。Machiavelli, The Prince, pp. 42-51. 佐々木・前掲書一三二頁以下。スキナー『マキアヴェッリ』塚田富治訳六三頁以下。塩野七生・前掲書四二六頁。なお、さかのぼれば、アリストテレスの国民概念にいたる。ローマにおいても、ポプルス (populus) は、元来、兵士をさし、戸籍調査施行後は、兵役義務あるものをさした。cf. Richard E. Mitchell, Patricians and Plebeians: The Origin of the Roman State, Cornell University Press 1990, p. 157. なお、頼山陽・前掲書一九二―一九六、一九九、二一三、二一五頁には兵農分離批判があり、荻生徂来『政談』(辻達也校注、岩波文庫)二九―四〇、六〇―八一、八八、九八、一〇八―一一一、一二三、一三一―一四〇、一六〇―一六一、三五一、解説三七七―三七八頁にも武士土着論がある。
(122) Ibid., p. 263.
(123) Ibid., p. 167.
(124) Ibid., p. 128.
(125) Ibid., p. 267.
(126) Ibid., p. 271.
(127) Ibid., p. 221.
(128) Ibid., p. 127.
(129) Ibid., p. 243.
(130) Platon, Respublica, 564a4-9.; Plato, Republic. II, p. 132. 邦訳(下)一一二頁。
(131) Ibid., p. 72.

(132) Ibid., p. 270.

(133) 本稿で、ヘーゲル『法哲学』は、主としてつぎによる。Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, herausgegeben von Johannes Hoffmeister, Felix Meiner 1955.; Hegel's Philosophy of Right, translated with notes by T. M. Knox, Oxford University Press 1978. なお、講義録は、Georg Friedrich Wilhelm Hegel, Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift, herausgegeben von Dieter Henrich, Suhrkamp 1983.; Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Vorlesung über Rechtsphilosophie 1818-1831, Edition and Kommentar von Karl-Heinz Ilting, frommann holzboog 1974 (本稿では、このうちとくに、円熟期のヘーゲルの思考を伝え、最も内容豊富な Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K. G. V. Griesheim 1824-25, Bd. 4, 67-752).を参照した。以下、ヘーゲル『法哲学』は節名のみで引用する。

(134) Manfred Riedel, Gesellschaft, bürgerliche, in Geschichtliche Grundbegriffe, Bd. 2, 779. その邦訳『市民社会の概念史』=前注 (12) 参照=八九頁。Manfred Riedel, Hegels Begriff der ≫bürgerlichen Gesellschaft≪ und das Problem seines geschichtlichen Ursprungs, in Materialen zu Hegels Rechtsphilosophie, Bd. 2, S. 247ff., 255.; Karl-Heinz Ilting, Die Struktur der Hegelschen Rehtsphilosophie, in Materialen zu Hegels Rechtsphilosophie, Bd. 2, S52ff. 70.

(135) vgl. G. W. F. Hegel, System der Sittlichkeit, herausgegeben von G. Lasson, Felix Meiner 1967; Karl-Heinz Ilting, Sitte, Sittlichkeit, Moral, in Geschichtliche Grundbegriffe, Bd. 5, 863-921, insb., 900-904.; Joachim Ritter, Moralität und Sittlichkeit: Zu Hegels Auseinandersetzung mit der kantischen Ethik, in Materialen zu Hegels Rechtsphilosophie, Bd. 2, S. 217ff; Adrian Peperzak, Moralische Aspekte der Hegelschen Rechtsphilosophie, in Hegels Rechtsphilosophie im Zusammenhang der europäischen Verfassungsgeschichte, herausgegeben von Hans-Christian Lucas and Otto Pöggeler, frommann-holzboog 1986, S. 447ff.

(136) このほか、アダム・スミスやリカードの名前が引照され(二八九節)、市民社会が「万人の万人に対する個別的私的利益の戦場」とされ(二八九節)、先のグリースハイムの講義ノートには、二四一節や二四三節の部分に階級対立やプロレタリア化などの記述がみられる (G. W, F, Hegel, Vorlesung über Rechtsphilosophie 1818-1831, Bd. 4, SS. 605, 607.)。Shlomb Avineri, Hegel's Theory of Modern State, Cambridge University Press 1972, p. 50.なお、Die Vorlesung von 1819/20,

S. 150: Privatpersonen, als bourgeois.

(137) Knox, op. cit., Additions 116. Paragraph 182. pp. 266-267. ヘーゲル自身は、このような考え方の代表者としてフィヒテをあげ（Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 273, S. 236f.）、講義では、フィヒテを警察国家（Polizeistaat）の考えをとるものとしている（Hegel, Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20, S. 190; Vorlesung über Rechtsphilosophie 1818-1831, Bd. 4, S. 617）。ここでいう警察国家概念は、オットー・マイヤーなど、後代の行政法学者のいうそれとは異なり、逆に、外面的秩序維持国家をさしていることに注意しなければならない（ただし、なお、vgl. G. W F. Hegel, Differenz des Fichte'schen und Schelling'schen System der Philosophie, herasgegeben von G. Lasson, Felix Meiner 1962, S. 39 ff., insb. S. 67）。ヘーゲル『法哲学』の第二三一節ないし第二四九節の「ポリツァイ」を論ずる部分には、ポリツァイが外面的秩序維持機能にとどまりえないゆえんがのべられている。このような外面的秩序維持国家の考え方に関連するヘーゲルの言及はつぎの部分にみられる。Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 183 (S. 165), § 208 (S. 180), § 231 (S. 196), § 249 (S. 203), § 258 (S. 208), § 261 (S. 215), § 273 (SS. 236-237), § 302 (S. 263), § 324 (S. 280: der Staat nur als bürgerliche Gesellschaft).

(138) ヘーゲルは、政治国家（der politische Staat）という言葉を、二六七節のほか、二七三節と二七六節で用い、政治国制（die politische Verfassung）という言葉を、二六七節のほか、二六九節と二七一節で用いている。Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 267 (S. 218), § 269 (S. 220), § 271 (S. 233), § 273 (S. 235), § 276 (S. 240). ただし、同一内容・性格をもつ国家が別の表現を用いて登場している場合が少くない。下記がその例。der moderne Staat (§ 260, S. 215), der Staat (§ 261, S. 215), der Staat als Sittliches (§ 261, S. 216), der Staat als die sich wissende (§ 270, S. 232), der Staat, als Geist eines Volkes (§ 274, S. 235). この政治という形容詞に過重の意義をみとめて、経済社会である市民社会と二元的に対立させるリーデル流の見方には、筆者は同調しない。後述のように、ヘーゲルの国家は、市民社会の諸制度をその中に取り込んでいるところに特色があるばかりか、かりに対立するとしても、それは市民社会に対してばかりではなく、私法や家族などの他の全領域に対してである（vgl. § 261, S. 215）。

(139) グリースハイムの講義ノートには、社会制度であるとともに国家制度である諸身分や、国家のモメントとしての社会制度の記述がみられる。Hegel, Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrft K. G. V. Griesheim 1824-1825, SS.

511, 637.; Rolf K. Hočevar, Stände und Repräsentationen beim jungen Hegel: Ein Beitrag zu seiner Staats-und Gesellschaftslehre sowie zur Theorie der Representation, C. H. Beck 1968, insb. S. 201ff.; Gerge Armstrong Kelly, Hegel's Retreat from Eleusis, Princeton University Press 1978, pp. 114, 200.

(140) アトム的国家観を否定し，有機体的国家観を主張するヘーゲルの見解は，以下の部分にみられる。G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 273 (S. 239), § 278 (S. 241), § 279 (S. 245), § 286 (S. 252), § 299 (S. 260), § 302 (S. 263f.), § 303 (S. 265), § 308 (S. 267), § 311 (S. 270).; Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K. G. V. Griesheim 1824-1825, S. 622. 諸身分の社会と国家の制度としての存在意義，外面的秩序維持国家の否定などもすべてこれに関連する。vgl., z. B., § 302, S. 263. なお，S. Avineri, op. cit., p. 168. 後述のアリストテレスも同様。cf. R.G. Mulgan, Aristotle's Political Theory, Oxford University Press 1977, pp. 28-35.

(141) cf. Knox, Hegel's Philosophy of Right, Additions 116. to Paragraph 182, P. 266.

(142) Karl-Heinz Ilting, Die Struktur der Hegelschen Rechtsphilosophie, in Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie, Bd. 2, S. 52ff. S. 62. ヘーゲルの国家は，最後の世界史の部分（三四一節ないし三六〇節）からもわかるとおり，国民精神（der Staat, als Geist eines Volkes, § 274, S. 239）の発展段階に応じて異なる段階をしめすものとされている。近代国家の理念はその最高の発展段階をしめすものだから，自然状態と政治社会という単純な二分割による整理はヘーゲルの意図にそわないことはもちろんである。しかし，ホッブズを別として（ただし，Robert P. Kraynak, History and Modernity in the Thought of Thomas Hobbes, Cornell University Press 1990, p. 200 によれば，ホッブズも二分割ではない），ロックも，ルソーも単純な二分割ではない。なお，Hegel. Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Griesheim 1824-1825, SS. 663, 673, 696.また，リーデル『ヘーゲルにおける市民社会と国家』＝前注(13)＝第二章・第三章では伝統との断絶の面を強調しているが，第四章・第五章ではアリストテレス的伝統との共通の面をみとめている。

(143) Aristotelis, Politica, 1252a24-1253a; Aristotle, Politics, pp. 4-12. 邦訳第一巻第二章三一―三七頁。

(144) Aristotelis, Politica, 1280b30-35; Aristotle, Politics, p. 216. 邦訳第三巻第九章一四五頁。

(145) T. M. Knox, Hegel's Philosophy of Right, translator's notes 267.9., p. 364. 〈the state proper〉

(146) Z. A. Pelczynski, The Hegelian conception of the State, in Hegel's Political Philosophy: Problems & Perspectives,

edited by Z. A. Pelczynski, Cambridge University Press 1976, pp. 1-29, 13. ‹'state' sans phrase, 'state' without any qualification, 'state' properly so called› ペルチンスキーは、二五七節と二六〇節におけるヘーゲルの用語がこれにあたるとしている。筆者自身はこの理解に疑問をもつが、本稿はとりあえずこれにより、詳論は別の機会にゆずりたい。

(147) Manfred Riedel, Hegels Begriff der ≫ Bürgerlichen Gesellschaft ≪ und das Problem seines geschichtlichem Ursprungs, in Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie, Bd. 2, S. 247ff., 249.; Gesellschaft, bürgerliche, in Geschichtliche Grundbegriffe, Bd. 2, S. 719ff., 726, 727. その邦訳『市民社会の概念史』=前注 (12) 参照=第一章二一、二三頁。

(148) ポプルス (populus) の語も一〇〇回以上登場し、人びとや人民大衆をさす場合と、結合体としての人民＝国家をさす場合とがある。国家をさす語として、このほか、patria, patriae, patribus (祖国)、imperio (領土、権力)、gens, gentes, gentium (国際関係における国家、諸国、諸民族)、nationum, nationibus, (民族)、urbe (都市共同体)、status (国制。レースプーブリカやキーウィタースと一緒に用いられることが多いが、稀に独立して用いられる。一巻四四節) などがある。なお、以下のキケロの引用は、仏訳、独訳、英訳の各版のいちいちの頁数の表示を紙面節約上省略し、巻と節を本文括弧内に注記することにとどめる。

(149) ＝前注 (38) の⑦参照。

(150) ルーキウス・ユーニウス・ブルートゥス (Lucius Junius Brutus) のこと。王政をたおし、ローマ共和政を樹立し、最初のコンスルの一人。この人については、『プルターク英雄伝』(河野与一訳、岩波文庫) 第二分冊四九頁以下参照。また、カエサルを暗殺したブルートゥスの先祖にあたるといわれているが、それについては、同上書・第一一分冊二三〇頁参照。なお、右の王制をたおすきっかけとなったルクレーティア暴行・自殺事件については、周知のとおり、アウグスティヌス『神の国』第一巻第一九章が論じている。また、マキァヴェリ『リウィウス論』でも、右のユーニウス・ブルートゥスをローマの自由の父とよんでいる。Machiavelli, Discourses 3.1.2. The Chief Works and Others, vol. 1, p. 423. キケロは、このブルートゥスを引き合いに出して、若き友人マルクス・ブルートゥスをしきりにあおったわけである。Christian Habicht, op. cit., pp. 73-74. さらに、キケロの心酔者の一人であるペトラルカ (近藤恒一編訳『ルネサンス書簡集』岩波文庫一七六頁以下) は、第一、第二のブルートゥスを引き合いに出して同時代人をあおっている。

(151) ＝前注（130）。

(152) 一部にレース・ポプリの直訳がふくまれる。

(153) なお、『法律論』（仏訳版）では、レース・プーブリカが五二回、キーウィタースが四二回、『義務論』（英訳版）では、レース・プーブリカが一一〇回、キーウィタースが二三回、それぞれ登場する。とくにきわだった特色をもつもののちにとりあげる。この両著に特徴的なことは、人間社会をさす言葉（naturalis societas, conjunctio hominum, hominum societas, universi generis humani societate, hominum cœtu, hominum communitate）が頻出することである。そこには、プラトンなどにみられたバルバロイが存在しないことが注目される。ミヒャエル・ラントマン『哲学的人間学』谷口茂訳（一九九一年、思索社）二五-四七、とくに三五頁参照。

(154) Augustine, City of God VI, translated by W. C. Greene, Loeb 1969, p. 209.なお、前後の文脈から、この場合のキーウィタースはローマ都市国家、レース・プーブリカは、属州等をふくんだローマ帝国をさすものと解される。

(155) キケロの『義務論』におけるキーウィタースの用語例にも、これがレース・プーブリカをはじめ、国家をさすものよりも小さい単位をあらわすものがある。第一に、人間社会を親密の度合いに応じて分類する部分で、①同一のキーウィタース内の市民相互間、②近親者相互間（societatis propinquorum）、③友人相互間（familiaritate coniuncti）、④最後に最高のものとして祖国（res publica）への愛をあげている。De Officiis, I, 17(53-58)。第二に、取引関係における信義を論ずる部分で、人間社会の絆は、同一国家（eiusdem gentis）に属する者相互間においてより緊密であり、同一キーウィタース（eiusdem civitatis）に属する者相互間においてさらにより緊密であるとし、キーウィタースがゲンス（gens）より小さいことをしめしている（ただし、gens にも小部族をさす用法がある）。De Officiis, III, 17(69). 第三に、ルーキウス・スラが複数のキーウィタースの税を免除した（quas civitates L. Sulla……liberavisset）話が登場する。De Officiis, III, 22(87). ローマと属州等との対外関係について、cf. Patronage in Ancient Society, edited by A. Wallace-Hadrill, Routledge 1990 (John Rich, Patronage and international relations in Roman Republic, pp. 121, 124.; John Drinkwater, Patronage in Roman Gaul and the problem of the Bagaudae, p. 191).ごく簡単にいえば、ローマ帝国は、ローマを中心とする複数の都市国家（civitas）の連合体としての性格をもつ。そこで、たとえば、右の第二の紹介部分につづいて、キケロが、イウス・キウィーレ（ius civile）は、イウス・ゲンティウム（ius gentium）とはかぎられないが、イウス・ゲンティウムはとうぜ

んイウム・キウィーレであるという場合の、このイウス・ゲンティウムを抽象的な普遍的法と解すれば（英語版の立場）、イウス・キウィーレはローマ帝国国法をさすことになる。しかし、イウス・ゲンティウムをローマ帝国共通法をさすものと解すれば、イウス・キウィーレは帝国内の諸都市国家法をさすことになる。ローマ都市国家法たるイウス・キウィーレが、ローマ帝国共通法としてのそれに発展したともいわれているから、これらの用語が何をさすかについては、前後の文脈とともに時代の確定が必要だといえよう。なお、くわしくは、石川真人「法曹法の歴史的基礎づけ(二)――エールリッヒの法源論――」北大法学論集四一巻四号三頁以下参照。また、キケロの生まれと法にもとづく二つの祖国参照。De Legibus, II, 2(5). さらに、キーウィタースが、中世において国家よりも規模の小さい都市国家ないし都市共同体をさす用語例は、イタリアについてもドイツについてもみられる。イタリアについて、J. K. Hyde, Society and Politics in Medieval Italy: The Evolution of Civil Life 1000-1350, Macmillam Press 1982, pp. 12, 42, 120. ドイツについて、E・ヴェルナー著『中世の国家と教会。カノッサからウォルムスへ。一〇七七―一一二二』瀬原義生訳（一九九一年、未来社）五七、五八、六五、六七、一〇三、二〇八頁参照。なお、キーウィタースなどの語源について、cf. Claude Nicolet, The World of the Citizen in Republic Rome, translated by P.S. Fallen, University of California Press 1988, pp. 22, 47, 215.

(156) カエサル著『ガリア戦記』近山金次訳（岩波文庫）二五頁。Ramsay MacMullen, Corruption and Decline of Rome, Yale University Press 1988, p. 205: a tribe (often=civitas) ; Caio Giulio Cesare, La guerra gallica, Introduzione, traduzione e note di Andrea Barabino con un saggio di Augusto Fraschetti, Garzanti 1989. によるイタリア語訳では多くの場合 popolo があてられている。

(157) 石川武『序説・中世初期の自由と国家』（一九八三年、創文社）四五頁。

(158) Franklin, op. cit, pp. 53-89（邦訳七七―一二七頁）に紹介されているジョージ・ローソン（George Lawson）の説では、潜在的な国家にすぎない人民の統合体（civitas=community）と固有の政治社会である国家（respublica=common wealth）とが区別され、その区別の基準にキケロの理論（juris consensu）が使われ（p. 69. 邦訳九一頁）、しかも、ロックの抵抗権論ばかりか国家論の全体はローソンの主権理論と同一だとされている（p. 89. 邦訳一二七頁）。

(159) 前注（31）の諸文献のほか、赤木善光「解説」『アウグスティヌス著作集11』（一九八〇年、教文館）四九七頁以下、五〇七頁以下参照。

(160) 前注（150）のユーニウス・ブルートゥスは、キーウィタースを蜂起せしめて、国王を追放した、とキケロはいう。

(161) Thomas More, Utopia, edited by George M. Logan and Robert M. Adams, Cambridge University Press 1989, p. 107. トーマス・モア著『ユートピア』平井正穂訳（岩波文庫）一七六頁。

(162) キケロ自身『法律論』二巻六節でプラトンを真似たことを自認している。なお、仏訳版『国家論』六巻三節参照。

(163) 藤沢令夫「解説」『プラトン著・国家』（藤沢令夫訳、岩波文庫）(下)四六一頁以下。

(164) 同上書(下)四六四頁。

(165) Aristotelis, Politica, 1252b28-1253a20; Aristotle, Politics, pp. 8-10. 邦訳第一巻第二章三四―三六頁。

(166) Aristotelis, Politica, 1280b30-1281a3.; Aristole, Politics, pp. 216-218. 邦訳第三巻第九章一四三―一四五頁。

(167) Aristotelis, Politica, 1289a15.; Aristotle, Politics, p. 280. 邦訳第四巻第一章一七九頁。

(168) とくにアリストテレスの Athenaion Politeia は constitution（国制、憲法）と訳される。Aristotle, The Athenian Constitution, translated by H. Rackham, Loeb 1981. このアテネ国制におけるポリーテイアーの用法については、G.R. Stanton, Athenian Politics C. 800-500BC, A Sourcebook, Routledge 1990, pp. 144, 166. また、アリストテレスが、ポリスの構成要素を質料とし、ポリーテイアーを形相(eidos)とすることについて、Ronald Polansky, Aristotle on Political Change, in A Companion to Aristotle's Politics, pp. 323-345, 326.

(169) Christian Meier, The Greek Discovery of Politics, pp. 159, 172.; Joachim Ritter, Metaphysik und Politik, Studien zu Aristoteles und Hegel, Suhrkampf 1977, SS. 74-77. もちろん用語例は人によって異なる。とくにプロタゴラス、テウキディデス、デモクリトスについて、Cynthia Farrar, The Origins of Democratic Thinking: The Invention of Politics in Classical Athens, Cambridge University Press 1989.なお、キケロ『法律論』二巻六節はプラトンが re publica について最初の本を書いたとする。ただし、書名としては Platonis Politia としている。De Divinatione, I, 29(60), II, 27(59).

(170) Aristotelis, Politica, 1275a22, 1275b17-22.; Aristotle, Politics, pp. 174, 178. 邦訳第三巻第一章一二一、一二四頁。

(171) Aristotelis, Politica, 1289b27-33, 1290a4-13.; Aristotle, Politics, pp. 284-288. 邦訳第四巻第三章一八一―一八三頁。

(172) Aristotelis, Politica, 1279a26-1279b7.; Aristotle, Politics, pp. 204-206. 邦訳第三巻第七章一三八―一三九頁。

(173) 前注（4）参照。類似の考えはプラトンにもみられる。Republic, 342B., Laws, 715B.

(174) Aristotelis, Politica, 1288b22-39.; Aristotle, Politics, pp. 276-278. 邦訳第四巻第一章一七七―一七八頁。cf. Wolfgang Kullmann, Man as a Political Animal in Aristotle, in A Companion to Aristotle's Politics, pp. 112-114.

(175) Aristotelis, Politica, 1295a25-32.; Aristotle, Politics, p. 326. 邦訳第四巻第一一章二〇二頁。

(176) Aristotelis, Politica, 1295b2-1296a3.; Aristotle, Politics, pp. 326-330. 邦訳第一一章二〇三―二〇五頁

(177) Aristotelis, Politica, 1301b30.; Aristotle, Politics, p. 374. 邦訳第五巻第一章二二八頁。

(178) Aristotelis, Politica, 1281b1-4.; Aristotle, Politics, pp. 220-222. 邦訳第三巻第一一章一四七頁。

(179) Aristotelis, Politica, 1282a38-42.; Aristotle, Politics, p. 228. 邦訳第三巻第一一章一五一頁。

(180) Aristotelis, Politica, 1283a41-43,b33-35.; Aristotle, Politics, pp. 236, 238. 邦訳第三巻第一三章一五六、一五七頁。

(181) Aristotelis, Politica, 1286a29-33.; Aristotle, Politics, p. 256. 邦訳第三巻第一五章一六六―一六七頁。ただし、アリストテレスの多数者の優越が合議体以外の公職に及ぶかなど、その意義の評価についてはなお問題が残されている。David Keyt, Aristotle's Theory of Distributive Justice, in A Companion to Aristotle's Politics, pp. 238-278, 272.

(182) ディオゲネス・ラエルティオス著『ギリシア哲学者列伝』(加来彰俊訳、岩波文庫) (上) 一三六頁。アイリアノス著『ギリシア奇談集』(松平千秋・中務哲郎訳、岩波文庫) 一一四頁、二一三頁、三八六頁。

(183) 孟子・前掲書(下)一四五頁。そのほか、前注 (57) 参照。

(184) 弓削達『ローマはなぜ滅んだか』(一九八九年、講談社新書) 一八九―二〇三頁。タキトゥス「アグリコラ」国原吉之助訳(世界古典全集22、一九六五年、筑摩書房)三四〇頁以下参照。ここにはローマの属州支配を強盗行為とする見方が紹介されている。なお、カエサル『ガリア戦記』七巻七七節参照。前注 (154) の問題背景がここにある。すなわち、属州側からみた隷従と不正義の現実からすれば、キケロの定義を前提とするとき、ローマがレース・プーブリカたりえないというのがアウグスティヌスの問題提起であった。

(185) 教皇権と皇帝権、教会国家と世俗の国家の間の複雑な関係については、cf. I. S. Robinson, The Papacy 1073~1198: Continuity and Innovation, Cambridge University Press 1990, pp. 398-524; Quentin Skinner, The Foundation of Modern Political Thought, vol. I. The Renaissance, pp. 12-22; Political Philosophy, in The Cambridge History of Renaissance Philosophy, edited by Charles B. Schmitt and Quentin Skinner, Cambridge University Press 1990, pp.

389-452; 堀米庸三『中世の光と影』（講談社文庫）(下)九頁以下、堀米庸三編『西欧精神の探究（革新の十二世紀）』（一九七六年、日本放送出版協会）八五―一〇七頁（堀米庸三「グレゴリウス改革」）、A・フリシュ著『叙任権闘争』野口洋二訳（一九八一年、創文社歴史叢書）、パコー著の『テオクラシー――中世の教会と権力――』坂口昂吉・鷲見誠一訳（一九八五年、創文社歴史叢書）、ハスキンズ著『十二世紀ルネサンス』野口洋二訳（一九八五年、創文社）一七一―一九七頁、J・T・マイクネル『キリスト教の伝統的形成者』高久真一訳（一九八三年、木鐸社）六三―七四頁、G・デンツラー編著『教会と国家』相沢好則監訳（一九八五年、新教出版社）七七―九八頁（カルロ・ゼルヴァッィス「中世における教会と国家――カノッサへの道」）、鷲見誠一「支配原理としての中世ローマ教皇制――胚種と着生――」（慶応義塾大学）法学研究六二巻（一九八九年）一〇号一―五〇頁、ルイス・J・レッカイ『シトー会修道院』朝倉文一・函館トラピスチヌ訳（一九八九年、平凡社）一二頁以下、一二七頁以下、三六五頁以下等、E、ヴェルナー著『中世の国家と教会。カノッサからウォルムスへ、一〇七七―一一二二』瀬原義生訳（一九九一年、未来社）、佐藤伊久男・松本宣郎共編『歴史における宗教と国家』（一九九〇年、南窓社）二四三頁以下（関口武彦「一一三〇年のシスマと枢機卿団」）、アシル・リュシェール『フランス中世の世界。フィリップ＝オーギュストの時代』木村尚三郎監訳・福本直之訳（一九九〇年、東京書籍）第一章―第八章、M・D・ノウルズ他著・上智大学中世思想研究所編訳・監修『キリスト教史3・中世キリスト教の成立』（一九九〇年、講談社）三一二頁以下等参照。

アウグスティヌスにおいて天上のキーウィタースであったはずの教会は、右の諸文献がとりあげるグレゴリウス(七世)改革とカノッサへの道に象徴される一一世紀には、すでにキリスト教のコモンウェルスたるローマ教皇権国家として地上のレース・プーブリカとなり（在位八七二―八八二年の教皇ヨハネス八世のとき respublica christiana という言葉が登場する。鷲見誠一・前掲論文八頁）、世俗国家の国王達のキリスト教目的からする適格性を判断する権限を行使する（p. ex. cf. I. S. Robinson, op. cit., pp. 410-411, 451）とともに、みずから、地上の国家として、皇帝、諸候、諸都市国家等と血腥く相争った。そこにおいては、聖俗の二つの剣が戦った。この戦いの中から、世俗の剣、すなわち、国家権力の近代的基礎づけの試みがみられた。このような、ごく大まかな文脈からするとき、たとえば、「王権神授説」という言葉を、神がかり的な古色蒼然たる理論として、人民主権論と対立するものとみるのは、とんでもない誤解であることがある。かりに、この「王権神授説」が、宇宙の森羅万象すべて神の被造物であり、地上の政治的権威も神の目的につかえるものである点に基礎づけられるというキリスト教世界の共通認識を基本的前提としたうえで、政治的権威の基礎づけに、ペトロの後継者たるローマ教

皇権を介在させる方法と介在させない神の直接の授権方式とを区別したときに、後者をさすものとすれば、それは、教皇権からの世俗国家の自由独立をいみし、ひいては、その構成員全体の人民に政治的権威の基礎づけを求める方向と一致する。ロックの論敵フィルマーのパトリアーキアも、このようなローマカトリック排除の基本的発想に立つものではないかと思われるが、ここでは立入るだけの準備がない（Tully, op. cit., p. 157.「フィルマーのものは新しい起源のもので、ロックの考えは保守的である。王権神授説は、ヨーロッパでは一六世紀、イギリスでは一七世紀に現われた」――ちなみに、前注（58）のジャン・ボダンに関するフランクリンの論文では、一五七二年のサン・バルテルミーの大虐殺の前後でボダンの説が伝統的思考から革新的な絶対主権説に激変したとある）。

近代主権国家の成立は、二つの剣の間の戦いを、一つの剣（世俗の剣）によって収束し、他の剣（聖なる剣）は、数ある思想（寛容、信教の自由）の一つ（剣ではなく、言葉）として存続させることとなった。ところが、このような世俗的な主権国家論の代表者であり、右にいうキリスト教世界の共通認識を否定することによってキリスト教世界から嫌悪の的とされたとみられているホッブズにも、その『リヴァイアサン』の第三部に「キリスト教のコモンウェルス」が論じられている。なぜか。アイゼナッハは、第一部第一〇章ないし一二章に同書全体の要約があり、第一部と第二部の前半部分は「剣（sword）」が「言葉（word）」をささえ、第三部と第四部の後半部分は「言葉（word）」が「剣（sword）」をささえているという。Eldon J. Eisenach, Two World of Liberalism: Religion and Politics in Hobbes, Locke, and Mill, The University of Chicago Press 1981, pp. 2, 7, 14-15, 157-160. これに少し類似するもの、Gary B. Herbert, Thomas Hobbes: The Unity of Scientific & Moral Wisdom, University of British Columbia Press 1989, p. 163. 頼山陽『通議』における「力」と「権」、マキアヴェリ『君主論』における「ライオン」と「キツネ」、湾岸戦争における「ハイテク戦争」と「テレビ攻勢」、それぞれにちがうものではあるものの、何かしらある共通のものをさしているように思われる。ホッブズ『リヴァイアサン』の体系に関する別稿以来の宿題については、なお今後の課題としておきたい。

(186) Marsilio da Padova, IL DEFENSORA DELLA PACE, a cura di Cesare Vasoli, Unione Tipografico 1975; Marino Damiata, Plenitudo Potestatis e Universitas Civium in Marsilio da Padova, Studi Francesconi 1983; Leo Strauss, Marsilius of Padua, in History of Political Philosophy, edited by Leo Strauss and Joseph Cropsey, pp. 251-270.; Quentin Skinner, The Foundations of Modern Political Thought, vol. 1. pp. 18-22, 52-65, 144-151.; J. K. Hyde, op. cit.,

pp, 186-198; M・パコー著・前掲書二五九―二六六頁。鷲見誠一「マルシリウス・パドゥアの国家観」法学研究四二巻四号二三―六〇頁、同「マルシリウス・パドゥアにおけるアリストテレース受容の問題――その政治学的考察――」法学研究四三巻一号二三五―二五二頁、同「マルシリウス・パドゥアの実定法理念」法学研究四八巻九号三一―五九頁、同「マルシリウス・パドゥアの自然法思想」法学研究五〇巻八号一八―四五頁、同「マルシリウス・パドゥアの神法理念」法学研究五一巻八号一―四三頁参照

(187) 近年、ポスト・モダンという言葉がみられるが、モダン（近代）に対する評価はともかく、モダンが存在することを前提として、ポスト・モダンを論じている。しかし、古代や中世と区別されるだけの近代が存在するとすること自体が、近代人の思い上りにすぎないのではないであろうか。世界のごく一部の地域の価値基準をもとにして、近代とか、近代化とか、先進国家・後進国家とか、先進地域・後進地域とかを論ずることは、独断と偏見にすぎないのではないか。そもそも一七・一八世紀西欧世界における近代・古代優劣論争、発展概念による近代概念発見の初期の様子をみても、近代概念はかなりいいかげんなものでなかったかと思われてならない。歴史が発展したのではなくて、歴史観が変わったのであり、それが思い上りによって天空高く舞い上がっているにすぎないのではないかとさえ思われる。cf. Carl L. Becker, The Heavenly City of the Eighteenth-Century Philosophers, Yale University Press 1932, pp. 31, 88, 96-97, 130-137. スウィフト『桶物語・書物戦争他一編』（深町弘三訳、岩波文庫）一五九頁以下（書物戦争）参照。ちなみに近代の始期ひとつをとっても説さまざまで、早くは一二世紀に始まって今日に及ぶとするものがある（レオ・バレット『レンブラントとスピノザ』奥山秀美訳・法政大学出版局三―五頁）が、ベッカーによると、西欧の一八世紀人は現代人よりも一三世紀人にはるかに近かったという（op. cit., p. 31）。なお、宇野哲人・前掲書は、宋初から清末までの約九百五十年を近代とし（二三七頁以下）、中村元著・春日屋伸昌編訳『中村元英文論集2・日本思想史』（一九八八年、東方出版）は、江戸時代を近代とする（一四六頁以下）。

(188) あるテレビのクイズ番組で、北大のポプラ並木のポプラの語源は人民をいみするポプルス（populus）であると説明されていた。しかし、この説は間違いで、たまたま綴りが同じだけだと思われる。ちなみに、キケロは、『プルターク英雄伝』によれば、もともと、あだ名で、これを「えんどう豆」（cicer＝chickpea）と訳しているものもある（村川堅太郎編訳『プルタルコス英雄伝(下)』ちくま文庫二七三頁）。城戸幡太郎によれば、明治末頃、私塾巣園学舎の遠藤校長は、「キケロと孟子」という題の講義をしていたという（蝦名賢造『遠藤隆吉伝』一九八九年、西田書店一二六頁）。筆者同様に、同姓のよしみで、キケ

ロに愛着を感じたためではないかと推測するのは、少し失礼であろうか。前注(57)の松陰の『講孟劄記』は、周知のように、幽閉の間、同囚を相手に始められた講義の記録で、至誠、人の胸を打つものがある。時代状況から、漢土に対する皇国の特殊性を強調するあまり、普遍性を欠くうらみがあるものの（なお、中村元・前掲書二三三頁以下、二五九頁以下参照）、古典が言葉の本来の意味でのラディカル(radical＜radix＝root)をはぐくむ一例のように思われる。ケーベル博士の薫陶をうけた右の遠藤隆吉博士には古典学の構想があったそうだが(前掲書二三三頁)、北大百年史によると、法文学部創設期の先人には「北のアテネ」たらんとする夢があったという。このような夢をいだいた学部創設期以来の最後のメンバーである石川教授を送るにあたり、無量の感慨を禁じえない。

重ねて蛇足ながら、本稿の題名をみて、キウイとレタスにパプリカを使った野菜サラダと誤解したご婦人がいた。専門家の論文からなる本特集号の本格的料理の中にあって、その程度の役割をみたすことができれば、さいわいである。

（補注）本稿三一〇頁12行目は誤訳で、正確には「いかなるキーウィタースも、正義によって服従者（奴隷）たるよりも、不正義によって支配者(主人)たることを選ばないほどに、おろかではない」となる。この部分は、プラトン『国家』第二巻のグラウコンの説によく似たフィリスの説を紹介したもので、第三巻全体のキケロの趣旨は、この説を否定するところにあると解されるため、あえて逆の意味となる誤訳のままにしておく。

ホッブズに関する別稿には、つぎの原稿ミス、誤植、校正ミスがありました。つぎのとおり(括弧内に)、訂正いたします。全体について、ホッブス（ホッブズ）。6頁5行目、国家レベル（国家間レベル）。50頁12行目、公に向く（公に向かう）。56頁8行目、57頁10行目、同17行目、Tow (Two)。60頁20行目、p. 297 (p. 298)。63頁2行目、マンゴルト（マネゴルト）。68頁23行目、Devine (Divine)。71頁8行目、ルソー「政治経済論」（ルソーは「政治経済論」）。